

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成26年2月28日)

○ 日置記平委員長

皆さん、おはようございます。それでは、教育民生常任委員会の昨日の続きを開催いたします。

委員の皆さんのお手元にお配りさせていただきました追加資料についてであります。順次説明をしていただきますでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

おはようございます。障害福祉課長の水谷でございます。よろしくお願いいたします。

本日の朝お配りさせていただいております資料ナンバー10の1ページ目をごらんいただけますでしょうか。横になりまして申しわけございません。障害福祉費の主な増減につきまして、説明をとということでございます。

障害福祉費でございますが、まず、生活介護事業費でございます。こちらのほうは、たんぼぼを初めとしまして、非常に障害の重い方の社会参加を促進する施設に対しての事業費でございます。平成25年度の当初予算としましては、14億8500万円余を計上しております。平成26年度は18億2300万円ということで、3億3700万円余の増を見込んでおります。これは主に、かすみの里など新しくできた事業所のほかにも市外のほうにも一つ新しい事業所ができております。また、来年度は、市外でございますけれども、増床計画というのがございますので、そこらあたりの伸びを見込みまして計上してございます。

右のほうの欄には、平成25年度の予算に対して、延べ人数での積算の人数、見込みの数字、その隣が平成26年度の予算の延べ人数の見込み、括弧書きで対前年の増減を計上してございます。

また、一番右端は、平成24年度の決算額に対する人数分、何人であったかというのを参考に出させていただきます。

2行目の共同生活介護事業費でございますが、3行目の共同生活援助事業費とあわせてごらんいただければと思います。

共同生活介護事業費、いわゆるケアホーム、ある程度障害の重い方が共同生活をする部分でございます。3行目の共同生活援助事業費、こちらはいわゆるグループホームといわれるものでございます。この平成26年4月からは、共同生活介護事業費、いわゆるケアホ

ームとグループホームが一本化をされまして、ケアホームという概念がなくなります。したがって、共同生活介護事業費のほうで今まで2億円余の予算計上をしておりましてけれども、共同生活援助事業費のほうにその分が回っていきます。したがって、共同生活介護事業費のほうが大幅な減となり、逆に共同生活援助事業費のほうが大幅な増となる見込みでございます。

またあわせて……。

○ 日置記平委員長

中森委員、今、きのうの資料を説明してもらっているんだよね。

どうぞ。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

新たにこのグループホームのほうでございますけれども、市外でございますが、来年度、また一つできる話を聞いておりますし、四日市市内の方が多数そちらのほうに、もう既に予約を入れているということでございますので、その分を見込んでの計上をさせていただきます。

次の就労継続支援事業費でございますけれども、こちらも国のほうが就労支援の後押しをしている関係もあって、多数の事業所が四日市市内にもできておりますし、四日市市民の方も、50を超える事業所のほうでご利用いただいております。最近でも、四日市市内に一つ新しく事業所ができましたし、また3月からは、市外でございますけれども、新しく事業所が一つ開設するというふうな情報もございますので、そこらあたりも見込んでの計上でございます。

たんぼぼ管理運営費につきましては、さきの議会のほうでも説明させていただきましたけれども、利用料金制のほうから使用料制のほうに変わりますので、その分の計上をさせていただきます。

次の計画相談支援費でございますけれども、こちらのほうも、社会福祉協議会さんを初め、新たに五つの事業所がふえますので、その分の計上でございます。

続きまして、次の自立支援医療費でございます。こちらのほうは、いわゆる更生医療といいまして、身体障害の方の障害の軽減であったり障害の除去に伴う通院の医療の部分、あるいは入院の医療の部分。一番多いのは人工透析等でございますけれども、年度によっ

で非常に増減がございます。そこらあたりのところも、過去のトレンド等を見込んで計上してございます。

次の相談支援事業費でございますけれども、こちらは個別調書のほうで説明させていただいたとおり、新たに四日市福祉会さんのほうが事業所を開設されますので、そちらのほうの分を見込んでございます。

また、その他の事業でございますけれども、いわゆる補装具であったり、日常生活用具費であったり、日中一時支援事業費であったり、事業所の通所費の助成であったり、タクシー料金の助成事業であったり、その他非常にたくさん細かい事業がございまして、そういった事業の増減等の集計をこちらのほうで出させていただきます。これらによって、7億1400万円余の増という形での計上となっております。

私からの説明は以上でございます。

○ 橋本健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

所長の橋本でございます。続きまして、保護課の実施体制についてご説明させていただきたいと思っております。同じく資料ナンバー10の2ページをごらんいただけますでしょうか。

先日の資料の中で、平成26年4月1日の世帯数を記入しておりませんでした。申しわけございません。ここに2月1日現在でございますが、世帯数を入れさせていただきました。あわせまして、それぞれの持ち分等の変化も記載いたしました。1行目の表でございます。

次に、どのような業務を査察指導員、現業員が担っているかにつきまして、2段目の表に主なものにつきましてお示しさせていただきました。

査察指導員につきましては、現業員の活動状況の把握、現業員の訪問の進行管理、それと保護世帯の現状把握、課題分析、援助方針、援助の実施というような部分をはじめ、現業員への助言、指導、5番目としまして、援助困難世帯への対応につきまして、現業員との連携を求めまして指導していくという形になってございます。

現業員、よく耳にいたします言葉といたしますと、ケースワーカーの業務でございます。1番の保護開始時の各種調査を初めまして、援助方針の策定、保護世帯に対します指導援助、最低生活費の算定、訪問活動によります実態把握というものを業務としてございます。

続きまして、保護課の組織でございます。図にいたしますと、3段目のところになります。課長以下、課長補佐、庶務事務等を行っております管理係をはじめ、生活保護世帯の自立支援の直接の業務を行っております保護係の3系の体制になっております。

保護係の中に係長を兼ねております3人の査察指導員が各係員の指導を初め、先ほど申し上げました業務に当たっております。また、係員が直接、保護世帯の訪問活動をして、実態把握、指導援助を行っております。あわせまして、面接相談員、就労支援員を配置しております。

点線以下でございます。平成26年度変更分としてお示しさせていただきましたが、保護係を1係ふやしまして、業務の充実を図りたいと考えております。

体制を充実することによります効果といたしましては、査察指導員、現業員それぞれの業務でお示しいたしました中で、特に現業員のところでございますが、5番目の訪問活動、3番目の保護世帯に対します指導援助の点、査察指導員の部分でございますと、現業員への援助指導、5番目の援助困難世帯への対応の点で充実ができるかと考えております。

これらの効果では、不正受給の防止の点におきましても、訪問活動の充実による生活実態の的確な把握、権利義務の周知の機会の増加、それと査察指導員と現業員との連携がより密になることによりまして、援助困難世帯への適切な対応、制度のよりわかりやすい説明への工夫などの、より効果があると考えております。

以上でございます。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

健康づくり課、藤田でございます。私のほうからは、ヘルスプラザの件と介護予防の件についてご説明申し上げます。

まず、3ページをお願いしたいと思います。これは、議員説明会で議員の皆様から頂戴した意見に対しての対応を挙げさせていただいておりますが、議会事務局のほうから三重北勢健康増進センターに係る会議録ということで、この厚い冊子が昨日お配りされておる中の一番最後の右肩11番で、12月12日に開催のあった教育民生常任委員会協議会における資料、健康福祉部資料ナンバー6となりますけれども、これをあわせてごらんいただきたいと思います。

見当たらない方につきましては、コピーをとってきておりますので……。

○ 日置記平委員長

ナンバー6って、前にもらっているやつよね。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

はい。右肩ナンバー6及び、もう一つナンバー13というものをお願いしたいと思います。11月定例月議会の資料で、12月10日の教育民生常任委員会協議会資料でございます。よろしいでしょうか。協議会の議事録、右肩11番についておる資料でございます。

それでは説明させていただきます。10月28日に議員説明会で頂戴したご意見に対する対応状況でございます。

まず、伊藤修一議員のほうから、7000万円の赤字をどのようにするのか整理して資料の提出をとということにつきましては、資料13ページでございます、平成27年度以降、機能見直し後の収支予定ということで、事業を実際に行う部分については、390万円の黒字ベースになりますが、その他の維持管理費で7400万円ほどが必要になってくるということで説明させていただいております。

また、議員説明会以降予定されている保護者会との意見交換について報告を求められたものにつきましては、同じくこの資料の11ページから12ページにかけて、西日野にじ学園、きらら学園、あけぼの学園の保護者会の意見とその対応状況を挙げさせていただいております。

小林博次議員から、設立経過についてきちんと示すようにというご指示がございました。それにつきましては、この資料1ページでございますが、設立経緯ということで、下線部分の修正をさせていただいております。

また、豊田委員から、各団体から聞いた意見の、どういった意見を採用して採用しなかったかということにつきましては、2ページから12ページにおきまして、まず、議会のほうからのご意見に対する対応、それと各種団体からいただいた意見に対する対応状況を挙げさせていただいております。

また、中森委員から、あいてきた場所につくるものか、本来からつくるべきものであったかというところの資料につきましては、14ページでございます施設用途検討案ということで、現在の利用方法、平成23年度に見直したときの案、平成27年度以降の案というところでご説明をさせていただいております。

なお、小川委員から、愛知県で、各市町でつくっているようなところの状況を把握して、現在のニーズを把握するようにというご意見に対しましては、同じくこの資料の15ページで、愛知県岡崎市の岡崎げんき館、刈谷市のげんきプラザについての調査の説明をさせていただいたところでございます。

1枚めくっていただきまして、12月12日に教育民生常任委員会協議会で頂戴いたしました各意見についての対応状況を説明させていただきます。

芳野委員から、第3次障害者計画の中に健康増進センターの位置づけがないのではないかとということにつきましては、障害者計画に、障害のある人自身が健康増進のきっかけをつくるため、健康体操や栄養指導を行うという記述をさせていただきますと、健康づくり教室をヘルスプラザで実施させていただきたいと思っております。

小川委員から、三重県と運営に関しての補助金の交渉をすべきであるというご意見を頂戴いたしまして、ヘルスプラザの運営費については、覚書で補助しないということが明記されているということで、県の補助は得られませんが、今後実施してまいります健康づくり事業の事業補助でありますとか障害者用のトレーニング機器、ヘルスチェック機器、こういった備品等の購入費について、今後、協議を行ってまいりたいと考えております。

また、2番、3番の岡崎市、刈谷市の視察報告書、並びに市内にごございます健康増進施設についての資料につきましては、先ほどの資料ナンバー13で追加資料といたしまして、視察報告並びに四日市市における健康増進施設の資料を提出させていただきました。

中森委員から、トレーニングジム設備の更新をして、健康づくりにかかわっていくきっかけづくりができるようにするべきであるというご意見に対しまして、検討した結果でございますが、障害者、高齢者が使用できるトレーニング機器を整備いたしまして、有疾患者、障害者、高齢者等の健康づくり教室で使用する以外にも、教室の修了後にも障害者や有疾患者が使用できるように検討いたしましたところでございます。

また、健康づくり教室や障害者が利用しない時間帯につきましては、一般公開といたしまして、一般市民の方にもご利用いただくことを検討いたしました。

さらに、現在、使用しておりますトレーニングジムの機器のうち、使用可能なものについては、引き続き使用してまいりたいと考えております。

続きまして、5ページに、今回検討いたしました各施設における図面で事業を落とさせていただいております。

まず、下段1階の部分でございますが、図書整備、健康情報の発信、その横の健康ボランティアの拠点、それと右下、機能訓練室での障害者の健康づくり教室につきましては、以前にお示ししたところから変更はございません。

2階部分でございますが、先ほど申し上げましたトレーニング機器でございます。まず、フィールドの左側のところに障害者用のトレーニング機器、この曲がりの部分に障害者の

トレーニング機器の設置を考えております。また、フィールドの上の部分、ランニングトラックとあるところがございますが、この列に既設のトレーニングジムの機器を設置したいと考えております。また、フィールド内、ランニングトラックも含めまして、高齢者、障害者、有疾患者、それと特定保健指導の対象者を対象といたしました健康教室を予定しております。

右下のところにヘルスチェック機器とございますが、これは身長、体重ほか、血圧であったり体脂肪、筋肉率等のヘルスチェックを行うための機器の設置を予定しております。

図面は以上でございます。

続きまして、介護予防の件でございます。10ページをお願いいたします。本市の介護予防事業の現状についてご説明申し上げます。

区分といたしまして、一次、二次、三次予防の区分を挙げさせていただいております。

まず、一次予防でございますが、元気な高齢者を対象といたしまして、生活機能の維持向上に向けた取り組みを実施いたします。

二次予防につきましては、虚弱な高齢者を対象といたしまして、要介護状態になることを予防するという事業でございます。

三次予防につきましては、軽度の機能低下が認められる高齢者を対象といたしまして、状態の悪化を防ぎ、また、改善を図る事業を実施いたします。

対象者は、先ほど申し上げたとおりでございます。対象者数はごらんのとおりでございます。

それに対しての事業の内容でございますが、一次予防については、よっかいち！はつらつ健康塾、並びに地域でお達者クラブ、いずれも介護予防の知識とか運動を啓発する事業でございます。

二次予防につきましては、いきいきフレッシュ倶楽部、これは同じく地域包括支援センターに委託して実施しておる事業でございます。その他、訪問、電話による相談等も行っております。

三次予防につきましては、予防給付サービスといたしまして、通所介護、訪問介護といった介護保険制度によるサービスを実施いたしております。

続いて、11ページをお願いしたいと思います。平成26年度からよっかいち！はつらつ健康塾を全地区において9回実施を予定しております。委託料の積算内訳を挙げさせていただいております。

まず、地域包括支援センターの看護師さんの賃金といたしまして、準備費用、事前、事後の協議でありますとか、実施当日の費用、それと事後の調整等々の人件費でございます。

2段目でございますが、在宅介護支援センターの事務員の賃金でございます。これも先ほどと同じように、事前、事後の協議、当日の実施、事後調整に加えまして、地域のほうの事前案内周知でありますとか、その後の地域の調整等々の費用を上げております。

3段目につきましては、健康ボランティアさんも一緒に事業を行いますので、ボランティアさんへの協力費といたしまして、交通費等の実費を計上させていただいております。

その他の事務費といたしまして、会場の使用料とか教材費等々で2671万5000円の予算を上げさせていただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。資料につきましては、戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。国民健康保険料収納の取り組みについてというところでございます。

国民健康保険料の収納につきまして、現年度の目標収納率を90%に置いてまいります。その中で、窓口納付相談、日曜納付相談、勧奨による口座振替新規加入、保険料収納室職員による電話催告、それと、新規に外部コールセンターによる電話催告を行いまして、平成26年度の目標をごらんの表の数値に向かって取り組みを進めたいというところで考えてございます。

一方、滞納繰り越し分の目標収納率につきましては、17.1%を掲げてございます。納付誓約書の受理、文書催告、滞納処分の実施、それから収納推進課への移管によりまして、平成26年度目標に向けて取り組みを進めたいというふうに考えてございます。

この中で、収納推進課への移管でございますが、現在、国民健康保険分については約500件でございます。この取り扱い案件をふやしてもらいまして、滞納繰り越し分の収納につながるよう働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

平成26年度の収納の取り組みでございますが、初期対応の強化、職員のスキルアップによりまして、収納率向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

外部コールセンターでございますが、これは平成26年度から新規に取り組むものでございまして、土、日、祝日、平日の夜間など、曜日や時間帯を変えて3回電話をするもので

ございます。

それと、職員による電話催告も回数を毎月3回から毎月5回にふやしまして、初期滞納者が累積滞納者になることを防止することを目指してまいります。

それから、研修講師の派遣でございますが、これも平成26年度新規でございますが、国税や県税等のOBの方を講師としてお招きしまして、3回、納付交渉の術であるとかというところで、滞納整理の手法を習得していきたいと考えてございます。

それと、滞納処分の対象の拡大でございますが、平成26年度におきましては、新たに売掛金に着手をしていくということを考えてございます。

資料は、次の7ページをお願いしたいと思います。国民健康保険料と国民健康保険税についてご報告を申し上げさせていただきます。

まず、料と税の比較でございます。保険料の根拠となりますのは、国民健康保険法第76条に、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでないというところが起用されてございます。

一方、地方税法では、国民健康保険税を課することができるというふうな規定がございます。同じ目的でありながら、料と税の大きな違いは、徴収権、還付請求権が料の場合でありますと2年、税では5年となっているところでございます。

全国的に、自治体の数といたしましては、料方式が237、税方式が1505、括弧内はそれに応じた被保険者の数でございますが、料方式は1611万人、税方式では1825万人となっております。

県内の市におきましては、本市のほか、津市、伊勢市、いなべ市が料方式でございますが、これ以外の市が税方式を採用しているところでございます。

この保険料は、昭和13年、国民健康保険制度発足当時に創設されてございますが、国民健康保険税につきましては、昭和26年、当時の財政事情から、税のほうが義務観念も向上し、徴収実績も向上することが期待されたことから制度が設けられたものでございます。

2の税方式の特徴でございますが、一つは、先ほども申し上げましたが、財産差し押さえ時の徴収権は、税の場合は、他の国税とか地方税と同順位となっております。

二つ目は、消滅時効に至る期間が5年でありまして、他の市税と同列に扱うことが可能でございます。

三つ目といたしまして、税債権の一つとして市税徴収部門で徴収を一括して行うことが

できる、こういうところが長所でございます。

8ページをごらんになっていただきたいと思います。一方で、料方式の特徴でございますが、保険料の納付と保険証の資格の関係、あるいは給付の関係などの手続を同一課でワンストップで行うというところが特徴として挙げられるところでございます。

次に、同格市の調査を先般行わせていただきました。その結果でございますが、現年度の収納率につきましては、料方式が88.7%、税方式につきましては、89.1%でございます。現年度分と滞納繰り越し分を合わせた全体におきましては、料方式では68.7%、税方式では62.8%となり、一概には、税という扱いが被保険者の納付意識を向上させて収納率につながっているとはなかなか言いがたいという状況でございました。

国民健康保険運営につきましては、平成29年度をめどに都道府県単位化が進められているところでございます。こうした中で、制度の枠組み、保険料負担のあり方など、制度の変更を注視してまいりたいと思います。あわせて、この間においても、滞納整理についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、資料につきまして、9ページをお願いいたします。国民健康保険に係る都道府県広域化のスケジュール等についてでございます。

昨年の8月6日に国民会議報告書の中で示された概要でございますが、国民健康保険に係る主体を都道府県とする。それから、都道府県と市町村が適切に役割分担を行うということが示されてございます。その後、12月5日のプログラム法案の中では、国民健康保険財政運営の都道府県単位化、市町村との役割分担、それから、低所得者の方への保険料負担の軽減と限度額の上限引き上げということを2014年度から2017年度までに順次実施していくということが明記されております。

その後、2月4日になるんですが、この国民健康保険制度の基盤に関する国と地方の協議が開催されまして、国民健康保険財政上の分析とその解決策、あるいは運営に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方が協議をされていくというところでございまして、7月に中間取りまとめを行う方針が示されているところでございます。

今後の動向につきましては、平成29年度の都道府県広域化の実施に向けまして、平成27年通常国会へ法案提出をするというところが示されてございます。

こうした中で、市といたしましては、この検討の方向を注視するというところと、その中で支払準備基金の扱いも含め、制度の具体的な内容の情報収集に努めてまいりたいと思います。あわせて、基金の扱いにつきましては、保険給付費の推移状況を見ながら、活用

について検討してまいりたいと考えてございます。

それから、次が、資料の12ページをごらんになっていただきたいと思います。後期高齢者医療保険の平成26、27年度の保険料率についてでございます。

後期高齢者医療に係る費用負担につきましては、窓口で支払っていただきます患者負担を除きまして、約1割を保険料として賄ってございます。料率につきましては、2年ごとに算定をするというところで、2年間の事業費と保険料以外の収入を見込みまして、保険料の賦課総額を算出してまいるというところでございます。

3の(1)、(2)の中で、被保険者数、あるいは医療給付費の推移見込みをお示しさせていただきまして、対前年度伸び率を見てまいりますと、被保険者数につきましては、2%程度、医療給付費につきましては、3%から4%と、こういうところで伸びてきているという状況をごらんになっていただけたらと思います。

資料の13ページをお開きになっていただきたいと思います。こういう状況を踏まえまして、2年間の事業費と保険料以外の収入を見込んだものでございます。2年間の総事業費が3906億3583万4000円と、保険料以外の収入、3504億3050万9000円から導き出しますと、丸Aのところでございますが、均等割が4万4424円、所得割率が8.60%というところで算出されてまいります。ここで、今回の改定に当たりまして、平成24、25年度における剰余金の見込みと県からの財政安定化基金交付金12億円を活用いたしまして、保険料の再度の計算をしてまいります。

このようにして、再度導き出されてきますのがアンダーラインのところ、均等割額4万3050円、それから所得割率が8.30%となってまいります。

4の表のところでは、平成24年度、25年度の実績と、26、27年度の三重県の金額、率を全国平均とした表でございまして、1人当たりの保険料額、三重県では5万7341円、これに対しまして、全国平均では6万706円というふうになっているところでございます。

それから、債権回収担当の専任職員配置の資料についてでございますが、部長のほうから財政経営部のほうへお伝えさせていただいているところでございますが、きょうには間に合っておりませんが、後日提出をさせていただくところでございますので、ご報告させていただきます。

私のほうからは以上でございます。

○ 日置記平委員長

参考資料についての説明は、最後の財政経営部がまだ出てきていませんが、それを除いて、今説明のあった部分について、皆さんの質疑をお受けいたします。

それぞれ要望を出した皆さん方からどうぞ。

○ 中森慎二委員

たくさんあるんですけども、国民健康保険の話できょうの資料の6ページです。国民健康保険料収納の取り組みについてという資料を出していただいたんですが、ここで現年度目標収納率が90%ということなんですが、これは何%を90%にしたいのかという、これは現年度分ですけど、下の滞納繰り越し分も17.1%の目標収納率は何%から17.1%にしたいのかというのをちょっと後で教えてください。

それと、2番の、平成26年度の収納の取り組みで、外部コールセンターの予算額が6万8000円となっているんですが、本気でやる気がある額なのかなと。6万8000円で年間を通じて、この人たちに何回コールしてもらおうのかというのが僕は想像できないんですが、この程度の予算で本気にやろうとしているのかなというのがちょっと、私は本気度がわからないんですが、国民健康保険の年間納付の欠損処分額って幾らですか。それと比較してみると、新たな取り組みにかかる予算が余りにも少な過ぎるんじゃないですかね。これで十分な対応ができるということならいいと思うんだけど、そうじゃないんじゃないかなというふうに思うので、そこら辺のところをちょっと教えていただけませんか。

○ 松岡保険年金課長

まず、目標収納率でございますが、平成24年度実績で、現年度分が89%でございます。これを踏まえまして、目標率90%と設定をさせていただいているところでございます。

それから、滞納繰り越し分につきましては、17%でございますので、17.1%と、コンマ1上げるようなところでございます。

それと、ただいまの外部コールセンターのところでございますが、予算額は6万8000円でございます。今回、新たに取り入れるというところでございまして、試行的に様子を見ながら、反応がよければ、順次、今後、補正予算も見据えて拡大のほうをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

現年度分が89%から90%、それは額にして幾らなのかな。それぞれ滞納繰り越し分も含めてちょっと教えてください。

それと、外部コールセンターの話ですが、従来、職員の皆さん方の督促は8時半から5時まで、また、ウィークデーという限定の中で、それだけではだめだということで外部コールセンターの機能を活用しようというのが平成26年度の取り組みの大きなポイントじゃないんですかね。試行じゃなくて本格的にやらないかんのじゃないですか。6万8000円で何人が何回かけるんですか、これで。それで効果があるかないかなんて、どうして検証できるの。今、職員の方はそれじゃ、月5回で何人がどういうふうにかけているの。その現状をフォローするための外部コールセンターの導入じゃないの。

だから、現年度分の収納率を上げるときには、特に外部コールセンターの機能が重要だということで取り組もうとしているんだとしたら、6万8000円では話にならないじゃないの。誰が見たって、こんな予算で収納率がアップできるんですか。いや、これですばらしい成果を上げるなら、徴税费というふうな捉え方をしたら、経費をかけずに上がるならばすばらしいことかもわからないけど、そんな簡単な話じゃないと僕は思うんだけどな。どう考えてみえるのかな。

○ 日置記平委員長

もう少し詳細を説明していただいたほうが、より理解できると思うんだけど。

○ 松岡保険年金課長

この外部コールセンターにつきましては、国民健康保険団体連合会の共同事業の中で取り組みをさせていただくものでございます。

確かに委員ご指摘のとおり、職員の電話と別のところから、曜日、時間帯を変えて電話するということなんですが、新規の方はなかなか様子がわからないということと、職員も電話をする、それから、収納コールセンターからも電話をするというところで、あわせていろんな角度からやっていきたいと考えてございます。

この額につきましては、単価的なことと件数的なことの見合いがありますので、効果をどのように検証するのかということも含めて、まず、この年度の中で取り組みをやらせていただきたいというふうに考えてございます。

○ 中森慎二委員

全く理解できない。6万8000円、1年間12カ月で割ったら1カ月幾らになるんですか。1万円にも満たないじゃないですか。1万円にも満たない人件費で外部コールセンターをやりますって、そんな大上段に構えて言えるような話じゃないんじゃないの。職員さんの2時間、3時間の時間外の部分の人件費もないぐらいの話ですよ、これ。

僕は、そのところがよく理解できない。議会は滞納分をできるだけ減らさない、現年度分も大事ですよということを言っているけれども、徴税費をかけるなどは言ってないですよ。必要なものはやっぱりかけないかと思うんですよ。徴収コストというものは、やっぱり付随して要るものはしょうがないじゃないですか。

というのは、それを言っているのは、先ほど言ったように、年間における不能欠損額と比較したときにどうなのかとか、そういうものと比較する中で許される予算の範疇というのは僕はあると思うんです。そうじゃなくて、これでやりましたみたいな、そんな話では、ちょっと僕は納得できないですね。しかも、議会全体としては、決算でもあれだけの指摘をしているわけじゃないですか。コールセンターの予算をもっと増額して、あるいは外部委託してもいいじゃないですか。国民健康保険団体連合会だかそういうのを使わなくたって。それは地方税法上でも認められているんじゃないの。この電話督促ぐらいの話については、民間に委託したところでも。

だから、本格的にやるというふうな姿勢を示さないと、1%とか0.1%という目標を掲げてみえるんだけど、ちょっと僕はそれは違うんじゃないかなと思う。

部長、本当にこの6万8000円でやろうとしているんですか。

○ 村田健康福祉部長

コールセンターについて、私ども説明のほうがちよっとし切れていないので、その部分もあわせて答弁させてください。

まず、コールセンターの目的としては、現年度分への対応が中心ということで今考えています。というのは、きのうもご説明で申し上げたように、初期に滞納が出ますと、そのままずっと滞納が続いていくという傾向がありますので、やっぱり初期を中心に考えていきたいということで、今回のコールセンターについても、その時期を狙っていきたいということがございます。

それから、この費用の部分でございますけれども、これは国民健康保険団体連合会のほうでコールセンターを一括で委託契約をして、県内の各市町が共同事業で実施するということになります。そういうこともありまして、単価としては、単独でコールセンターを委託するのに比べますと、随分安くなっているというふうに私自身は理解をしております。

金額的には、徴税コストは必要じゃないかというご指摘をいただいたのは、大変私どもとしてもありがたいお言葉やというふうには思っております。ただ、今、とりあえず当面、国民健康保険団体連合会の中にこういった共同事業のベースがございますので、まずこれを使って、現年度の初期滞納の部分をしっかりやらせていただきたいというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

だから、しっかり現年度分をやっていただくために、幾ら共同運用で安くできていたとしても、6万8000円の予算では無理じゃないですかということを申し上げているんですよ。もっと言えば、共同でやるけど、28億円の滞納累積をやる市町村がほかにあるんですか。三重県でも四日市が断トツじゃないの。だから、そのところは歩調を合わせて共同であればいいという話じゃなくて、四日市独自でもやらないかんじゃないかと我々は言っているわけです。だから、そのための予算案としては、こんな6万8000円では足りないと僕は言っているんです。じゃ、この6万8000円で何人の人が年間何回かけているんですか。安くできているって言われるけれども。

○ 松岡保険年金課長

この共同事業のセンターがございまして、そこから専任のオペレーターの方が電話をしてもらおうというところでございます。件数的には、一月当たり80件を考えてございます。

それと、現年度分のコールセンター活用でございますので、納期が最初が7月でございます。その後、8月に督促状が出て、9月からの半年間の中でこの活用をやっていきたいというふうな計画でございます。

○ 中森慎二委員

それで、現年度分の滞納が目標を達成する分になるわけですか。1カ月80件、1日3件ぐらいの電話で。もうちょっとそこら辺は考えないかんのじゃないかなと思うんです。改

めてまた整理して答弁してください。

それと、次の国民健康保険料と税の話。改めて資料を見せていただいて、税にして全く問題ないなど私は痛感しました。三重県内でも税のほうが多いじゃないですか。10市。市長の答弁でも、平成29年度に県で統一化されると言われるけど、県内ですら税が10市あって、料方式が4市しかない。市民に対しては混同しているわけですね。それを統合するのに何ら問題ないじゃないですか。

問題は、四日市市として、保険料の徴収に対してどちらが行政側のメリットがあるのか、そのことの方式の選択を求められているということを私は申し上げているわけであって、県で一括統合することと全く別次元の話ですよ。この料と税の話は。現年度分って皆さんおっしゃるけど、現年度分の8ページの資料を見たって、税のほうで成果が出ているじゃないですか。鈴鹿だって桑名だって税でやっているわけでしょう。この近く、隣接でも。だから、県の統合するということが、この四日市が税に移行することがネックになることではないと私は思うんだけど、そのところを改めて教えてくださいませんか。それがネックになるんですか。

○ 日置記平委員長

お一人、傍聴者が入られました。

○ 松岡保険年金課長

確かにご指摘のとおり、税方式のほうで現年度分については89.1%、料方式の88.7%に比べまして、収納率のほうでは上回っているというところが出てございます。

一方で、私どもが考えてございます料方式の特徴のところ、例えば滞納がある方が保険証の更新、今は資格証明書なんだけれども、短期保険証に変えたい、そういったところで、どれぐらいの納付をすればいいのかといったことが身近なところでやりとりができる。ここに書いてございますワンストップで行うことができるということがまず挙げられるかなと思います。

それと、もう一方の広域化の話でございますけれども、これについては、一旦、県のほうへ行くところですが、その際に税方式を選択していいのか料方式なのか、その辺があと3年後に控えまして、それを見た上で判断するということもできるんじゃないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

窓口の話を言われたけど、今の窓口にそのことを説明できる職員を1人、2人配置しておけばいいじゃないですか。何も問題ないでしょう。だから、ワンストップサービスというのは、対応する職員さんの知識に委ねる部分であって、行政のシステムは人が補完すればいいんですよ。だから、そのことが税に移行することの最大の問題点ではない、市民の課題になるものではないと私は思うんです。だから、全く言いわけですよ。

平成29年度の県で一括する方式がどちらなのかわからないからという、そんな悠長なこと言っていていいんですか。28億円も滞納累積があつて。そうじゃなくて、今、四日市がやらなくちゃならない方策が何なのかということの選択が大事であつて、平成29年度まで待っていて、わからないから、じゃ、それを県が、国が滞納額を、累積の28億円を補完してくれるんですか。今、あなたたちがやらなくちゃならないことはあるんじゃないの。だから、そのためにはどういう方式を選択するのがベストなのか。3年間待てないと僕は言っているんですよ。待つ必要もないし、誰も責任とってくれないじゃないですか。しかも、三重県内にも税も料も両方式が採用されていて、しかも税方式のほうが多いと言われている。そういうことも考えたら、私は何の問題もないと思うし、移行する必要性は、今、四日市の現年度分、累積の滞納額28億円をどう回収していくか、そのためにはどういう方式が一番いいのか、このことを今、四日市が選択することしかないんじゃないですか。

だから、そここのところをやっぱり考えていかないと、市長の私どもに対する答弁は、僕はおかしいなと思うんです。移行することにあるから、検討することはちょっとあれなんだという言い方をしてみえたけど、そうじゃないもんね。だから、そここのところを本腰入れて考えないと、誰も責任とってくれませんよ。四日市の行政として判断するしかないじゃないですか。

一旦それで終わります。

○ 日置記平委員長

今の部分は財政経営部との共同作戦でやるのかと思うんだけど、健康福祉部だけで滞納推進については今やってみえるんですか。

それと、これは非常にいい指摘をしていただいたんで、現状分析が進みやすいのかな。

何をどうするんや、いつまでにという、よくここの委員会でも出てきた対策の目標を立てたら、いつからスタートして、いつで終わると、その目標数値が何%で金額がこれだけというふうな、その詳細の一つがこの外部コールセンターということになると思うんですが、やっぱり現状分析は極めて甘いと思います。しっかりとここのところはやっていただきたいと思いますが、財政経営部との関連も含めて。

豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

引き続きまして6ページ。この資料でわかりにくいところを幾つかお聞きしていきます。

今、質問にもあって、答えがなかったんですけども、現年度目標収納率を90%にする。もっと金額でわかりやすく示してほしい。収納できていないのが幾らで、それが幾らになるのか。滞納のほうも同じです。

それから、外部コールセンターによる電話催告の件数ですけど、1年間240件というのは、1件というのはどうやってカウントするのかな。かけたら1件なのか、つながったら1件なのか、何をしたら1件なのかというのがよくわかんないので、そのこと。

それから、研修講師の派遣というところの平成26年度の説明で、助言、指導を受けるとあるんですけども、これは具体的に、1回講演会を聞くだけなのか、それとも現場にいて何か助言してくれたりするのか、内容がよくわからないので、そこも教えてください。

○ 松岡保険年金課長

収納額、未納額につきましては、今ちょっと資料を出しますので、後でご答弁させていただきます。

二つ目の外部コールセンターでございますけども、私は先ほど3回電話をさせていただくというふうに申し上げまして、その3回のコールを1件とカウントいたします。3回コールで1件とカウントいたします。

それから、研修講師の派遣の助言、指導でございますが、この大まかなメニューといたしましては、まず1回目のときに、基本的な事項の指導とか滞納整理案件ごとの教示をいただきます。それで学習しまして、その後、2回目、3回目につきましては、具体的な事例につきまして、納付交渉であるとか処分への導き方、それが適切であるかどうかということを確認、再指導いただくということを2回目、3回目、重ねてまいります。

○ 豊田政典委員

じゃ、研修講師からですけど、3回やるというので、単に研修の講演会を受けるだけじゃなくて、四日市の状況、やっている方法、現場のやり方について、四日市の状況を知った上で具体的に指導を受けると。もう少し詳しく言ってください。

○ 松岡保険年金課長

今申し上げた2回目、3回目の中で、個人情報とは別にしまして、具体的な滞納世帯の状況であるとか家族構成、所属状況等々を事例研究という形でお示ししまして、その中でどういうふうな納付交渉をすればいいのかといったところの指導をいただくというふうに聞いております。

○ 豊田政典委員

それは何、一般論ですか、そうするとやっぱり。全国どこでも通用するような話を聞くということですか。

○ 松岡保険年金課長

大まかなところは、そういうようなつくりでございしますが、中には個別の事例として、いいヒントがもらえることもあるのではないかと期待しております。それは具体的に何なのかというのはわからないんですが、今まで聞いたことがない先生からの話を、この滞納整理、滞納処分の中で生かしていけるような、そんなことを期待しております。

○ 豊田政典委員

外部コールセンターの話、3回やるというのは、同じ人に3回かけるの。よくわからないのと、それをもうちょっと詳しく。

もう一つは、初期滞納者にかけるって言われていますよね。240件というのは240人という意味だから、実績で大体何人ぐらい発生して、そのうちの240人なのかというのを、そのあたり教えてください。

○ 松岡保険年金課長

電話のコール、曜日あるいは時間帯を変えて、1回つながらなければ違う時間帯、曜日で2回目をかけます。2回目につながらなければ、1回目と違う曜日、時間帯でコールをします。これで3回コールをしていく中で、つながれば納付交渉、納付忘れではございませんかということで接触を図るというところでございます。

同じ方が毎月出てくるようなことは、余り考えていないところでございまして、1期分が終われば、次は2期分で新規に発生する方に対してやっていくと。その次の月では3期分の対象の方をやっていくというようなところを、繰り返し6カ月間やらせていただきたいというふうに考えてございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、前半部分で、ある方が新規滞納になったので電話をして、3回かけてつながらんだら、そのままなんだけども1件とカウントしていくんですよね。それを1カ月に80件、何人かわかりませんが、何人かで80件やってもらうと。

後半の話ですけど、その1期について、今までの実績で何件ぐらい滞納が発生しているんですか。80件で全てカバーできるんですか。

○ 松岡保険年金課長

今回のコールセンターの対象としますのは、過去に余り滞納になっていらっしゃらなかった方、いわゆる納付忘れの方をターゲットに絞って接触を図ろうというところでございます。具体的にそれがどれぐらいの額をめどとしているのかということのこともあるんですけども、新規に発生した方が累積をしていかないように手を打っていかうというのがこのコールセンターでございます。

○ 豊田政典委員

だから、本来、新規でも何でもいいんですけど、対象としている人数がいるじゃないですか。そのうちの80件というのは、あるいは年間240件というのはどのぐらいをカバーしているのかなという数字を出してもらわないとだめなんですよ。それも後なら後でいいですけど。金額と一緒に。

○ 松岡保険年金課長

1期分、大まかなところでありまして、約7000件発生してまいります。その中には累積の方もいらっしゃいますし、今申し上げました新規の方も混在するところがございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、さっきの中森委員とのやりとりの中で、7000件分の80件をやってみて、実績を見ながら、効果ありとなったら拡大していくと、そんな考えですか。

○ 松岡保険年金課長

そのとおりでございます。

○ 豊田政典委員

まあ、ええわ。金額だけ後で出してくださいね。
とりあえず。

○ 日置記平委員長

次の方どうぞ。

○ 小川政人委員

関連して聞こう。口座振替の新規加入を伸ばすということなんだけど、口座振替って、今、何%ぐらいが口座振替になっとるんか。

○ 松岡保険年金課長

済みませんが、資料を出しますので、ちょっとお待ちください。普通徴収の方の65%が口座振替でございます。

○ 小川政人委員

それで、新規の勧奨というのはどういうことをしとるんかという。

○ 松岡保険年金課長

口座勧奨につきましては、これまででありますと、納入通知書のところへ口座振替の用紙を入れさせてもらったり、あるいはポスター掲示なりで口座振替の勧奨を行ってございます。そこへ今回考えてございますのは、私どもの保険料納付指導員がでございます。その納付指導員が、現在、普通徴収で納付書払いの方をピックアップしまして、戸別訪問を行って口座の手続をいただくということを考えてございます。

○ 小川政人委員

普通徴収の人は、それはどこの銀行から振り込んでくれるのか、どこで払う人が多いのかな。

○ 松岡保険年金課長

普通徴収の方の振り込みの方法につきましては、銀行でありましたり、ゆうちょでありましたり、あるいは地区市民センター窓口、それと本課の窓口でも収納させていただきま

○ 小川政人委員

65%という率が多分低いんやろうと思うんやけど、もっと簡単にしてくれると思うもので、そこはきちっと文書とかそういうのではなくて、1回当たってみて、きちっと訪問してやってもらえば、8割以上振り込みに変えてくれると思う。僕の仕事の関係でいったら、95%ぐらいはもう今、現金もらわへんから、振り込みでみんなやって、あと二、三%がカード払いとかコンビニ払いとかもあるけども、口座のない人は払込票で払ってもらうけど、そういう時代やで、やっぱり回ったほうがええんと違うかなと思う。地区市民センターとかここへ来てくれる人は、その場でその勧誘をしたらええんやで、それ以外の銀行とかほかの人というのは回ったほうが確実やと思う。

だから、口座振替の場合のほうが滞納はないんでしょ。そうやろ。だから、そこもきちっとやればいいと思うので、その辺外部コールセンターの予算もふやすんやったら、これもあわせてふやして、巡回員を1年きちんとやってもらったらいと思うので。

以上です。

○ 山本里香委員

先ほどからの国民健康保険の徴収の話をついて、数字的に言って7000件のおくれが出たときに80件の数字とかいうのがどのぐらいのものなのかという、すごい開きを感じるんですけど、確認をしたいのは、初期に納めていただかない方には昼間役所のほうでされるんですけど、それでもかからない方が、夜とか休みの日のための外部コールセンターということだから、そこからずっと排除されていって、どのぐらいの率が実質はあるのか、その中で80件と言われるのでみんながびっくりするわけですけど、そういうことですよ。昼間は昼間で対応してもらったプラス夜と土日の対応ということですよ。

○ 松岡保険年金課長

電話催告につきましては、職員が電話したり外部コールセンターからの電話を活用していくところで、不在の方もやっぱりいらっしゃいます。そうしたときに、次の手だてとしまして、先ほどちょっとお話を申し上げました保険料納付指導員、外回りをしておりますので、その職員にも違う時間帯に訪問して、できるだけ相手さんがいらっしゃる時間帯を特定して、納付につなげていくようなことがやっぱり必要かなというふうに考えてございます。

○ 山本里香委員

それは、滞納が現年度分じゃないところはそうやって回ってもらっている。初期の、今言っている、この外部コールセンターに送るというのは、今までのそういう未収がないという意味合いの方だとおっしゃったので、それをずっと排斥していくと、私のイメージでは案外少なくなるのかなと思うのです。

ただ、これずっと計算をしてみて、外部コールセンターで1時間、夜とか日曜日は1000円で電話をかけていただくとして、6カ月で月に10時間ぐらい。四日市のだけやるんじゃないで、きっといろいろ集まってきたのを、ばっとかけていかれて、毎日四日市のをかけているわけじゃないですよ。どうやって向こうはされるかわからないけど。って考えて、つながらない場合が多いかもしれないというのは思うけど、今の試算の本数としてはそんなもんかなと思うんです。ただ、この数でええかということについては、今後検討していただくということなのかなとイメージはしました。だから、今の話の中でそんなふうに感じたところです。

それと、もう一つ、7ページにもある料と税の方式ということで、もちろん全国的にも

税のところも多いわけですがけれども、三重県が、四日市が料でやってきたというのはそれなりの意味があって、今まで料にしてきたというのが、8ページの上の3のところに書いてあることなのかなと。現場の意識として、料方式の特徴ということを大事にされてみえたのかなと思います。

税になっているところでは、徴収関係で厳しさが増すわけですね。だから、28億円もあるということの中では、厳しく納めていただけたところからは納めていただかなあかんのは事実なんだけれども、納め切れないところもあって、それに細かく対応していただいている、でも、そのままではだめなんだけどというのが大きな課題だけれども、料と税ということについては、十分に現場感覚で考えていただいて。ちゃんと悪質なところから、悪質滞納からは取ってもらわなあかんけども、一般的なところでよく考えていただきたいというのが要望です。

三つ目は、6ページに戻りますけれども、研修ですが、ぜひこの研修を一度教えていただいて、同席をさせていただきたいなと私は思います。今、内容のことでいろいろ質問もありましたけれども、もし時間が許せば、もし研修されるときにはお知らせいただいて、どんな内容でケース研究をしたり、徴収、それを取り立てとなってしまうとイメージが悪いですがけれども、そういった実態に即した徴収のあり方、そしてちょっとでも理解していただいて、ちょっとでも出していただくというようなことについての勉強会に出させていただきたいと思います。

最後に、今先ほど、銀行での引き落としという、その手続、65%という、これがどうなのかということなんですけど、自分の周りで、いろいろと国民健康保険で大変な方を見ていると、引き落としというのが実質的に難しい、無理、大変だから、ようせんという人があって、九十何%というお仕事上のことというのは、実際そういうことがあるのかもわからないけど、振り込み頑張っていたらいいと思うんですが、何が何でも振り込みにする、今度は引き落としができない問題が出てくるような状況があるんじゃないかなというふうにも思いますので、そこら辺のところ、あんばいを十分考えながら、8割ぐらいまでいくかなというイメージが今の話の中で。

簡単に引き落としをされる方はしていると思うんですよ、案外ね。だから、微妙なところがそのあたりなのかなというふうに、私の感じたところでは言わせていただきましたが、そこら辺のところについていかがですか。4点。

○ 松岡保険年金課長

やはりご指摘のとおり、国民健康保険の加入者の方は低所得の方が多くございます。口座振替にしていくと、納付率は高まっていくところなんですけど、やっぱりご指摘の部分もあるかと思いますので、そういった方々については、より密なご相談をさせていただくところで収納につなげていきたいというふうに考えてございます。

○ 日置記平委員長

研修の案内はいいんですか。課長。あきませんかいいですとか。

○ 松岡保険年金課長

研修につきましては、開催時期等まだ未定でございますので、明らかになった時点でご案内させていただければというふうに思います。

○ 日置記平委員長

ああ、そうですか。してくださる。

○ 豊田政典委員

またデータをちょっと出してほしいんですけど、さっきの7000件分の80件もそうなんですけど、6ページの上の表で、窓口相談やら日曜納付、特に初期滞納者への対応が解消に有効だという話なんで、初期滞納者に絞ってですよ。1年間文書だけで何もせん、そんな人がいたらよくないと思うんですよ。という意味から、7000件なるものは何なのかももう少し明らかにしながら、80件でしょう。それから、山本委員言われた収納室職員による電話催告、平成26年度400件あると。ほか、納付相談とかそんなのも初期滞納者にあるのかもしれないし。つまり、7000件に対して何が何件、何が何件、何が何件、漏れはどんだけあるのか、全く対応できないのがないのかというやつをちょっと。何言うているかわかりますか。山本委員はわかってくれた。そんなの数字出してほしいなと思って。この1年間、どこまでカバーするつもりなのか。

○ 松岡保険年金課長

今あるデータ、資料を整えまして、ご提示させていただきたいと思います。

○ 小川政人委員

山本さんとちょっと意見が違うんだけど、滞納者が1割おるんやわな。それはずっと1割なのと思うけど、9割は払える人という部分でいくと、僕の経験からいったら95%ぐらいはもう振り込みになつとる時代の世界でいくとな、80%は当然行ってもええ数字で、そんな無理な数字じゃない。

ただ、もう一つは、それでも入れ忘れる人も貯金が足らなかったときもあるけども、それは次の月に合わせて引き落とせばいいわけなんだから、そこは窓口対応、それから国民健康保険に加入したときにきちっとそういう手続もあわせてお示しして、なけりゃ取れへんのやで、無理に取りにいかへんのやで、入ってなかったらそれはせえへんのやで、手続上の問題をするだけの話で、そこはきちっとやったら、もっと上がると僕は思う。

○ 日置記平委員長

いいですか、ちょっと……。

○ 中森慎二委員

関連してちょっと質問が。

○ 日置記平委員長

はい、どうぞ、関連。

○ 中森慎二委員

今、豊田委員がおっしゃっていただいた部分に加えて、この6ページの表で、日曜日の納付相談、件数はわかるんだけども、年間何回日曜日やっているの、あるいは職員さんによる電話催促というのは、どういうタイミングで、どういう実態でやっているのかというのをもうちょっとわかりやすく、実績ベースで、平成25年度があつて、それを平成26年度はどう変えようとしているのかというのがわからないので、そこら辺をぜひお願いします。

○ 日置記平委員長

中川委員、関連ですか。

○ 中川雅晶委員

関連です。保険料方式と税方式でよくわからないところがあるんですが、ここに税方式の特徴というところで、国税、地方税と同順位になると。同時に例えば差し押さえすれば、今までは国税、地方税の下にこの保険料が来ていたのが同列になるということはわかりますし、時効が5年に長くなる、2年から5年になるということもわかりますし、それからあと、もう一つは、例えば別の保険から国民健康保険に変わったときに、届け日ではなくて、本来もっと前に国民健康保険に加入しなければならない人へさかのぼって徴収をしなければならない期間も、税方式と保険料方式で年数が若干違うのかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○ 松岡保険年金課長

委員がご照会の件は、遡及加入といいまして、この場合に、料方式でありますとかさかのぼって請求させていただくのが2年、税方式であると3年ということになってまいります。

○ 中川雅晶委員

本市が保険料方式でずっとやってこられたというのは、経験的に、例えばこの保険料の徴収率を見ていても、現年度の徴収を上げていって、過年度になればなるほど、もうがくんと下がってしまうということで、先ほど言った時効の5年の期間とか、もしくはさかのぼって請求する3年とか、現年度で払えない人はなかなかさかのぼってとか、幾ら時効を延ばしても、それはなかなか回収ができないという経験値があるということも一つ、この保険料方式。現年度の徴収率を上げていくということに注力したいと。特に国民健康保険はほかの社会保険に比べて、やっぱり所得の割に保険料の負担率が高いというのはあるかなと思いますので、そういう中で今回、その辺も多少軽減をしながら、現年度の徴収率を上げていくと。少なくとも90%下がるというのは許されないと思いますので、やっぱり95%ぐらいを目指して、現年度分の徴収率を上げるということに注力したいという意味なのかどうなのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

○ 松岡保険年金課長

今、委員からご指摘いただきました、税方式であると過年度の分が3年分さかのぼるの

でということを利用して、料方式を取り入れているということではなくて、制度の中で遡及する部分についてはさかのぼってご請求を申し上げていくということであると思います。

その中で、現年度分収納について、今お話申し上げたところで、今89%を90%、これに向けて取り組みを進めていきたいということを考えてございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

今後の平成26年度の今回出してもらった中で、保険料方式をして、現年度の徴収率を上げていくと。もちろん納められるのに納めていない人に対しては、徴収体制をしっかりと、これはもう税方式であろうが保険料方式でなかろうが関係なく、しっかりと公平性の観点で徴収をしていくというふうに理解していいんですか。

○ 松岡保険年金課長

現年度分が納付いただくずに滞納繰り越しになってしまいますと、なかなか収納率にも反映しておるんですが、納付につながらないというところではございます。そういった中で、やっぱり現年度分については力を入れてやっていきたいと思えます。

それと、今ご指摘の、払いたいんだけども、払えないような所得の方がやっぱりいらっしゃいます。そういった方については、きめ細かい納付相談なりで納付につなげていくような相談体制をやっていきたいと。一方で、所得なりがあって、払える状況にあるんだけども、払わない方もやっぱりいらっしゃいます。その方については、順次滞納整理を進めて、納付につなげていきたいと、こんなような考えを持ってございます。

○ 中川雅晶委員

あと、国民健康保険担当課がワンストップで行うというところも書いておられますけれども、保険料というのは、滞納しても次の保険料も必ずふえていくわけで、そういうところでは、滞納分とこれから発生する保険料と両方徴収をしていかなきゃいけないし、税金と違うのは、健康にかかわることという側面もあるので、そういうところで料方式で引き続きやるというふうに意思決定しているというふうにさっきは聞こえたんですけど、そういうことでいいんですかね。

○ 松岡保険年金課長

この保険制度に伴う保険給付、それのもとになってまいります料金でございますので、現在のところでは、この保険料の方式で制度の運営に努めていきたいというふうに考えてございます。

○ 中川雅晶委員

ぜひ現年度の徴収率を上げていただくということと、しっかりと調査をしていただいて、回収しなければならないところはしっかりと回収率を上げていくということを実績として出していただくようお願いしておきます。

それともう一つ参考でお伺いするんですが、総務省の会計の基準モデルで、年に1回、今の現金主義を複式簿記に変えているときに、徴収のところに、見込みとして、これぐらいは徴収できないんじゃないかという比率を会計上入れているんですね。それは大体、本市の場合は何%ぐらいを予測して徴収ができないという、未回収の部分をパーセントとして見込みを入れているんですかね。

○ 松岡保険年金課長

私、総務省の複式簿記の内容を全く存じ上げないので何ともお答えしにくいところなんですが、多分おっしゃる趣旨としましては、保険料の収納率が現年度分でありますと90%でありますので、100%との差、10%がそれに相当するのではないかというふうに思います。

○ 中川雅晶委員

正確ではないかもしれないですけど、また後日で結構ですので。

○ 日置記平委員長

中森委員、関連ですね。

○ 中森慎二委員

ちょっと改めて確認しますが、保険料と保険税というのは徴収方式の違いだけなんです

よね。市民に対する国民健康保険のサービス内容が変わるわけでは一切ないわけですよ。ここに大きな格差があれば、全国で税方式をとっているほうが多いということになり得ないわけですよ。問題は、現年度の徴収をどう確保していくかということじゃないの。課長は今の制度を担保するとはっきり言われたけど、そういうことなのかな。今の徴収方式で問題はないわけですか。検討もしないんですか。これを料方式で堅持していくんですか。改めてはっきりと聞きたいな。

○ 松岡保険年金課長

先ほど申し上げましたのは、制度のところから申し上げたところでごさいます、確かにこの調査結果からは税方式のほうが料方式より現年度分の収納率が多うございます。

こうしたところで、今後の平成29年度のことも含めて検討は続けていかせていただきたいというふうに考えてございます。

○ 中森慎二委員

平成29年度のこととは関係ないよって僕は言ったじゃない。三重県内だって10市は税方式なんですよ。4市が料方式でいっているだけじゃないですか。だから、三重県の中でも混在しているわけですよ。だから、それよりも、四日市市の徴収体制を強化するためにどういう方式の選択をすることがベターなのかということを考えるべきであって、そういう意味では平成29年度のこととはどうでもいいじゃないですか。何がネックになるんですか、それが。

○ 松岡保険年金課長

確かにご指摘のとおり、収納の部分につきましては、時効消滅の期間であるとか強制処分に至る債権の特殊性というのがあるって、収納率の部分では税方式というのは特徴があるというふうなことは理解をしております。

そういったことを含めて、料方式、このままずっといくということではないと。税方式との比較検討を続けながら、収納率向上に努めていきたいと考えてございます。

○ 中森慎二委員

だから、そうやって言ってもらわないかんのじゃないですか。答弁が変わっていったら

だめじゃないですか。検討してもらえるわけでしょう。堅持するって、そのまま料方式でいくんだという言い方をしているから、そういうのをあなたに僕は確認しているんだけど。しかも、県統一方式になったとしたって、徴収するのは市町村じゃないですか。そこをちゃんと滞納がないような形で徴収することが担保されれば、その市町村の独自性が担保されればいい話じゃないの。問題は、現年度分も含めて、どうちゃんと徴収していくかというもののシステムづくりの話であって、それは県に統合されるかどうかということは全く別次元の話ですよ。だから、そこをちゃんと理解しないと、安易な答弁になるんじゃないですか。もう一遍ちょっと改めて、部長から聞かせてほしいですね。

○ 村田健康福祉部長

ちょっと答弁のほうがちぐはぐで申しわけありません。ただ、基本的な考え方をちょっと申し上げますと、料方式と税方式それぞれ特徴がやはりあると思います。その中で、税方式の特徴についても十分認識をした上で、何ていいますか、料方式をとる中で、現在、保険料と、特に資格、給付という非常に密接な絡みもございます。ある意味、体制の問題もあるかと思えます。そういう中で、今現在としては、料方式でまずはやらせていただきたい。その中で、ご指摘のように、税方式をとっている市町もたくさんあるわけで、当然それはそういった税のほうの特徴を高く評価された結果であるというふうに思いますが、その辺のところも引き続き検討はさせていただきたいと思っております。

今現在のところにつきまして、そういう形でご理解を何とかいただきたいと思っております。

○ 日置記平委員長

休憩に入ります。再開は35分とさせていただきます。お願いします。

11：25 休憩

11：37 再開

○ 日置記平委員長

再開いたしますが、これまでに資料要求がありましたね。それはどれぐらいかかるかな。財政経営部のほうのやつについても先に確認したけど、財政経営部はちょっと横置いて、

きょう朝からの資料はどれぐらいかかりますか。

○ 松岡保険年金課長

少し処理をかけることが必要でございまして、時間を頂戴したいと思います。

○ 日置記平委員長

どれぐらいかかるかなって聞いている。

○ 松岡保険年金課長

きょうこの後、作業にかかるんですけど、ちょっときょうお出しするのは難しいような状況でございます。

○ 日置記平委員長

委員の皆さんが、そうか、ほんならよろしい、資料がなくても審査すると言ってもらえりゃそれでいいけど、ノーって言ったらあしたになるけどね。

○ 中森慎二委員

いいですか。

○ 日置記平委員長

どうぞ、中森委員。

○ 中森慎二委員

国民健康保険の収納対策の取り組みについての予算が不十分じゃないかという指摘を我々はしている。今のテレホンサービスをお願いする部分でも、現年度分の効果はありとおっしゃっているんで、資料をちゃんと出していただいて。

一つ、年度中であっても、外部コールセンターの効果を確認して予算の配分をふやしていくと。より現年度分の未収対策を十分やっていくということを部長のほうからお聞きできるんなら、僕はもうそれで、資料については後でいただくということで理解をしますけども。

○ 日置記平委員長

という説明がありました。それでは、今の何かある人。

○ 豊田政典委員

休憩前に請求した、対象者がどのぐらいいて、どのぐらい1年間に下がっているのか下がっていないのかというのがわからないうちには、僕は判断できません。

○ 日置記平委員長

豊田委員のほうはそういうことです。課長、それでもあすになりますか。

○ 松岡保険年金課長

7000件につきまして、その内容を精査するところがございますので、お時間は頂戴したいというふうに思います。

○ 日置記平委員長

それじゃ、小川委員。

○ 小川政人委員

僕は審査どうこう言わへんで、その資料に滞納の保険料、どれぐらいの月保険料額の人が多いか分布はわかるの。あわせてできる。

○ 松岡保険年金課長

ちょっとどのような形になるかはわかりませんが、そういった要素もとり得るところで、工夫をさせていただきたいと思いますが、ちょっとどのようなになるかは、はい。

(「現状把握できていない」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

ということですので、豊田委員は資料が出ないと俺はあかんぞと、こういうことですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 日置記平委員長

そうだそうです。

それでは、ちょっとお諮りしましたが、そのところは議案第168号の平成26年度四日市市国民健康保険特別会計の部分ですね、豊田委員。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 日置記平委員長

これをちょっと除いて……。

○ 小川政人委員

ちょっと待って。健康増進センターの予算もあるもので。

○ 日置記平委員長

それは……。

(「採決するんじゃないですよ」と呼ぶ者あり)

○ 小川政人委員

違うの。採決するのかなと思った。

(「違うんですよね」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

いや、するつもりやったんやけど。

小川委員、それは議案第181号と203号やろ。

○ 小川政人委員

違う、違う。これも予算に入っとるもんで……。

○ 日置記平委員長

あっ、こっちに。

○ 小川政人委員

うん。

(「国民健康保険しか質疑してないんで」と呼ぶ者あり)

○ 小川政人委員

うん。これまだしとらへんもんで、聞こうと思ったんやけど。

○ 日置記平委員長

ちょっと私の今のことは横へ置いていただいて、質疑の方どうぞ。

○ 小川政人委員

トレーニングジムをやめるという条例、僕は健康度測定は要らんと思うとるんやけど、トレーニングジムをやめるという中で、いろいろ市内のスポーツクラブも民間のがあるんだけど、僕はすみ分けが、民間のグレードと行政がやるグレードは違うと思っとるもんで、例えば民間やったらサウナとか風呂とかシャワーとかというのがあって、金額もかなり高いやろと思っとるもんで。そうすると、そこに行ける人と低所得の人たちは行けないと、そういう人たち、特に高齢者の方で年金生活をしてみえる方の中には、やっぱり行政でそういう部分もあってもいいと思っとるもんで、そこはグレードを下げてええで、機器とかせっかくスペースがあるんで、そういうところはやっぱり機器は新たなものも購入してもらって、特に高齢者、それから機能回復とか、そういった部分を対象にやっていってほしいと思っとるもんで。愛知県とか視察に行かれて、あなた方の報告でも、そんな民間と

の競合とかあつれきはないってここにも書いてあるけども、僕、どこへ行ってもそんな感じなんやわな。四日市は出発点が、最初にもめたところがあったもので、そうだと思うんだけど、でも、民間の団体もふえて、事業所もふえてきるところもあるもので、それはそんなに高レベルなスポーツジムじゃなくていいから、そういう競合せん形で残しておくべきと思つとるもので、それを一つ、器具の更新も含めて、予算を増額してくれるぐらいしてほしいと思つとるもので。条例もあわせて、スポーツジムのところのあれは改正せんように、そこだけはね、と僕は思つとるもので。その審査をしながら、増額修正したいなとも思つとる。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

12月に行われました教育民生常任委員会でいただいた意見で、その後、検討した結果については、議案第181号のところ詳しく説明をする予定でしたが、各議員からの意見についての対応というところで、先ほど少し触れさせていただいたところがございます。

当初、トレーニングジムについては、条例とあわせて廃止という予定をしておりましたが、議員の皆さんの意見、並びに利用者の意見、地元からの意見も含めまして総合的に検討した結果、障害者の方とか高齢者の方が、例えば車椅子のままで使えるようなトレーニング機器、車椅子のまま、そのまますぼんとはまって、車椅子の方が使える、そのスペースに椅子を持ってくれば一般の方も使えるといった器具がございますので、その器具を平成27年度以降で設備を設置いたしたいというのが1点。その器械については、健康づくり教室を実施する際に使っていただく、それと民間のほうで対応が難しい障害者であるとか有疾患者については、曜日、時間を決めて利用していただく。その教室とかそういった方々が使わないときについては、一般の方の一般開放でもお使いをいただくというような考えをしております。

また、今現在使っておる機器類もございますが、まだ使用可能なものについては、先ほど図面でお示ししましたように、今はランニングトラック、フィールドの真ん中に設置をしておりますけども、端のほうに寄せて、ランニングトラックが一体として使えるような形のものにして、ジムトレーニング機器も使えるといったようなことを考えております。

以上です。

○ 小川政人委員

2階の平面図で、軽運動室とかもありますやんか。そこにも置いてもいいと思っとるし。なぜ平成27年度かというのがようわからん。去年の12月から、去年からずっと議会も、それから市民も地元も言い続けとるのにさ、平成26年度でわざわざ条例でトレーニングジムというのを外して、そしてまた27年度にちゃんとやりますわという話じゃなくて、26年度にそれをもう始めてほしいわけや。だから、そこをきちっと。

それから、僕が言った柏市の、どういう機能のあれをしとるか見てもらって、研究してもらって、そういう部分のことをしていくと、何も平成26年度に空白にする必要はさらさらでないもんで、そうすると、あんたらが初めから予算要求してないだけの話の世界でな。要求してないからつかなんだという世界で、やめますわという、そういうんじゃないで、きちっと予算要求しとればついつたかもわからん予算を要求してなかったんやで、それは復活というか、ここで新たに我々の意見を聞いて、そういうことを考えてくれるんやったら予算もつけたいなと思うとるもんで。それは条例のところ細かい議論が出てくるんやったら、どうせこの審査は、豊田さんの欲しい資料が整うまで……。

(「整ったよ」と呼ぶ者あり)

○ 小川政人委員

みんな整った。何か欲しいっちゅうていたよ。もう審査入れるの、できるの。

(「特別会計のとき」と呼ぶ者あり)

○ 小川政人委員

ああ、そうか、そうか。それとあわせて、だから僕は増額修正をお願いしたい。

○ 中森慎二委員

ちょっと関連でいいですか。

○ 日置記平委員長

はい。

○ 中森慎二委員

私もそのトレーニングジムをなくすことは全く反対で、それを言い続けてきているので。ただ、今の答弁で気に入らないのは、使えるものは使うと。ではなくて、だって、あなたたちはずっと使えなくなったって言うていたじゃない。古くなって部品も交換できないし、だからこの際、もう全部やめるんですということはずっと言ってきたんだけど、障害者とか高齢者以外の一般市民の方々にも公開をしていくというフレームをつくっていく中においては、民間のフィットネスジムレベルのものまでいかなかったとしても、機器も更新をして、使えるものは使ってもらっていいですよ。だけど、そういう考え方じゃなくて、ちゃんと使えるようなものを整備するというということの中で再スタートを切らないと、あるものだけ使っておけばええわみたいな、そんなええかげんな話ではちょっと僕らは理解できないんですよ。ちゃんと更新すると。その機器も、小川委員が言っていたように、リースだってできるし、初期のお金は抑えながらでもできる方法はいっぱいあると思うんですよ。だから、そういうことをちゃんと整備してジムを一般開放していけると、そういうフレームをちゃんと確保するということがないと、私はまずいというふうに思うんですよ。

だから、使えるものは使うというのはちょっと改めていただきたいんですがね。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

今現在、平成11年に動き出したジムのうち、年代がたっておりますので、液晶部分が、もう表示がされていないものもございます。そういったもので、もう使えないものについては撤去してございますけども、新しいものでなく、今使える状態のものについては、引き続きここで全て撤去するのでなしに、そのまま使ってまいりたいと考えております。

○ 中森慎二委員

意味わからないのかな。使えるものはいいや、使ってもらえば。だけど、機能レベルを大きく落として、あるものだけで穴埋めをしていけばいいというのでは困るよと言っているんです。

もっと言えば、いただいた資料の平面図あるじゃないですか。このランニングトラックのところに既設トレーニングジムの機器って書いてもらってあるけど、じゃ、どんな機器を何台並べるの、これ。具体的に図面に落としてくださいよ。写真もつけて。使えるもの

は何なのか。新たに購入すべき、あるいはリースでそろえるものは何かと、そういうことをちゃんとしてくれないと、使えるものは使いますよなんて、そんなええかげんな話ではダメですよ。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

今設置されておるトレーニング機器は何台あって、そのうち使用可能なもの、液晶が壊れているもの、それと新しく購入するものの大体の配置予定をつくってありますので、お示しをさせていただきたいと思います。

○ 中森慎二委員

それ出せばいいじゃない。そこまで考えているんやったら。

○ 小川政人委員

あのさ、やめようと思ったで予算要求せなんだだけの話の世界なんやで、また地元の話聞いたり、議会の話を聞いてやろうとするんやでき、1年早くすればいいわけやんか。お金がないないという話の世界じゃなくってな、ことしも10億円ぐらい財政調整基金に積み増しとるんやさ。ようけ金あるんや、101億円も財政調整基金いつの間にやらしてしもうて。

だから、要求しなかったからそうやってするんやで、要求してつけばいいわけやで。例えば1000万円でも2000万円でもつけてさ、財源なんて財政調整基金取り崩したらそれで予算書上はでき上がっていくんやでき。そこを1年中断しとく理由がさらさらないもんでな、言うんやさ。条例もこれ、ここの部分は直してほしい。考えなあかんわ。市民の健康を考えるんやでき。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

今、トレーニングジムの更新の話だけお話しさせていただいておりますが、ヘルスプラザを今後どうしてまいりたいというところを議案第181号の議案の資料でお示しをさせていただいております。こちらのほうを説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○ 日置記平委員長

ちょっと待ってな。委員の皆さん、資料要求があった部分についての質問はよろしいか。

○ 芳野正英委員

健康増進センターの前にちょっと1点だけ。さっきのに戻ってもいいですか。

○ 日置記平委員長

はい。

○ 芳野正英委員

徴収の部分の資料請求をお願いしたいんですけど、さっきの6万8000円の外部コールセンターの話に戻るんですけど、今回、国民健康保険団体連合会の予算の中でやるということなんですけど、予算書の中にはそれが見えてこないんですよ。多分、特別会計の中の国民健康保険団体連合会の負担金の中に入っておるのかなと思ったんですけど、その詳細ってわかりますか。

○ 松岡保険年金課長

外部コールセンターの費用のことでよろしかったんでございますね。これ、国民健康保険特別会計の総務費の中に委託料が計上されてございまして、その中の一部分でございまして。特別会計の予算書の中の、国民健康保険特別会計の51ページをごらんになっていただければと思うんですが、総務費、総務管理費、一般管理費の中の委託料がございまして、その中に含まれておると。

○ 芳野正英委員

この6105万4000円ってやつですよ。それは、三重県の国民健康保険団体連合会への委託費ということなのか、それならば、内訳みたいなのを資料でいただければと思うんですけど。

○ 松岡保険年金課長

じゃ、内訳のほう、資料作成させていただきます。

○ 森 智広副委員長

きょう提出いただいた資料の追加の質問なんですけども、本日いただいた資料の中で、11ページのよっかいち！はつらつ健康塾の委託料の算式を出していただきました。幾つか確認したいんですけども、まず、今年度、平成25年度から、健康づくり課から要は地域包括支援センターへ業務の責任が変わっているわけですが、これは決算のときに本当は聞くべきかと思えますけれども、10月から地域包括支援センターに変わってどうなったのかということを知りたいですね。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

今までこのはつらつ健康塾、平成25年度から呼び名を変えて行っておりましたが、9月までは職員が地区市民センターへお邪魔してやっておった事業を、10月以降について、この地域包括支援センター、在宅介護支援センター、健康ボランティアに委託をかけて事業を実施するようにしたというところが大きな違いでございます。

○ 森 智広副委員長

これ、職員さんの業務量って減ったと思うんですけど、どれくらい減ったんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

各地区に年間9回を予定しておりました。そのうち6回を委託でお世話になるというところで、平成25年度に限って言えば、職員が3回掛ける24地区にお邪魔しておる分が減ったこととなります。

○ 森 智広副委員長

それはちょっと置いといて、今回、2670万円がよっかいち！はつらつ健康塾の委託料に当てられていますけど、この2600万円はどこに流れるんですか。地域包括支援センターに流れるんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

契約といたしましては、市内に三つあります北、中、南、各地域包括支援センターとの契約になります。

○ 森 智広副委員長

そのよっかいち！はつらつ健康塾というのは、月1時間の実施ですけども、この内容というのはどういう内容ですか。各地域包括支援センターが決めるんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

当日の講義、啓発の内容については、市のほうでテーマを定めまして、そのテーマに沿った内容の講義をしていただくとか、あと簡単な体操をしていただくとかいった内容でございます。

○ 森 智広副委員長

1時間の講義内容というのはどういうプログラムになっているんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

介護予防のお話ですので、例えば転倒予防であったり口腔の話であったり、テーマはたくさん定められておる中で、平成26年度からですけれども、この中で各地区でテーマを選択していただいて、そのテーマに沿った講義をお願いするものでございます。

○ 森 智広副委員長

その各地区のテーマは、地域包括支援センターが決めるんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

地元のほうのご意向も伺って決めていくように考えております。

○ 森 智広副委員長

先ほど、ある程度、市が方針を決めて、それを幾つかプログラムがある中で地区が選択するという事なんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

委員おっしゃられるとおりでございます。

○ 森 智広副委員長

今年度はどこが何をしたかというのはリスト化できますか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

各地区において、はつらつ健康塾の1回から6回がどのようなテーマで行われたかよろしいでしょうか。資料でお出しさせていただきたいと思います。

○ 森 智広副委員長

あと、この資料の中の包括看護師賃金というのは、看護師の方の賃金ですよね。在介事務賃金というのはどなたの賃金なんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

在宅介護支援センターの職員に対する賃金でございまして、準備も含め、当日大きくは地元との連絡調整であったり、いつ幾日にどこでするというようなところを地元の自治会さんの集会所や公会所をお借りしてということになりますので、そういった調整の費用が含まれております。

○ 森 智広副委員長

あと、この看護師さんの賃金というのは、地域包括支援センターにいる看護師さんへの支援なんですか。外部委託費ですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

地域包括支援センターに在籍の看護師さんにお世話になります。

○ 森 智広副委員長

これ、在宅介護支援センターとの連携というのはあるんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

地域包括支援センターと在宅介護支援センター、その二者並びに介護予防に係る健康ポ

ランティアさん、それと四日市市の健康づくり課も入りまして、実際に行う前の事前協議であったり事後協議であったりを年に二、三回ほど実施しておりますが、そういった調整を図って、この事業をやってまいりたいと考えております。

○ 森 智広副委員長

はつらつ健康塾がどういう形で授業、塾ができるのかという、そういう体系的なものがあれば出していただきたいですし、疑問があるのは、市がほとんどプログラムを決めて、それを選択して各地区でやっていくだけと言ったらおかしいですけど、というシステムにもかかわらず、1回12万円の経費がかかっていくわけですよね。それが果たして本当に妥当なのか。こういう内訳は書いてありますけども、地域包括支援センターって、1センター八つぐらい受け持っているんですよね。それで果たして1地区1地区、地区の独自性を出しながら議論、検討するような予算組みなんですけども、果たしてそこまでやれているのか。例えば地域包括支援センター内だけである程度テーマを決めて、毎月毎月やっていくんだったら、別に各地区ごとの、予算計算式にそこまで入れる必要があるのかなというのは率直に思うんです。

要は、はつらつ健康塾の今年度やった内容を教えていただきたいのと、それをどういうふうに、誰が絡んで決めていくのかという流れの資料をいただきたい。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

ちょっとその前に、よっかいち！はつらつ健康塾でございますが、今まで、先ほど資料で説明いたしました一次予防と二次予防、それぞれ一次予防については健康づくり課が担当しておりました。二次予防については地域包括支援センターが担当しておりました。完全に分離された形で今まで一次予防と二次予防が行われておりましたが、一次予防事業のはつらつ健康塾を地域包括支援センター並びに在宅介護支援センターにあわせてお願いすることによって、一次予防から二次予防への高齢者の方のスムーズな流れができるということ、二次予防の悪くなられる前から顔見知りになって在宅介護支援センターに気楽に相談ができるとか、地域の方々との接触が図られることによって顔見知りになるといったところで、こういった介護予防を切れ目なく支援していくことができるというような狙いがございます。

先ほど森委員が言われました資料については用意させていただきたいと思います。

○ 森 智広副委員長

その資料をお願いしたいのと、結局は1回1時間、しかもそのプログラムは市が決めたプログラムをする内容なのに、1回12万円かけているという妥当性を説明していただければいいということですね。それだけです。

○ 日置記平委員長

わかっていただけましたな。

はい、どうぞ。

○ 芳野正英委員

私も森委員と同じような疑問を持ってしまして、このはつらつ健康塾自体をやっていくことは了とするんですけど、その塾の講義をする調整で、もちろん在宅介護支援センターとのコーディネート協議とかも含んで、この人件費が出ていますが、別建てで地域包括支援センターの事業等々にも予算が出ていて、はつらつ健康塾の打ち合わせだけに行くわけではなくて、いろんなコーディネートの部分での打ち合わせも地域包括支援センターと在宅介護支援センターはやってみえると思うんですよね。そうすると、事前でもちゃんと1万2000円取って、実施当日も1万2000円取って、事後の部分も1万2000円取ってという部分が、本当に中身に応じて妥当なのかという部分の意識があるのと、かたや健康ボランティアさんのほうには、1回705円を支払ってそれで終わっているというところにすごく違和感を感じるんです。

だから、適正に出すというのであれば、それは出してもいいんですけど、何かその流れが非常に極端やなという気がするんですけど。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

地域包括支援センター、在宅介護支援センターについては、職員のほうにお願いをして、これは1日当たりになっておりますけども、それ相当の時間を裂いた業務をお願いするところでの単価をはじいておるところでございます。

また、健康ボランティアさんについては、あくまで業務としてボランティアさんに、市民の方をお願いするのは別途、委託をかけておるところでございますが、この業務につい

ては、実費程度の交通費の予算組みをしているところでございます。

○ 芳野正英委員

要は、包括看護師さんとか在宅介護支援センターの職員さんの賃金も見ていますけど、全部のそういう福祉事業はわかんないですが、通常ならば、準備、実施、事後も含めて、パッケージで幾らと出して、この方々もそれだけをやっているわけではなくて、ほかの業務との兼ね合いでいろんな在宅介護支援センターとの打ち合わせとかされていると思うんですけど、何でこの事業だけ、準備にも実施当日にも事後調整にもそれぞれ日給といいますか、そういうのをつけているのかなという気がするんですけど。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

この賃金については、1日当たりの単価でお示しをいたしましたけど、時給掛ける時間数でもって算出をしております。そこには1日当たり7.75時間で乗じたものをお示ししておりますけども、時間に応じた単価ということで、まるっと1日かかるときもございまして、1時間、2時間程度で協議が済む場合もございまして、トータルしての時間数というところで算出しておるものでございます。

○ 芳野正英委員

それなら、準備、実施当日、事後調整それぞれ違うのに、なぜこれ金額が一律になっているんですかね。例えば包括看護師ならば1万2159円が、事前も事後も当日も同じですよ。実施当日というのは確かに、事前の資料作成というのは、どっちかという準備かいなと思いますけど、反省会も含めたとしても、そんな7時間とかはやらないですよ。その算出根拠のやつをちょっと一遍出してもらえますかね。さっき言った時給から計算したという部分を。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

単価につきましては、1569円掛ける7.75時間で1日分という形の算出をいたしております。

○ 日置記平委員長

よろしいか。はい、どうぞ。

○ 芳野正英委員

この216回の健康塾を2400万円をかけてやる、それだけの額の、費用対効果ばかりを言うてもあれなんですけど、そこへちょっと疑問点を感じるんですよ。何かその辺が納得できる資料というのはないもんなんですかね。余りにも、森委員も言ったけど、1回の単価が12万円かけるというのは高いような気がするんですけどね。しかも、そのプログラムは年々制度化されていくわけですし、健康づくり課との調整で、健康づくり課がある程度やってきた中身も提示できておるわけですよ。1回12万円かけてはつらつ健康塾をやっておるといえるのは、すごく割高な感じがするんですけど。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

このはつらつ健康塾自体の狙いは、いままでお達者クラブといたしまして、各センターの2階で健康づくり課の職員がお邪魔して体操をやっておりました。これは年9回でございました。その方は、もう固定されておまして、介護予防の意味合いで、先ほど資料にも挙げさせていただいたように、7万人を超える方々が対象になっておりますので、より多くの方に介護予防の知識を啓発するといった狙いがございます。

職員がやっておったのでは、本当に限定されておるところですが、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、地域の事情をより知っておるところに委託をかけることによって、声かけも含めて、より多くの方に参加をいただいて、そして介護予防の知識の啓発をお願いするものでございます。

○ 芳野正英委員

大きな社会福祉法人に例えば公募で中身かけたら、もっと安くなってくるんじゃないですかね。というより、僕らも福祉の専門じゃないので、こういう講座を1個1個やるのが大体どれぐらいの費用がかかってというのはわかりませんが、何かその中で1回の講座、この塾を開催する開催経費という部分が、先ほども言ったように割高なんじゃないかという話です。だから、在宅介護支援センターに市から移すことで、幅広く周知ができるという部分はわかるんですけど、そこは費用の多寡を判断する答弁には先ほどの部分はなっていないので。

逆に提案で、社会福祉法人とか市内の介護事業者にやってくれませんかと言ったら、もう少し、こんなんできて提案で安くなる場合もあるかもしれませんよね。在宅介護ももちろん社会福祉法人が受けているので、だから、そこが何かの影響でその額を決めているんじゃないかという意識も思わずにはいられんもんですから、やるのであれば、適正な費用というの考えたほうがいいのかなと思うんですけど、その辺どうですかね。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

先ほども申し上げましたとおり、一次予防と二次予防を切れ目なく高齢者の方の介護予防につなげていくという大きな狙いがございます。それにはやはり地域のほうで活動していただいております在宅介護支援センター並びに地域包括支援センターに委託するしか、ほかのところになかなか委託先をお願いしてというのが難しいというところもございまして、こちらをお願いをしておるところでございます。

○ 芳野正英委員

委託する以上は、仕様書とかどれぐらいのことをしてというそれぞれがあると思いますので、一遍それと、さっきの時給の計算のやつですね。また資料でいただけますか。それを見て考えます。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

資料のほうをお出ししたいと思います。

1点つけ加えさせていただきます。先ほどの看護師でございしますが、今まで地域包括支援センターに在籍をしていた職員でなしに、このはつらつ健康塾のために新たに雇い入れをして事業のほうをお世話になっておるところでございます。訂正いたします。

○ 森 智広副委員長

それは地域包括支援センターごとにお一人お一人雇用しているということですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

はい。そのとおりでございます。

○ 森 智広副委員長

あと、市の職員の方が赴いてやるというのと、各地域包括支援センターに任せるといので、その1時間の内容が対象者が幅広くなったという話をされていましたがね。それは具体的にどういうことですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

お達者クラブといいまして、地区市民センターでやっておった時代は、もう固定の方だけがセンターへお越しいただいて、職員が行う体操をやっておった現状がありますが、この地域包括支援センターにお願いすることによって、いろんなどころへの声かけであったりすることによって、今までの固まった方だけでなしに、より多くの方にお越しいただくことになる。さらに来年度からは、地域の公会所や集会所の身近なところで開催するというところで、より多くの方に来ていただいて介護予防の勉強、運動をしていただくと考えております。

○ 森 智広副委員長

それは広報周知する活動が地域包括支援センターのほうがいいということですよ。それは別に、じゃ、幾らと単価がふえる話じゃないので、それは別と思いますけども、ただ、2600万円でしたら、看護師さんを市の職員で雇って、専属で2人ぐらいできる金額ですので、これだけの事業に特化するという形で。そういう数字もあるので、また資料を待っていますので。

○ 小川政人委員

関連。前にも言ったやけど、そういうことやるんやったら、大学とかと一緒に協働で知恵かりたほうがええのと違うかなと思う。東京で聞いてきたときは三重大大学の杉田さんという教授がそういうことを、東京大学と同じような知識を持っておるよという話も聞いてきたもので、これからずっと幅広くしていくという部分でいくと、そういう看護師さんが必ずいるとは限らへんもんで、例えば大学の学生とかそういう同じような勉強をしとる、健康とスポーツを兼ねて勉強しとる人たちもおるんやで、そういうのとかをもっと知識を求めにいったほうがいいと。とりあえずはそういうことをしとるんやけど、何か金額的に高いで、それはもっと産学研究してやったほうがええのと違うかなと思うんですけど。ど

うも幅広く意見を求めてないのと違うかなという気がするもので、そこは気をつけた方がいいのと違うのかな。一遍、そういうのを聞くのはただやから、それでいいものは取り入れていけばいいわけやで、ちょっと遅いわ、そういうことをやるのがな。もっと早く健康づくり課はそういうことも考えてやらんとあかなんだんと違うかなと。後手後手に回ると、金ばっかり使っていくだけで、肝心なところには金つけとらへん。

○ 芳野正英委員

その包括看護師さんの確認なんですけど、そうすると、この健康塾をやるために新たに雇用されるということは、各地域包括支援センターに1人ずつと考えると3人。それぞれの1地域包括支援センターに1人の方が年間9回を、ざっと考えると24地区を三つに分けますから、8地区の年間七十何回を包括看護師さんがまず担当する、在宅介護支援センターの職員さんはそれをサポートするというふうに考えていいんですかね。

○ 日置記平委員長

簡単に。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

委員言われるように、回数は若干、中、北、南で違いはありますが、おおむね3分割で担当していただいております。

○ 日置記平委員長

委員の皆さん、済みません。なかなか決断をしにくいところで、もう12時20分になってしまいましたが、それだけいろいろと議論をしていただいたということでもあります。

○ 森 智広副委員長

1点だけ。

○ 日置記平委員長

特別に。

○ 森 智広副委員長

そのはつらつ健康塾のテーマというのを出していただくんですけど、その下に参加人数を入れてもらってもいいですか。済みません。

○ 日置記平委員長

わかりましたね。

この辺で委員の皆さんのための質疑を閉じたいと思います。午後の再開は、ちょっとおくれましたので、1時20分といたしますので、よろしく願いいたします。

12：23 休憩

13：21 再開

○ 日置記平委員長

それでは、始めさせていただきます。

午前中にいろいろお申し出のあった資料を出していただきましたので、順次説明してもらいましょうか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

健康づくり課から、はつらつ健康塾、こちらには介護予防教室運営業務委託（一次予防事業の実施要領）の資料とヘルスプラザのランニングトラックにおける図面とトレーニング器具の写真をつけさせていただいております。

まず初めに、介護予防教室の実施要領について、担当の係長より説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○ 上原健康づくり課健康づくり係長

健康づくり課、上原です。先ほど、介護予防教室の運営委託の実施要領ということで、これのホチキスどめの一番最後についている資料のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

まず、左側、平成25年度、26年度の塾の介護予防の啓発の項目というのを挙げさせてい

いただきました。9回分になります。この項目といいますのは、主として介護予防を進めていく上で非常に重要なポイントと考えており、これを設定しました。そして、平成25年度につきましては、この塾は全地区、各地区市民センターで行っておりますので、月ごとにテーマを決めて実施をしていきました。

平成26年度につきましては、塾について、集会所など高齢者の方に参加いただきやすい身近な場所で、老人会さんとか自治会さんなどと協働して実施していただくこととなりますので、その団体さんからの要望とか、あと市のほうから、健診結果から得られた各地区の健康統計も地域包括支援センターさんのほうに提供しながら、その看護師さんのほうにテーマも、うちの地区ではこのテーマが大事やろというところで選択をしていただきながら、地区の特性に応じた内容で実施をしていただくことになっています。

それで、右のほうですが、平成25年度の月別の参加者数を挙げさせていただきました。北、南、中ということで三つの地域包括支援センター別に挙げさせていただいたんですが、第1回目から第3回目というところが健康づくり課のほうで前半3回分実施したところです。10月から、今出ているのが1月までということで、地域包括支援センターさんで実施をしていた分になります。

地区によりましては、やはり在宅介護支援センターさんが、いろんなふだんの活動の中ではつらつ健康塾の啓発をいただいて、新しい方もかなり来てもらっているなという地区も実際あります。

介護予防啓発の項目と参加者数については以上になります。

それで、実施要領のほうですが、平成26年度の案なんですが、こちらの実施要領でいきたいと思っております。この中で26年度新たにとか、また充実をしていく部分につきましては、例えば1ページの真ん中あたり、(ホ)、ここは地域包括支援センターさんの実施する業務というところで書かせていただいておりますが、26年度から地域で展開をしていただくに当たって、いろんな地域の関係機関とか健康ボランティアと協働しながら、集まりやすい集会所など、場所を含めて考えていっていただくようお願いしていきます。

また、1ページめくっていただいて、3ページになります。こちらのほうは、在宅介護支援センターの実施する業務というところに挙げさせていただいてあるんですが、真ん中あたり、(2)①のロ、ハ、ニ、下から3点のところは、より地域で展開していただくのに大事なところかなということで挙げさせていただいてあります。

いろんなところで周知をしていただいたりとか、関係機関との協働、そして在宅介護支

援センターさんのふだんの活動の中で、本人さんとか家族さんからの相談からこちらの塾につなげていただくという視点を持っていただいたりというようなところを挙げさせていただきました。

1回あたりのかかっている費用がというところのご意見もいただきましたが、やはりこういう連携をとる中で、かなり各関係機関と話し合いを重ねたりとか、あと在宅介護支援センターさんの中で、やはり参加していただきやすいように、もっと身近なチラシをつくりたいということで、チラシを工夫してつくっていただいたり、会場の予約に走っていただいたりというようなところが、かなり前後の準備に時間がかかるということで、ちょっと積ませていただいた部分もあるんですが、やはりこの教室を実施するというだけではなくて、実施要領のほうにも書かせていただいているんですが、参加者が今後も介護予防を継続できるような視点を持ってこの教室を実施してくださいということで、この教室を通していろんな、じゃ、次回、はつらつ健康塾ではないけど、こういうきっかけがあって、じゃ、次どういうことをやりましょうかという自主的な取り組みにつながっていただきたいなというところも含めてお願いをしております。

そして、その中で、地区のやはり介護予防の出ていく場というか実践できる場、資源の把握というところも在宅介護支援センターさんに動いていただいて、いろんなサロンであったり自主グループであったりというところも参加者のほうにPRしていただくのにまとめていただくという作業も入っておりますので、ちょっと見かけ上、多くなっているというようなご理解をいただきたいと思います。

はつらつ健康塾につきましては、以上です。

○ 日置記平委員長

終わりですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

ヘルスプラザについても引き続きさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 日置記平委員長

お願いします。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

そうしましたら、議案のほうの資料を用意させていただいておりますけれども、それもあわせてよろしいですか。

○ 日置記平委員長

そうか。もう行こうか。

議案第181号 三重北勢健康増進センター条例の一部改正について

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

教育民生常任委員会関係資料ナンバー3からお願いいたします。

まず、1ページでございます。議案第181号三重北勢健康増進センター条例の一部改正に係る施行期日と内容についてお示しをさせていただいております。

まず、平成26年6月1日が施行期日となっております第1条につきましては、健康度測定と総合体力測定に関する規定を改正するものでございまして、こちらにある第3条第1号にお示しいたしましたとおり、健康度測定と総合体力測定を廃止するといったものでございまして、第3条第1号の運動実践指導及び別表欄にございます第1の第1号、トレーニングジムにつきましては、6月1日以降もそのままお使いいただくということになっております。

続きまして、平成27年4月1日が施行期日となっております第2条でございます。これについては、運動実践指導とトレーニングジムに関する規定を改正するものでございまして、第3条並びに別表第1にお示しをしましたように、運動実践指導並びにトレーニングジムを廃止するものでございます。

条例の施行期日、内容については以上でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。2ページには、平成27年度以降のヘルスプラザを活用いたしました健康づくり事業についてご説明を申し上げます。

まずその前に、基本的な考え方といたしまして、今後、ヘルスプラザを高齢者、障害者、有患者等を対象といたしました健康づくり教室のメニューを実施させまして、新たな健康づくりの場としてまいります。また、それらの方がご使用ならない時間帯については、一般公開をいたしまして、一般市民の方にもご利用していただく健康づくりの場というふ

うに考えております。

先ほども申し上げましたとおり、12月の教育民生常任委員会協議会でお諮りをして以降、ヘルスプラザを使って行う健康づくり事業ということで、障害者以外に有疾患者、国民健康保険特定保健指導対象者、高齢者を対象としました健康づくり事業を挙げさせていただいております。

上段については、平成26年度まで行う健康づくりのイメージ図でございます。下の段の網かけ部分、ヘルスプラザと四角の中にあります網かけしたものが平成27年度からの新規事業となっております。

まず、対象といたしまして、左にございますように、有疾患者、障害者、国民健康保険特定保健指導対象者、高齢者といった者を対象として健康づくり事業を開催して、教室の修了者のうち、有疾患者と障害者につきましては、障害者等が車椅子のままでも利用できるトレーニング機器をご利用いただくことを予定しております。

また、一般市民が血圧の測定であるとか筋肉量、体内年齢をはかるようなヘルスチェックでありますとか、一般公開においてトレーニング機器をご利用いただくほか、前回から挙げております健康ボランティアの活動拠点、図書館のコミュニティコーナーでの健康情報の発信を予定しております。

今現在も行っております健康づくり事業の人材を育成する事業でありますとかプール、ランニングトラックの利用、あるいはその下段にあります地域での取り組みの事業については引き続き行ってまいりたいと考えております。

3ページから6ページには、具体的な健康づくり教室の内容をお示ししております。①から4ページの⑦までが平成27年度から実施予定をしておる新規事業でございます。

それぞれの健康づくり教室においては、ランニングトラックでありますとか第2プールを利用しまして、ウォーキング、筋力トレーニング、水中運動などを曜日を決めて3月から4カ月をワンサイクルとしての実施を予定しております。

4ページの⑦でございますけれども、高齢者や障害者等が車椅子のままでも利用できるトレーニング機器につきましては、午前中にもお示したランニングトラックの外のほうに設置いたしまして、①から⑤の健康づくり教室の中で使用していただくほか、健康づくりの修了した方で障害者であるとか有疾患者の方、民間施設では対応が難しい方に対して利用できる時間帯を設定してご利用していただくよう考えております。

また、それ以外の健康づくり教室でありますとか障害者、有疾患者の方が使用しない時

間帯は一般公開といたしまして、一般市民の方にもご利用いただくことを予定しております。

現在、ヘルスプラザで使用しておりますトレーニングジムの機器のうち、使用可能なものにつきましては、直ちに廃止するのではなく、ランニングトラックの外側に設置して、引き続き使用してまいりたいと考えております。

4ページ、5ページ、6ページ以降の⑧から⑮までにつきましては、現在もヘルスプラザの研修室でありますとか軽運動室、機能訓練室で実施している事業でありまして、引き続きヘルスプラザを利用してまいりたいと考えております。

7ページをお願いしたいと思います。各施設で行う健康づくり事業をお示ししております。新規事業については、丸つき数字でお示ししております。ランニングトラックとフィールドの事業については、今回追加させていただいておりますが、それ以外の部分については、前回と変更はございません。

また、8ページでございますが、2階のランニングトラック、フィールドで実施を予定しております健康づくり教室でありますとか一般公開の例示をしております。何度も出てきますが、健康づくり教室①から⑤が各教室の実施予定となっております。教室修了者の障害者、有疾患者の利用について一般公開とお示ししたものが水曜日と木曜日の午前と金曜日の午後で例示をさせていただいております。

9ページ以降については、14ページまで、平成25年度のヘルスプラザ利用者、健康フェスティバルの来場者の意見をまとめさせていただいたものでございます。

10ページ以降に、ご利用いただいている理由ほか8項目に分けて記載をさせていただいております。この資料についての説明は以上でございます。もう一つ、昼にお配りさせていただきましたランニングトラック、フィールドの図面をごらんいただきたいと思います。

朝一でお配りしたところにも表示をさせていただきましたが、ランニングトラックがございませう左側に障害者用のスペースということで、今ある3台も含めて、あとこの空きスペースに障害者の方も使えるトレーニング機器を設置したいと考えております。

あとの上段については、現在使っているものを並べた表示でございます。

1枚めくっていただきますと、今現在使っているトレーニング機器を写真であらわしております。上の四つがございませうが、これは筋肉系を鍛えるものでございませう、ここには4台しか表示しておりませうが、全部で8台ございませう。これについては、故障もして

おりませんので引き続き使用が可能となっております。

下のほうを見ていただきますと、ちょっと写りが悪いんですけども、ステップマシンといいまして、この上をつかんで足でぐっと押さえつけるような器械でございます。これは今現在、4台ございます。

右へ移っていただきまして、自転車と表示しておりますけども、この器械は9台ございますが、そのうち4台は液晶が故障しておる状況でございます。

その下がルームランナーでございます、これについては7台ございます。故障はいたしておりません。

利用頻度といたしましては、上段の筋肉系の利用頻度が下の段に比べて非常に高いということもありまして、この上段のものの設置を考えているところでございます。

1枚めくっていただきますと、A4の紙で、右肩、チェストプレスト、シーテッドローというのがありますが、これは現在、設置をされております障害者用の筋力トレーニングでございます、右の二つは一体となっております表裏になっております1台です。あと、左側の自転車には背もたれがついておる、そして、下の腕用のエルゴメーターは、車椅子で腕を回して鍛えるものでございます。

もう一枚めくっていただきますと、これは今、障害者用ということで、ちょっと例示を、どのようなものかというのを見ていただくのに添付したものでございまして、車椅子のまま入っていただいて鍛えるようなものの筋肉系の器械で8台、例示とした形でつけさせていただきました。

説明については以上でございます。

○ 日置記平委員長

資料については説明していただいたとおりです。ご質疑ありましたら。

○ 中森慎二委員

条例の部分はいいんですね。

○ 日置記平委員長

どうぞ。

○ 中森慎二委員

資料の1ページの条例の一部改正の施行期日と内容というところでもう一度確認したいんですが、この条例改正は2段階ステップになっていて、平成26年6月1日をもって健康度測定、総合体力測定をやめます、引き続き運動実践指導については行いますと。ただし、平成27年4月1日からは、その運動実践指導もやめます。加えて、トレーニングジムを使用できる者も削除しますということは、平成27年4月からは、トレーニングジムを一般開放することも削除するという事なんですか、使えなくするという事なの、この条例改正の文言は。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

条例上、お示しをしておいたトレーニングジムは廃止をいたしますが、ジム機器については、先ほど申し上げた障害者用であるとか今現在の使えるものについては引き続き使っていただく予定をしております。

○ 中森慎二委員

条例上担保していたものがなくなるということは、使える根拠がなくなるということじゃない。そんなばかなことはないじゃないの。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

今現在、条例上、トレーニングジムという位置づけにつきましては、使用許可施設というところに位置づけをしております、ヘルスプラザのほうで実施をする事業に支障のない範囲で使用できる施設という位置づけで使っていただいております。

今回、トレーニング機器については、健康づくり事業の中でご使用いただくとか、その後の健康づくり事業のサポートとして使用するということで、今までの使用許可施設と扱いが異なってまいります。

また、ランニングトラックの端っこに設置するという事で、トラックであるとかフィールドと区分なく利用できるという使い方がありますので、トレーニングジムという形で今までのように単独施設として取り扱わない方法ということで、条例上、廃止をお願いするものでございます。

○ 中森慎二委員

それは誰がどこで担保するんですか。条例から除いて。6月1日からの分で、トレーニングジムを使用できる者ってわざわざ改めてうたう理由は何なの。運動実践指導は残しているからということ。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

健康度測定とか総合体力測定を受けられた方がトレーニングジムを使用できる、また運動実践指導を受けることができるという今の規定でございます。測定は廃止をいたしますが、6月1日以降も今までに測定を受けられた方というのがお使いいただけるということで、4月1日までトレーニングジム並びに運動実践指導を残すということで、4月1日施行の条例上、廃止というふうにしております。

○ 中森慎二委員

後段の答弁は。どこで誰が担保して、それをどこに明記されているの。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

それは平成27年度以降のお話でよかったですでしょうか。平成27年度については、健康づくり教室にご参加いただいた方がトレーニング機器を教室の中で使っていただく、また、教室を修了された方ということで、その修了者に対して、ちょっとまだ詳しくは検討しておりませんが、例えば教室修了者証明書みたいなものを発行いたしまして、それで使用時間にお使いいただくというような考えをしております。

○ 中森慎二委員

だから、それはどこに担保されているの。しかも、一般の人の利用は排除するわけですね。これは全く気に入らないんですけど、高齢者なり障害者により特化した施設利用をしようという方向性はわからなくはないけれども、こま数であいてきたところを一般公開、健康な人がより健康度を高めるために使ってもらえばいいじゃないですか。そのためにトレーニングジムを残していくという方向があるのであれば。そういうところも含めて、それをどこに担保しているの。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

基本的には、障害者の方、有疾患者の方が優先的にお使いいただいて、一般の方については、その方々がお使いにならないところで一般開放の時間帯でご利用いただくというようなことを考えております。

○ 中森慎二委員

だから、そういうことがわからないじゃないですか。口頭で言っているだけで。

8ページのところに、ランニングトラック、フィールド一般公開（例）というのがあるんだければ、ランニングトラック、フィールドだけど、そのフィールドにはジム機能も使えるということを明記しとかないかんし、ここの一般公開という位置づけが、例えば金曜日の午後についても一般公開（健康づくり教室修了者「障害者、有疾患者」の利用）と書いてあることは、一般の方は夜間でしか使えないわけでしょう。それから土曜日の種目別一般公開というのは何なのかというのもよくわからないし、一般の人がジムをフィールドとして使うことはできるんですか、この土曜日、日曜日の午後というのは。どこの部分で使えるんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

この8ページに表示させていただいているところで申し上げますと、丸つき数字のところについては教室の利用になっております。それ以外に、水曜日、木曜日の午前中、先ほどの金曜日の午後については、教室の修了者の使用というところで、ほかのところの種目別一般公開でありますとかのところ、基本的には一般の方にご利用いただく予定でおりますが、種目によっては、また今後、決定をしてまいるわけですが、使っておると危ない場合については、ご利用を控えていただくというようなことも考えております。

○ 中森慎二委員

何を言うとするのかさっぱりわからないんだけど、現実に今で言っている有疾患者だとか障害者だとか、歩行の対象者だとか高齢対象者を除いた健康な一般市民が使えるこまというのは純粹にどこなんですかと聞いている。

2ページで、平成27年度以降の健康づくりというフロー図があるじゃないですか。これで見ると、健康な市民は矢印でいくと、トレーニング機器の利用ができないんですよ。矢

印が行ってないんです。それにもかかわらず、あなたは使えると言っているんですけど、矛盾しているんじゃない、それは。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

2ページの健康な市民の矢印がトレーニング機器までちょっと引いてないのは申しわけございません。ここはヘルスチェックも含めてご利用いただくという予定をしております。

○ 中森慎二委員

委員会資料で肝心なことが違っているようでは話にならないじゃないの。だって、我々が一般市民の公開というのを担保しなさいとずっと言っているわけじゃない。委員会資料に入っていないくて、漏れていたの、それは、わざと入れないだけじゃない。あなたたち、やりたくないから。そこのとこちゃんと明らかにせないかんですよ。資料差しかえるなり。委員会の説明資料ですよ、これは。漏れていたじゃ済まないじゃない。大事なことなのに。そこが一番議論の中心になっているところであるんじゃないの。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

2ページに表示をさせていただいておりますトレーニング機器の利用につきましては、横にごございますプール、ランニングトラックという表示がございますが、ランニングトラックをお使いいただいた方について、その中にあるトレーニング機器がご利用いただけるということでご理解いただきたいと思います。

○ 中森慎二委員

それはさ、拡大解釈するんじゃなくて、書いてもらってなければそれはわからないし、新しい制度にしようとしているわけでしょう、皆さん方は。だったら、平成27年度以降、どういうものをちゃんと市民に担保していくのかというものをちゃんと説明してもらわないと、我々はその裏までは読めませんわ。

もっと言うと、このトレーニング機器の話でも、古くて使えないという話をずっとしていただけど、それも7台十分使えますと言っているんだしさ、置く台数を削減しているだけの話じゃないのかな。だから、皆さん方が我々に言ってきたことは、全く信用できないんだよ、僕は今話を聞いていて。だから、民間のフィットネスの圧力をどう排除するかとい

うことばかり1番に考えていて、市民にとっての利用というものをどういうふうにするかということはおざなりにされていたんじゃないんですか。その言いわけばかりの話ではいかんと思いますよ。

だから、よりこれから平成27年度以降、障害者の方たちとか高齢者の方により特化した利用をしたいというのはわからないことはないけれども、その中でも一般市民、健康な人の利用というものをちゃんと担保してあげるということ、それは絶対やっていかな必要なことだと私は思いますよ。そのために必要なものは、機器も取りかえたらいいし、週のこま数の部分を何曜日に何がどう使えるのかということのもちゃんと明らかにせないかんし、こういうフロー図についてもちゃんとわかりやすくせないかんとは思いますけどね。

○ 村田健康福祉部長

資料につきましては、ちょっとまた触れさせていただきますが、ちょっと不備がありまして申しわけございません。

基本的に、私どもとしては、ヘルスプラザにつきまして、市全体で行う健康づくりの事業の拠点にしていきたいということで、先ほどから申し上げているのは障害者、高齢者、あるいは有患者、特定保健指導の対象者、この辺を中心に事業を組んでいきたいということについては、一定、委員の皆様方のご理解もいただける部分ではないかなというふうに思っております。まず、基本はそこに据えさせていただきたいと思っております。その上で、一般の方のご利用について、各委員さん方のご指摘いただいているというふうに私は思っております。

やっぱり一般の方のご利用につきまして、トレーニング機器、特に筋力系の利用が非常に高いところがございます。今使っているもので、液晶とかいろいろ部品の交換もきかないものにつきましては、一旦、その部分については廃止をさせていただきたいんですが、一方で、障害者も車椅子で利用できるような機器については新たに整備をさせていただきたいと思っております。その中で、今あるものの一部は廃止をしていきます、障害者向けの機器は入れていきますということで、トータル的に、質的、量的にも見劣りをしないような形での設置ができるものというふうに実は考えているところです。

その、ジムの名前が消えるということにつきましてもご指摘をいただいております。この辺につきまして、まず、ジムの使用については、測定を前提にして使っていただける場所として条例の中に規定してきております。これにつきましては、今後、フィールドとラ

ランニングトラックのある2階のこのスペースを一体として使用していただく中で、トラックも使っていただける、フィールドも使っていただける、障害者用の機器も含めた機器も使っていただけるという形を想定していきたいと思っています。ジム単独で使用許可するのではなくて、この2階の全体を使っていただくという形で考えていきたいと思っています。

そういう面で、先ほど2ページのイメージ図のところ、平成27年度以降のところですが、プール、ランニングトラックと右にヘルスチェック、トレーニング機器とあるんですが、これをもう一つ四角で囲んでおくべきであったなということで、今反省をしております。私どもの意図としては、ここは一体でということです。

ヘルスチェックにつきましては、基本的な血圧とかそういうのをはかっていただくような、ごくごく簡単などこにでもあるような機器になると思いますが、設置をしていきたいと思っています。これも含めて、ここを一体でというふうなことで考えさせていただきたいと思っています。

この資料につきましては、2ページ分につきましては、プール、ランニングトラックの囲み、ヘルスチェックの囲み、トレーニング機器の利用という囲み、このところをもう一つ四角で囲った形での資料にぜひ差しかえをさせていただきたいと思っています。

そういう中で、ぜひともこのヘルスプラザについて、四日市全体の健康づくりの拠点が、今後は介護予防というところでも介護保険の要支援者とかの扱いも出てまいりますので、ぜひここをそういった形で使っていきたいと思っています。その中で、一般の方のご利用が、今までよりも若干、使える回数は減ることになるかもしれませんが、できるだけそういう機会も確保しながらスケジューリングはしていきたいと思っていますので、何とぞご理解をいただきたいと思うところです。

それから、午前中に小川委員のほうから、平成26年度予算でこの機器を整備ということもいただきました。そういうお考えも確かにあろうかと思っています。ただ、平成26年度につきましては、まだ健康度測定とか総合体力測定を受けた方がお見えになります。その方たちについては、一応基本的に、その後の利用というのを確保していかなければなりませんので、やはり今、26年度から直ちにこういった事業を全部やっていく、健康ボランティアの拠点もここに持っていくというわけにはなかなかいかないというふうには思っています。

そういう中で、事業の開始は平成27年度ということで、この辺についてもご理解をいただきたいと思っています。

機器の整備とかにつきましては、午前中の課長からの説明で、県のほうにもその整備とかその辺についての助成も求めているということでご説明をさせていただいております。平成27年度からの事業でございますので、27年度に合わせて事業自体に対する運営の補助、あるいは事業を開始するための設備、整備の補助、こういったところ一体について、県のほうにお願いしてまいりたい。ただ、県のほうもなかなか厳しいのでございますけれども、お願いしていきたく思っております、そういった時間的な流れのところについてもご理解いただけたらというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○ 中森慎二委員

ランニングトラックとフィールドの一体利用って、そんなのどうやって見ても当たり前の話なんですよ。そんなこと何にもこだわっていないんです。一般市民の方々が困っているものをちゃんと担保するという事なんですよ。

だから、この8ページで言う種目別一般公開というのは何だと聞いているのは、排除するための種目別だったら、こんなものはナンセンスな話で、働いている健康な人は土日の利用のほうがいい部分もあるかもわからない。それをちゃんと使えるように担保してあげるといことが大事じゃないかということを示しているわけですよ。

ただ、ここの一般公開の例というのが非常にわからないんですよ。誰が使えるのというところが。何だったら使えるのというところもわからないし、こういったところをちゃんと明らかにして、一般の健康な市民の人たちがフィールドとトレーニングジムを自由に使える時間というのは平成27年度以降、どう確保されていくのか、そこを明らかにしてほしいんですよ。でないと、僕はこれ認められない。

○ 村田健康福祉部長

資料8ページのところでございますけれども、この種目別一般公開の種目別と申しますのは、例えばバレーボールであったりとか何とかという、複数の種目を一つの場所で同時に行うことができませんので、イメージとしては、中央緑地の体育館のようなイメージを描いていただければと思うのですが、それぞれの競技に支障のないように、きょうはこの種目の日ですよという形での指定をしていきたいなと思っております。

ただ、その中で、ランニングトラックの周辺のスペースについては使用ができますので、

その下に一般利用というふうに括弧書きさせていただいてあるんですが、このときにはこういった機器もお使いいただけるという想定でつくってございます。

何曜日のどの時間帯にというところら辺までは、これは例でございます。例えばこの委員会で、もっと昼間の時間帯をふやすべきじゃないかというご意見をいただくようであれば、それは私どもも、またこれは例でございますし、平成27年度からの計画でございますので、そういったご意見も踏まえて見直しはかけていきたいと思っています。

私どもとして、必須でやらなければならないところといいますのは、この丸数字のついているところ、それから、その丸数字の教室を修了された方の利用の機会、これだけは最低限確保した上で、その辺のところを考えさせていただけたらと思っているところです。

○ 中森慎二委員

それをちゃんと資料を出してもらわないとだめですね。ちょっと僕ばかりしゃべっているんで、ほかの方もいるんだから、しゃべってください。

○ 山本里香委員

今、平成27年度からのアウトラインというかシミュレーションということで、8ページ、中森委員のほうからも健康なとか、健康であるといっても、健康なときにこういうところを利用して体をつくるということが保持することになって、健康と健康でない人を余り分ける必要はないと思うんですが、この中で昼間の時間の確保も出てきましたけど、例えば丸がついたところは一般の人は使えないという話がありましたよね。②の障害者の健康づくり教室のときには、この周りのところというのは使えるのかとか、そんなことも、もっともこの使える部分を考えていただくときに、じゃ、高齢者の健康づくり教室のときにはどんなことをするのかイメージできませんけれども、これ、今までは連日使えたわけですね。

だから、並行して使っていくこと、特に私は思うんですが、愛知もそうだったけど、障害を持ったり、健康を少し損ねて体づくりをする人と健康な人が一緒の場で活動するというか、場に入りながら、そのことはとても愛知県の場合も大切なことだというふうに言ってみえたと思うんです。

だから、そういう意味合いで、安全の面とかそういうことは十分注意を配慮していただかなあかんと思いますけれども、今回、障害の方、それから高齢者の方に特化をしていく

ということの中でも、特化ってそんなに言わなくても、みんなが使えるという意味合いでメニューをいろいろ入れたとしても、全体で使っていく、一般の方も使っていけるようなことを目指していかないと、それこそ、このヘルスプラザの根本的なところから違ってくるんじゃないかと思うんですが、そこら辺のところはまだまだ先ほどは考える余地があるようなことを言われましたけど、どうなんですか。

○ 村田健康福祉部長

丸数字の教室のところでもまず一つお答えします。

この教室につきましては、ランニングトラックとフィールドの2階のスペース全体を使って実施をしたいというふうに考えております。

ただ、その具体的内容というか、個別具体的なメニューのところは、まだこれからということになってまいりますけれども、全体を使う中で、こうしたトレーニング機器も教室の中で使っていきたいというふうに考えています。

ですから、この教室のところだけは、申しわけないですが、優先的にそちらで使用させていただきたいというふうに考えているところです。

それ以外の種目別一般公開の日をどこに持ってくるかとか、その辺のところについては、まだ十分検討する余地があるのだろうと思っております。

○ 山本里香委員

これからまだまだ計画をつくっていく段階なので、実際、この教室の数の読みなんかも難しいとは思いますが、例えばその教室のときであっても、先ほど言ったように、障害を持った方がスポーツ、健康づくりをしているということが、やっぱり健常な方にも見えるような中で、例えば数を半分ずつ使うとか、これは一般用ですよ。確かに多少、今までみたいにとれども使えるということにはならないかもしれないけどというような形の中で、共存していくような形もしながら、いつでも使えてみんなが使えるというようなことを目指していただかないといけないと思うし、それから先ほどから条例の文言のことで、平成27年度と26年度のことで言われていますけれども、27年度にトレーニングジムという言葉はなくす。けれども、それはトレーニング機器という形で読みかえてというか、そんなイメージが、トレーニングジムを消すということに対して、このままどんどんどんどんそれが縮小していくんだろうというイメージを私たちも市民も持ってしまうと思うんです。

このようにして、その時代時代で、また2年、3年たったら要求も変わってくるかもしれない中で、条例の中から文言を消さなくても。トレーニングジム機能があるわけですから、残していくんですよね。ただ、それはフィールドと一体とか、今はこじつけのようには映らないんですよ。機能としては、今と同じものを、数が少なくなったりする時期もあるかもしれないけれども、残していくというのであれば、文言を削除するという事は大きなことだと思うので、何でそこまで突き進むのかと思います。

そして、赤字が出るからというか、運営が大変金銭的に赤字を出すからということが一番初めのときに言われましたけれども、今回新しいプランの中だって、これはもう採算を合わせるための運営をするようなことにはならないのは明白なわけですよ。こういう施設はそういうものだという認識からいけば、このジム機能を一般市民の方にも広く利用していただき、障害を持った方、そして高齢の方にもこのジム機能を十分利用。障害者用の特別な機器を設置していただくのも大事なことだけど、今のものだって、今さっき教室でも使っていくと言われるわけですので、これにお金を、更新のために入れていくことだって、平成27年度の今示されているプラン、そんなに違いはないと思うんです。だから、そこら辺のところ、ちょっとやっぱり走り過ぎというかこじつけが多いような気がするんですけど、いかがですか。

○ 村田健康福祉部長

順番はごめんなさい、違うかわかりませんが、まず、採算性のことにつきましては、これまでもヘルスプラザについては赤字ということで、いつときかなり強いご批判をいただいた時期もあったというふうに私は認識しております。

ただ、このヘルスプラザそのものをよく考えてみますときに、これは単なる場所でございまして、そこで事業を打つというのはまた別の話だというふうに私自身は思っております。今回の健康づくり教室をいろいろやっていく中におきましても、教室そのものは施策であるというふうに思っております。ですから、そこについては、申しわけありませんが、税金を使わせていただきたいというふうに思っています。

ただ、その中でなるべく効率よくということはもちろんでございますので、その辺については、また議会からもご指摘いただきながら、ご意見等いただきながら、見直すべきは見直していきたいというふうに思っていますが、ただ、それが赤字だからということではないというふうに考えておりますので、その点についてはご理解をいただきたい。今既に

委員各位からも、その辺についての強いご指摘はないものというふうに私自身も理解をしているところでございます。

それから、機器については、障害者用の機器といたしますのは、車椅子でも使用ができるもの、車椅子でなければ使用できないのかということ、そういうものでは決してございませんので、両方使えるんだと、一般の方もその機器を使えるんだという前提で今回、機器については考えています。

今回お示ししたこの一番最後についていた障害者用の車椅子で使っている写真でございますけど、これも車椅子でないときには、備えつけのいすがございますので、椅子を差しかえれば一般の方が使っていただけるわけです。

そういう意味で、今ある機器をこれに乗りかえていっても、全体的な機器のボリュームといいますか質といいますか、その辺のところについては、大きな差が出ないだろうというふうに考えているところです。

それから、もう一点が、障害者の方、高齢者の方、有疾患の方たちと一般の利用者の方と混在してもいいんじゃないかというご意見だったというふうに理解しています。それについては、お聞きをしまして、なるほどそういうこともそうだなというふうには思っています。

そういう意味で、この8ページのスケジュールの中で、研修修了者という形できちっとさせていただきますけれども、例えば利用の状況等を見まして、この辺のところも利用の状況に余裕があるようであれば、修了者の方がなかなか民間施設を使えないというところ辺もお聞きしていますので、できるだけそこをそういう形で使っていただきたいというふうに思っているんですが、余裕があるようなら、ここも一般の方に使っていただくことも可能であろうなというふうに思っております。

そういう意味で、これまでトレーニングジムについては、測定を行った方が使える使用を許可する施設としてトレーニングジムがございましたので、そことやっぱり区別する意味で、この2階のランニングトラックとかフィールドのある一角とか部屋を一体で考えていきたいなというのが実は思いでございます。それで何とかご理解いただきたいというふうに思っております。

○ 山本里香委員

答えてみえる趣旨は、健康づくりを皆様と一緒にやりましょうという、変わっていない

と思うんですよ。わざわざ条例、いろわなくてもって。平成26年6月1日の健康度測定のはなくてもということで、使えるということだけど、法か何かに触れるんですか。触れることはないんでしょ、平成27年4月1日、トレーニングジムという言葉を使うことが法か何かに触れるの。この健康度測定云々の話からいくと。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

特に法律的に問題はございません。

○ 山本里香委員

皆さん、同じようなことを言ってみえるんやと、中森委員も小川委員も言ってみえることだと思いますけれども、とりたててこの平成27年の改正をする必要はないと私は思います。

○ 芳野正英委員

僕は平成27年4月2日にジャージ姿で2階のトレーニングジムにお金を払わずにおもむろに使用しても、これやったらオーケーということですよ。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

先ほど、この一般公開の例で示してある中の一般利用ができる時間帯であれば、ランニングトラックをご利用いただくというところで、その中でのジムの使用は可能でございます。

○ 芳野正英委員

つまり、無料で使えるということなんですか。無料は違いますよね。多分そうなんですけど。

ランニングトラック内にトレーニングジムを読み込まそうとする意図がわからないんですよ。さっき山本委員もおっしゃられていたんですけど、トレーニングジムとしての機能はあるので、あえて27年4月1日で何で外したんですか。このままだったら、解釈の違いで、いや、これは今まで条例上でトレーニングジムでしたね。機器変わってなくて、そのままトレーニングジムが市長の使用許可施設から外れて、この料金表にも出てこなくな

ったということは、そのままこれは無料開放というふうに読めたら無料で使えますよね、これ。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

一般公開として、ランニングトラックをご利用いただくお金をお支払いいただいて、そこにあるトレーニング機器をあわせてご利用いただくということでございます。

今、卓球台がランニングトラック、フィールドに置いてございますけども、あれは2階のランニングトラックのご利用料を払っていただいて、そして卓球をしていただいております。それと同じような解釈で、2階の利用料をお支払いいただき、そして、そこにあるトレーニング機器をご利用いただくということを考えております。

○ 芳野正英委員

それは法解釈の違いで、今まで条例上に規定されていた施設が外れるわけですよ、これね。卓球台は今までもそういうやり方で、平成27年4月以降も同じだと考えたら、変わらず使用料を払わなあかんと思いますけど、この場合、今までトレーニングジムとして明記してあったものが、平成27年4月以降は外れますよね。だけど、そのトレーニングの中のエリア的にはこうなんだから、これはトラック、フィールドなんだという解釈が果たして可能なのかなという気がします。それだったら、僕は平成27年4月2日以降から無料で使い続けますよ。小川委員みたいに裁判して。

そこは極端な話なんだけど、要は、なぜこのトレーニングジムという文言を消す必要があったのかということ、使用許可からも外して。山本委員がおっしゃっていた部分の。そこがいま一つ説明でわかりません。文言を外す必要はないんじゃないですかね。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

何度も同じことで申しわけないんですけども、あくまで使用許可施設という位置づけであったものを、それは測定を受けられた方のみが使える施設ということでの使用許可施設といううたいこみでつくってあったものが、今度はその許可もなしに、一般の方でもご利用いただける、それはランニングトラックをご利用いただくに当たって、利用料をお支払いいただき、そこにある施設を使っていただくというところでの違いになります。

○ 芳野正英委員

そのトレーニングトラック自体は、今までも使用許可施設であって、ただ、卓球なんかでもそうですけど、トレーニングジムの中の部分は測定をせずに使用できていたわけですよ。それと、要は同等になるんじゃないかということなんです。トレーニングジムは今まで検査を受けないとできなかったものが、トレーニングトラックと同じように検査なしで使える施設というのはわかるんですけど、それはそれで、そのトレーニングトラックに同化するものではなくて、そこはそこで並列で置いておかないとだめなんじゃないかなということなんです。そうでないと、やっぱり山本委員がおっしゃるように、トレーニングジム自体が文言から消えて、これも機器の更新が古くなったからといって、機器がなくなったときに、それを担保するものがなくなるんじゃないかなという懸念があるんですよ。しかも、トレーニングジムというものからトレーニング機器という名称に変えて、要は、今までやったら更新をしてでも使っていこうと思っていたものが、そういう対象から外れるんじゃないかなということなんです。だから、トレーニングジムとして文言として残しておくことに、法的な部分で何か不都合があるのかなという、そこにちょっと懸念を感じるんですが。

○ 日置記平委員長

何か説明が非常に迷路に入ったみたいで、それだけに私たち側のほうの理解が悩んでいるような状況と僕は判断するんですが、もっと簡単に、明快な答えはないの。悩んだような顔をせんでもさ、びゅっと、こうやって、ないんかな。部長、整理してください。

○ 村田健康福祉部長

委員長さん言っていた、すかっとなんていうのは、実際のところ、申しわけないんですが、考え方の経路の違いも少しあるのかなというふうに思いますので、どう言ったらいいんでしょう、きちんと切り分けたすかっとした説明にはなっていないかもしれませんが、ただ、繰り返しにはなってまいります、今までジムというのは、測定をして使っていただくことを許可できる施設として、ジムとしての動きをずっとしてきたわけです。

これから教室の中では、例えばいろんな教室を開催するときには、トラック、フィールド、機器、これをセットで教室の中で使っていくという使い方をしていきたいというふうに思っているわけです。一般公開とかに当たりまして、同じようにここをセットとして

考えていきたいということで、今回、このような形で条例改正差し上げたところでございますので、決してトレーニングジムを無料で使っていただくということは想定しておりませんし、例えばトレーニング機器が使われたとして、アップであるとか終わった後、トラックとかお使いいただけるわけですので、そういった形とセットでお考えいただければというふうに思っております。そういうことを何とかご理解いただきたいなと。

○ 日置記平委員長

芳野委員、ちょっと充電してください。

○ 豊田政典委員

今、条例を見ているんですけど、別表第1の使用許可施設には、プールもランニングトラックもグラウンドゴルフもジムも全部入っているんですよ。芳野委員、会議施設も。使用許可施設というのは、プールからジムからランニングトラック、軽運動室、グラウンドゴルフ場、会議室、全部そうなの。その中に備考があって、トレーニングジムの使用は、健康度測定または体力測定をした者に限るとというのが備考なの。これを外すというだけなんだよね、今回の。

(「いや、違いますよ」と呼ぶ者あり)

○ 豊田政典委員

違う。

○ 日置記平委員長

身内で違うとかええとか……。

(「運動施設から外れる」と呼ぶ者あり)

○ 豊田政典委員

ちょっと待って、備考を外すだけなの。

○ 日置記平委員長

課長、ちゃんと答えてや。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

済みません。平成27年4月1日以降は、トレーニングジムという文言を削除するという条例改正でございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、今ある条例の別表第1の運動施設等の中からトレーニングジムを消してしまうの。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

そういうことでございます。並びに、備考で先ほど豊田委員がおっしゃられた、トレーニングジムの使用はというこの(1)も削除するという条例改正でございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、全く意味がわからんというところに戻ってきました。

○ 日置記平委員長

ちょっと休憩。

○ 小川政人委員

今、課長と部長が説明したこと、そのまま条例に書き込んでくれたらそんでええわけや。測定器がなかったらジムとは違うってばかなこといったらあかんのよ。測定器がなかったも、こんなものトレーニングジム以外の何物でもないやないか。だから、実態に合わせた条例をきちっとつくりなよというのが我々の考え方だよな。それを強弁して、トレーニングジムがなくなった、なくなったと言うとき、民間業者の人たちとトレーニングジムをなくすという約束をしたのか。その約束があるから、このトレーニングジムという名前は使わずに、機器だけ置くという話なのか。これを入れると聞こえない。それはそれでええけども。

だから、そこをきちんと、多分いろんな話し合いをした中で、ジムはなくしますわという。大慌てで議会や市民の声がきついもんで、条例もあんまりなぶらんと、テクニックだけで機器は置きますとか何とかしますとか言うたら、もう整合性が全然ないんやさ。だから、名前と全然違う。健康福祉部、名前消してさ、健康も福祉もよう見やんのやったら、名前変えたらええやん。市民と全然かけ離れた何かする部とかさ。本当にそうやで。

切実な市民の声からいくと、確かにフィットネスクラブもずっとはやっとるし、あれほどの施設じゃなかったも、年金生活しとつてもやれるものが欲しいよと。そんなあんたの稼ぎが少ないんやで、もうそんな健康のことなんか考えるなよという話の世界なのか、きちっとすみ分けができるんやで、そこはそんなに民間の事業者の人に圧迫をかけらへんと思うとるもんで、それはきちっとしてやって、グレード落とせばいいんやで、機器は置いとくけども、風呂とかシャワーとか何とか言っとらへんのやで。ふだん行って、すつとできるものをさせてあげたらいいんやで、わざわざこんな条例変えることもあらへんし、これはやめようと思ったで条例を変えたんやわな。そういうことでしょう。初めは機器もどけて、もうやめるつもりやったんだから、こういう条例をつくったんだけど、いや、反対が多いで、ちょっと中身を変えてきたら、条例も適合せんようになってしまつとるし、言うとることも合わへんし、別に6月から運動実践を半年ぐらいやるとしたって、何ら邪魔にならへんやんか。トレーニングジムっていったって。そうやろ。それを無理にさ、やるもんで、それで障害者用の器具の更新は今年度の予算に入つとるのか。入れやなあかんやないか。そやろ。こうやって条例つくつといて、器具の更新って入ってないっていったら、これはもう絵に描いた餅やないか。だから、予算つけようにと言つとる。壊れた器具も更新してかならんやで、無理にどえらい高いものを買えとは言つとらんやん。民間を圧迫せんようなそこそこのものをつくっていくという、そういう理解を民間にも求めやんと、大体よその都市でもうまくいつとるし、四日市だって健康増進センターができたって民間は伸びてきてるんやで、現実に市内で、俺が議員になってから二、三軒しかなかったのがぼんぼんふえてきてるんやで、そんな圧迫はしとらへんもんで、それはきちっとやらなあかんわ。

多分、調査票で、民間のトレーニングセンターのを出してくれたけど、料金違うでしょう、もっと高いでしょう。そのかわり風呂もあるし、ジャグジーとかサウナとかあって、料金も高いで、そういう高級なところへ行けない人をどうするかというのが行政の役割やないか。それが健康福祉部の役割やのにさ、弱いとこ切り捨てて、もうええわ、縄飛びで

もしとれよという話の世界かな。それはあかんのよ。絶対これは賛成できやん。トレーニングジム、特に消やすなんて。実態と違うんやもん。予算もあかん。

○ 芳野正英委員

もうあれなんですけど、見ていると、機器も福祉関連機器ということで、この例えばマシンも、僕も民間のスポーツクラブ行っていますけれども、僕は多分、これは使わないと思いますよ。軽過ぎて。だから、そういう部分で、普通の民間施設との差というのは説明できると思うんですよ。ここでやるんだったら、30代、40代とかの人たち向きではなくて、本当に高齢者とか障害者、それに一般の人を開放したとしても、そんなにがつつやり込むような人が来ないような施設なんです。本当に年配の方で体は動けるけど、健康づくりのために来ていますという形で器具の中身によっても選定ができると思いますし、障害者、高齢者の優先施設という形で、一部を一般の方に使わせるという姿勢でも、十分僕は民間のスポーツクラブの皆さんとの競業もできると思います。区分けが。

だからこそ、トレーニングジムとしては、ジムの機能を持っているんで、あえてそれを外すというやり方よりは、そこは堂々と残していてもいいのかなというふうに僕は思うんですけど。

○ 中森慎二委員

結局、皆さん方が狙っているのは、条例上の運動施設としてトレーニングジムという名前をなくしましたということを民間フィットネスの方々にアピールしたい。だけど、実態としては、小川委員言うように、既存の使えるものも使えるようにするんだし、そこに合わないんですよ。だから、無理して外すことのほうがおかしいんですよ。

だから、残したけれども、民間フィットネスとのすみ分けはちゃんとできると。おのずとそうなってくるというものをちゃんと理解を求めていくということが本当に必要なことであって、きょう示されている条例だけ見たら、トレーニングジムは平成27年4月からなくなるんだなとしか読めないですよ、これ。だって、別表からもなくなるんですもん。だから、それはやっぱりごまかししかならないじゃないですか。姑息なことじゃなくて、ちゃんと民間とのすみ分けはこういうことでやります、しかも小川委員が言われたように、健康増進センターができてから、民間フィットネスは市内で物すごくふえましたよ。それはやはり、一定の所得のある方は、自分の家の近くで行かれている部分があると思うんで

すよね。でも、そのこの会員に入るお金がちょっと難しい方については、少し遠くても行くという利用はあるのかもわからないけど、そういうすみ分けはものすごいできるし、施設のレベルも違うしというところを、やっぱりちゃんと説明をして、こんな姑息な条例改正という手段を用いないとできないようなことでは、やっぱりおかしいですよ。決定的に。

○ 日置記平委員長

大分熱っぽくなってきまして、気温も上がってきましたけど、本音でいこまいか、そうでないと、はっきり言ってくれないと、あんまりぴよんと上へ、なかなか前へ進めなくて、時間だけ無駄になるんで、もう思ったことぼんと言いなはれや。それやなきゃあかんわ。

○ 豊田政典委員

条例はさっきまで僕の勘違いだったということで、やっぱりだめかなというところ。

全体的な話というか予算のほうですけど、私はこういうふうを考えるんです。会議録のまとめもいただきましたが、ちょうどこの施設が始まったのが15年前で、僕が議員になった年にスタートした。そのころから、初期の目的、コンセプトというのが、利用者数を見ても全然だめじゃないかとかいう中から収支の議論もありましたよね。何年か後から見直し案というのが議論されてきました。きのう出してもらったやつだけ見ても、毎年3回、4回、教育民生常任委員会とか議員説明会でヘルスプラザの今後のあり方ということの説明を受けて議論している。

まとめをつくってもらったけど、議会からの意見として一番肝心なところが抜け落ちていくわけですよ。それは何かというと、僕の考えですけど、初期のやり方、目的というのが間違っていたのではないか、だから、市民が利用してくれないんじゃないか。ここでこの施設のあり方を根本的に考え直すべきだというのがここ何年か、議会から、複数の議員からというか皆が出されていることなのに、最近の議員説明会、10月28日も、教育民生常任委員会協議会も出されているやつは、途中、公害未来館があつて、それがなくなったもんで、その分すかさずかになっていて、一体この先どういう施設、どこへ行くのかってわからへんやないかと。あなたたちが出してきた当初の案では、学校の代替空き教室みたいなのを使うとかいうことだったし、この施設のありようというのを長年議会と議論してきたにもかかわらず、根本的な方針、理念というのは出されてこなかった。

今回、去年よりはちょっとましですよ。高齢者、障害者、疾患者というのが加わって

きたもんで、少しは色が見えてきたけれども、何かとってつけたような印象が私はぬぐえないわけです。そんな中で議員説明会でも、そんなんやったら赤字どうするんやという議論が出てきているんだと思う。

中身がきちんとしてて、納得してやれば、赤字だからだめだと誰も言わないと思うんですけど、そこが全くぶれているというか、色合いが見えない。

何かというと、高齢者でも障害者でも利用してもらうのはいいんだけど、一般でもいいんですけど、ここの施設の役割というか、障害者福祉の中で、高齢者福祉の中で、市民福祉の中で、この施設のやっている施策の役割というのがいまだに見えないわけです。

例えば条例のほうの対象者で、高齢者や障害者や何やらを足し算すると10万人ですよ。10万人の中のこの施設は、いろんなメニューの中で何人利用してもらうという想定があるのかというのもよくわからない。10万人を全部ここでということではないし、地域で健康づくりもするんでしょう。だけれども、ここでやる事業の対象というか、来てもらう人の想定と事業規模、予算規模というのを比べたときに、果たしてそれを実現しようとしている内容がどんだけなのか、予算、事業規模はそれで十分なのかというのもあやふやというか、全く見えてこない。

そんなあやふやな中で10月の議員説明会ではいろんな意見が出た。きょうやったけれども、よくわからないというか、恐らくきちんと固まってないんだと思うんですよ。何かやぱりつけ焼き刃ところがあるんで、これは議員説明会でもいろいろ意見が出て、いまだにわかってないところもあるし、ぜひ予算は全体会へ戻して、全議員の中で議論し、議会からやはり指摘すべき意見をまとめていってもらう必要があるのかなというのを、僕はそんなふうに思っています。ただ、予算については全体会に上げることを提案したい。

○ 日置記平委員長

という提案が出ました。

○ 芳野正英委員

あわせてこの議案ですけど、この改正条例は第1条と第2条から成っていますから、第2条が平成27年4月以降の改正の部分なので、この第2条を削除した第1条のみの修正条例案ですか、ちょっと僕もその辺よくわかってないんですけど。多分、議案は修正だったと思うので、修正を提案させていただきますけど、これは出さなあかんかったですよ。

議員発議で出さなあかんかったですね。

(「修正で」と呼ぶ者あり)

○ 芳野正英委員

修正でいけるんですか。

(「修正案つくって」と呼ぶ者あり)

○ 芳野正英委員

そうですね。それは議員発議ですよね。違うの。

(「修正」と呼ぶ者あり)

○ 芳野正英委員

あっ、修正でいいんですか。じゃ、修正を提案します。第2条を削除する。もう一度考え直していただく。

○ 小川政人委員

第2条にかかわる別表のところも、みんなトレーニングジムにかかわるところはみんな。

○ 芳野正英委員

そうですね。だから、第2条関連のところだけでいいです。第1条の別表は別に構わないので、第2条関連の別表は……。あっ、これそういう感じじゃないんだな。

○ 中森慎二委員

それもそうだけでも、とりあえず健康度測定と総合体力測定をやめるということだけが担保できる条例で最低限はええと思うんですね。それでとりあえず新しい募集だけはとめると。2月定例会議会以降、この平成27年4月1日からの利用におけるトレーニングジムの位置づけについて再考してもらったものをもう一度上程してもらおうという二段階ロケッ

トのほうが僕はええんじゃないかなと。

○ 小川政人委員

トレーニングジムは今のままにしといて、あとでもし変える部分があったら変えたほうが、第1条だけあれして。変えるのは第1条というか第3条のあれ。

○ 日置記平委員長

第2条だけ変えるという、第1条だけ変える……。

○ 小川政人委員

違う、違う、ごめん。第3条の健康度測定とかそういうのはもう変えなくて、そのままいったらいいと思うもので、トレーニングジムにまつわるもののところについてはとりあえず見直さないと。改正前のものは。改正しないという、まとめてほしいわ。

○ 森 智広副委員長

いや、私余り熱くないんですけど、簡単に言うと、要はジム機器を卓球台と同じ扱いにしたということですよね。それで僕、別にいい気もしますけど。ただ、皆さんはそれをなくして、卓球台はいつなくなるかわからへんから、ジム機器もいつなくなるかわからへんと、そういう話ですか。卓球台と同じ扱いですよ。だめだと言う人がいるということですよ。

○ 小川政人委員

裏づけがないとあかんという……。

○ 森 智広副委員長

ああ。そういうことか、済みません。自分の中で整理できました。

そもそも、ジム自体540円かかっていたのが270円で全て使えるようになったっちゃうことはいいことですよね。間口が広がって。

○ 日置記平委員長

高齢者並みになったのか。

○ 森 智広副委員長

いや、全部使えなかったですよ。要は検査受けないと。

○ 日置記平委員長

ああ、そののところね。

○ 村田健康福祉部長

済みません、いろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。

委員さん方のおっしゃってみえることも、私個人的にはちゃんと理解をしたつもりでご答弁を申し上げるとるつもりでございますが、私としましては、先ほど申し上げたような、まずは教室ありきから考えていきたいということでご説明させていただきましたので、済みませんけれども、この辺はちょっとご理解いただいてということでお願いしたいと思えます。条例の改正のこと云々ではございません。そういうつもりでございましたということでございます。

それから、予算につきましては、平成26年度でということでございますけれども、きょうまたこれを見ていただいた段階でもおわかりだと思いますが、まだもう少し私ども詰めたところもあります。それから、県のほうからも補助金とかの協議もしていきたいところもあるんです。そういうこともありますので、これを平成26年度当初予算でというふうにおっしゃっていただきますと、私どもも大変今つらい状況です。

ですから、これにつきましては、やっぱり平成27年度事業として、教室で使用するもの向けの機器とあわせて、その辺の予算については検討させていただいたら大変ありがたいというふうに思っております。

冒頭の説明でも、そういう趣旨で発言させていただいておりますけれども、その辺については、何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

○ 日置記平委員長

部長からそういう説明がありました。

○ 小川政人委員

部長の気持ちはわかるけども、平成26年度の12月に買う場合、26年度で予算を置いてくわけですから。別段、平成26年度すぐに使うわけではなくて、当初予算でこれはやりなさいよという約束で、また市民に対してもちゃんと器具を更新しますというあれなんだから、別に予算はつけとかなと、26年度に買えませんやろ。平成27年度になって、27年度の予算が成立して、その後になりますやんか。だから、それはあかんで、こんだけのことをあんたらが考えとるんやで、それを考えて実行していく裏づけになる金をつけてかんと何にもならへんもんで、そこは金をつけてやりましょうと。あなたが補正で必ずやりますという話なら別として、そうじゃなかったら、当初で今の機会に買いなさいよと、我々議会が市民を代表して言うことはできるんやで、それはきちっと全体会で、僕も全体会で予算については議論もしたいなと思っています。

○ 村田健康福祉部長

そういう形で予算の部分、担保してやろうというご発言でございますので、私どもとしては、それは大変、こういう教室をやっていく上でもありがたいバックアップだなと思っています。

ただ、これから健康ボランティアさんとか、そういうところに使っていただくと、今まで測定とかで使っていた部屋を改修してそういうところに持っていくということもありますし、同時に、トラックとかフィールドの部分についても、当然、改修がまた入ってくるわけです。その辺の計画もこれから練っていく中で、実は平成26年度までここを、これまで測定受けた方に使っていただこうと思いますと、手がつけられるのは実は平成27年度だなという考え方をしています。なので、平成27年度の中ではそういったところも含めて、教室の実施機器の整備、この建物としての整備、それから、ここも例のアセットマネジメントのほうでも残っておりますので、そういったものも一体で位置づけて、平成27年度でやらせていただけたらなという考えで、今回臨ませていただいております。

その辺のところの事情というか経過も何とか斟酌いただければありがたいと思いますが。

○ 小川政人委員

あのさ、そんなメンツの話はやめように。別に今まで改修するのに途中で休むとかいうあれはないんやで、今まで言ったことないやろ、俺聞いてないで。そんな改修するで、途

中で利用できやんようなるというのは。俺がおらなんだかもしれんけど、それでいったら、何とか今度の予算はなぶらんといてくださいよというのを出した以上は、このままやっってくださいというだけの話であって、バックアップとかそういう意味じゃなくて、市民にどう方向性を示していくかということが一番大事なんやで、それは全然使いやらん。きちっと考えて、どんな器具を買うか、どんな器具を置くかというのも考えてもらわなあかんけども、ここにある十何台は今でもある器具やないですか。そうやろ。これも移動させやなあかんとか、そういう話の世界になってくるのか知らんけども、そういう話じゃなくて、もう一回これ、きちっと条例も考えなあかんし、予算についてはもうちょっとゆっくり考えて、いつ改修できてどのようになってても執行できるような形にしておかんとあかんで、そう言っとるの。

○ 中森慎二委員

関連でよろしいですか。

○ 日置記平委員長

はい、どうぞ。

○ 中森慎二委員

部長の、切りかえるのに休館せないかんという話でいくと、小川委員がご心配しているのは、平成27年4月から、例えば障害者向けの健康づくりをやるのに、その器械も入ってなければできないやないかということを行っているんじゃないんです。その改修期間が要るかどうかというのは、僕はよくわからないけれど、余り要ると思わないけどね。それなら、当初でなくても、例えば平成26年度11月補正ぐらいで、福祉機器のジム装置を補正予算で組むと。4月1日から使える状態にできるような対応を考えるように答えたらそれでええんじゃないの。だって、平成27年4月からそれやらないですもん、その部分は。だから、4月1日から遺漏のないように移行ができるような、障害者向けのジム機器については補正予算で対応しますと言ったら、それはそれで済むんじゃないのと僕は思いますよ。

それを言ったら、小川さんだってわかってくれる話やと僕は思うし、ただ、その切りかえる期間が必要で、休まなきゃならないというところが、ちょっとどういう形なのかは、ちょっと全体の説明、また新たにしにゃいかんと思うけれど、ジムの話は、障害者向けの

機器の話は、そういうことで僕はええんじゃないかと思うんですが。

○ 豊田政典委員

さっき全体会に上げる提案しましたが、小川委員の言われるように、増額ありきというふうにはまだ思っていないです。そういう考えも出るだろうし、やるだろうし、全体的な話を全員で考えて、議会で収れんしていった意見をぶつけなければいいかなという意味で、広く全体会に上げるべきだということですので。

○ 日置記平委員長

それはこの場で皆さんにご意見を聞かなきゃいけないので。
その前に……。

(「ちょっと休憩に」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

そうですね。かなりエキサイトしてきましたので、ちょっと休憩しましょうか。
3時再開でお願いします。

14 : 45 休憩

15 : 00 再開

○ 日置記平委員長

再開をいたします。

条例案のところでいろいろ意見が出てきました。1点は芳野委員のほうから修正案が出てまいりましたので、その方向で修正案をつくってお諮りをするというのと、もう一つは全体会へ予算を送るという点とあります。全体会に送るやつは、この場で皆さんの賛同を得て決まりますが、修正案についてはすぐ出ませんので、これは時間を置かなければいけませんね。

そこで、まず、決められる分だけちょっと決めたい。

○ 村田健康福祉部長

よろしいですか。

○ 日置記平委員長

どうぞ。

○ 村田健康福祉部長

今の委員長さんのお言葉であれですけど、予算の関係です。機器の関係です。今お話がずっと出ていましたように、平成26年度の途中でということであれば、もう少し置く機器とか、そういったものを詰めた形で私どもはご提案させていただく準備はできると思います。

ただ、この当初予算でということになりますと、ちょっと申しわけないんですが、今、きちんとした予算を組めるだけの体制が私ども、準備も整っておりませんので、その辺はちょっとご理解をいただけたらと思っております。

平成26年度の途中の段階、いずれかの段階でということであれば、鋭意そのように急いで準備をさせていただきたいと思っておりますので、それ辺だけちょっとご理解をよろしく願います。

○ 小川政人委員

間違いないな。私はそれ、担保してくれるんやったら、わざわざ何も、当初修正しやへんで、きちっとみんなで考えてさ、四日市の健康づくりを、人のための健康づくりを考えてくれたらいいんやで、別段それでも構へんよ。

○ 日置記平委員長

芳野委員は、それでも修正は提案されますか。

○ 芳野正英委員

条例の修正はまたそれと別やもんで、確かに予算に関しては、さっきの部長の話なので、全体会に上げなくてもいいと思いますが、条例だけはちょっと修正はさせていただきたい、

提案をさせていただきたい。

○ 日置記平委員長

ちょっと混同しとる部分があるのでね。議案のほうは修正を……。

(「させていただきたい」と呼ぶ者あり)

○ 小川政人委員

条例の議案は。予算の議案はええよと言った。

○ 日置記平委員長

条例の議案だけ修正の方向は変わらない。あなたもそうですか。

○ 小川政人委員

うん。条例は変える。

○ 中森慎二委員

それで、予算は採決していただいて、条例案については留保して、委員会の中でまとまるのであれば修正案を少しつくってみるということもあるし、また、理事者のほうと相談しながら、よりいい条例修正ができればいいと思いますので、そういうことで、条例のほうはちょっと留保していただいたらどうですか。

○ 日置記平委員長

そうします。まず、予算のほうを整理できる分野から採決に入りたいと思います。よろしいですか。

そうなりますと、少し説明させてもらわないかんですが、分科会の予算のほうですけど、送らなきゃいけない部分が議案第166号の第4款衛生費の第1項保健衛生費中関係部分のところ、これが資料がまだ出ていないので、この部分をちょっと追加いただいて。

済みません、もう一度言います。議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費中関係部分のうち、健康増進センター費

については、当委員会での採決を保留し、全体会……。

○ 小川政人委員

諮らなあかん。これ、全体会に上げていう人が1人おるで。

違うか、ごめん。

○ 日置記平委員長

何も最後まで読むんやで、聞いとってくれやいいのに。

○ 小川政人委員

はい、済みません。

○ 日置記平委員長

当委員会での採決を保留し、全体会に審査を送ることに賛成の委員の挙手を願いますと、
こういうふうに持っていきたいんやけど。

○ 豊田政典委員

その前に発言させてください。

○ 日置記平委員長

どうぞ。

○ 豊田政典委員

討論でもないんですけど、僕は今でも、今回の予算案であるとか条例見直しというのは、
新たにヘルスプラザが生まれ変わるための第一歩だと思っているんですよ。そんなことから、
今まで議員説明会でもずっとやってきた、教育民生常任委員会でもやってきた。そこで
この先のヘルスプラザ、この施設の将来像であるとかコンセプトというのはまだあいまい
やとっていて、それを全体会で議論すべきだと思っているんですけども、今でなくても
もいいじゃないかという考えも少し生まれてきたんです。まだ1年ぐらい考えてもらって
……。

(「1年は長いな」と呼ぶ者あり)

○ 豊田政典委員

えっ、半年。これから考えてもらって、新年度、また教育民生常任委員会でも全員で協議していけばいいのかなと思いはじめているんで、皆さんはどう考えるかなというのを先に。僕の言っていることはわかりますよね。ここで採決するのはあじないんで、それでいいじゃないかということであれば取り下げたいなと思って。

○ 中森慎二委員

今の豊田さんのお話で、非常に私も大事なことだと思うんです。ただ、理事者のほうももう一つ整理ができていないのかなという思いがあって、我々の役割として、とりあえず体力測定というものの新たな募集をとめると。ここの最低限の条例改正について可として、あとそれから先の部分については、できるだけ早い段階で整理をして、条例改正が必要なものはする、あるいは追加するものは追加すると。そこであわせて平成27年度からの姿をちゃんとしてもらおうと、そういう時間を少しつくってもええのではないのかな。このまま予算常任委員会全体会でこれを諮っても、ここの議論をなかなかよう超えられないんじゃないかと思うんですよ、理事者のほうも。だもんで、そういう時間を与えるためにも、条例だけは修正してでも認めて、予算については可として、小川さんが提案してもらったことも含めて年度中に新たな追加も含めて考えるということで、全体会に送っても答えがなかなか出てこないんじゃないかなと思うので、そういう整理のほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。

○ 小川政人委員

もう僕は部長を信頼しとるんで、部長があんだけ言ったんやで。ただ、相談はしてくれやなあかんで。どういう器具を置くとか、そういうのは。それはまたこのメンバーなり全体会なりに、全員協議会なりでもらわなあかんで、そういう前提で採決していただいたらと思います。

○ 村田健康福祉部長

済みません、あえて発言させていただきます。これまでも一般の方へのトレーニング機器の利用とか、そういったことも見直しの一部でございますので、今後、その方向については、また教育民生常任委員会の協議会とかそういった場でご説明させていただいて、またご意見もいただいきたいと。できるだけ早く、私どものほうも方向性をお示しできるように頑張っていきたいと思っておりますので、済みません、よろしくお願いします。

(「定年違うよな」と呼ぶ者あり)

○ 村田健康福祉部長

首にならなければ。

(「冗談、冗談」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

いろいろ意見が出てきますと、さらに私も迷うところでありますが、まず、全体会へ送ることの意見は出ましたけど、これは中森委員のご意見じゃありませんが、またここで長い時間かけて議論したようなことを初めからするようなことになる可能性は十分ありますよね。だから、全体会へ送ることは豊田委員から提案あったけど、これはちょっと横へ置かせていただいて、ついてはその議案の修正というところに運んで、それを皆さんでできたところでお諮りするという運びでよろしいか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

というふうに決まりましたので、事務局、ちょっとその日を。

そこで、当初予算について、ここで皆さんのご意見を終了して、採決の方向に行きたいと思いますが、議案第168号、平成26年度国民健康保険特別会計予算以外の採決について進めさせていただきたい。これはまた財政経営部から資料が出てきていないということから、これを除いて採決に入らせてもらってよろしいか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費中関係部分、第2項児童福祉費中関係部分、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費のうちの第1項保健衛生費中関係部分、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費中関係部分、第2条債務負担行為関係部分、そして、議案第168号は飛びまして、議案第174号平成26年度四日市市介護保険特別会計予算、議案第175号平成26年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算について、反対ありませんので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

じゃ、今読ませていただいた分については可決をいたしました。ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費中関係部分、第2項児童福祉費中関係部分、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費中関係部分、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費中関係部分、第2条債務負担行為(関係部分)、議案第174号 平成26年度四日市市介護保険特別会計予算、議案第175号 平成26年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

続いて、議案第201号平成26年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第5項国民健康保険費について反

対もありませんでしたので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

[以上の経過により、議案第201号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第5項国民健康保険費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

それから、議案第202号については、財政経営部のほうからの資料待ちですので、これは後日になります。

そういうところで2議案については、議案第181号は修正案を出していただきます。

部長、議案第203号の説明を。議案第203号四日市市国民健康保険条例、これまだやったな。済みません。

議案第203号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

○ 村田健康福祉部長

国民健康保険条例の一部改正、議案第203号ですが、これを説明させていただきますのと、きょうは国民健康保険について、2件追加の資料のご請求をいただいていたものが今できてまいりましたが……。

○ 日置記平委員長

それ、財政経営部のももらえる。

○ 村田健康福祉部長

財政経営部のはまだです。無理です。それも一緒に説明させていただくということによ

ろしいででしょうか。お許しいただければ配付させていただいてご説明いたします。

○ 日置記平委員長

わかりました。

配ってもらっている間にさ、部長、それいつ出てくるのやろう。財政経営部。

○ 村田健康福祉部長

財政経営部のは週明けじゃないと難しいです。

○ 森 智広副委員長

週明けといっても次ですからね。

○ 小川政人委員

月曜日や。

○ 日置記平委員長

そうか。土日に仕事出てやってくれるんや。

(「向こうも休日出勤するのかな」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

俺のところと直接違うで後回しやと言っとらへんわな。

皆さんのお手元には3枚、部数にして2部配られたと思います。コールセンター委託に係る事業の内容及び予算内訳と督促状における滞納区分のところ。説明ください。

○ 松岡保険年金課長

追加資料と四日市市国民健康保険条例の一部改正がございますが、条例の一部改正から説明させていただいてよろしいでしょうか。

○ 日置記平委員長

そうやね。同時に。

○ 松岡保険年金課長

続けて説明させていただきますので。

○ 日置記平委員長

切りかわるとき言うて。

○ 松岡保険年金課長

はい。それではまず、四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

資料がまた恐縮なんですけど、この議案は追加上程分でございます。提出議案参考資料（追加上程分）、申しわけないですが、こちらをお開きになっていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

○ 日置記平委員長

3枚のやつ。

○ 松岡保険年金課長

さようでございます。よろしゅうございますか。

○ 日置記平委員長

よろしいでしょうか。

○ 松岡保険年金課長

よろしいですか。それでは説明させていただきます。

平成26年2月19日に国民健康保険法施行令の一部改正が公布されてまいりました。これに応じまして、四日市市国民健康保険条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回、改正をお願いするものは2点でございます。一つは、保険料賦課限度額の改定でございます。資料1ページの1をごらんになっていただきたいと思っております。

まず、法施行令改正の趣旨でございますが、保険料につきましては、医療に係る基礎賦課分と後期高齢者支援金等分、それと介護納付金分から構成をされております。このうち、それぞれの限度額を超過する世帯の割合に差があることから、後期高齢者支援金分の限度額と介護納付金限度額について、この限度額を引き上げてそれぞれの均衡を図ろうというところが法改正の趣旨でございます。

これに対応いたしまして、本市の条例におきましても、それぞれの限度額を2万円ずつ引き上げをしまして、後期高齢者支援金分の賦課限度額については、改正前、14万円を16万円、それから、介護納付金賦課限度額については12万円を14万円というふうに改定させていただきたいというところのものでございます。

それから、二つ目でございますが、保険料軽減判定所得基準の拡大でございます。保険料は、所得に応じてご負担いただく所得割というものと受益に応じて負担いただく被保険者均等割、世帯別平等割から計算されるものでございまして、このうち、所得が一定金額以下の場合に、被保険者均等割と世帯別の平等割を減額するものを軽減といたしまして、7割、5割、2割というものがございます。

資料をめぐっていただきまして2ページをお願いいたします。(3)改正の内容でございます。5割軽減の改正内容をご説明させていただきますと、改正前につきましては、33万円プラス24万5000円に世帯主を除いた被保険者の人数を掛けていったものを、世帯主を含めて計算することに改定をしております。これによりまして、これまで対象でなかった単身世帯が対象となってまいります。

それから、もう一点の2割軽減でございますけれども、改正前の計算式では33万円に35万円掛ける被保険者数の計算を33万円プラス45万円と、この部分で10万円金額を上げまして、掛ける被保険者数というところで改定をしようとするものでございます。所得基準額の引き上げ、あるいは単身世帯を対象とすることにより、保険料軽減を拡大いたしまして、被保険者の方の負担軽減を図ろうとするものでございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日で予定してございます。

続きまして、恐縮ですが、きょう午前中に資料請求いただきました内容につきまして、今お配りしました2枚物の内容につきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、コールセンター委託に係る事業の内容及び予算の内訳でございますが、このコールセンター実施時期につきましては、7月が第1期分の納期でございますので、実施を9月以降の複数月で考えてございます。一月当たり80件を抽出しまして、国民健康保険団体

連合会へ送りまして催告をいただくと。

催告の方法につきましては、新たな未納の方について電話がつながるまで、コールセンターのオペレーターから曜日あるいは時間帯を変えて3回までコールをいただくと。つながった場合には納付催告をしてもらうというところをごさいます、この件数のカウントにつきましては、つながった場合1件、3回電話したんだけど、つながらなかった場合でも1件とカウントするというふうな取り決めでございます。

この予算につきましては、国民健康保険特別会計の総務費、徴収費の中の委託料でございまして、12万9000円、ここで私、午前中、一般管理費と申し上げたんですが、間違いでございまして。おわびして訂正させていただきたいと思ひます。この委託料12万9000円のうち、コールセンターの委託料6万8000円、もう一方で、納付指導員の健康診断委託がございまして、6万1000円で、ここの委託料としては12万9000円と、これが内訳となつてございまして。

次に、保険料収納率向上に係る収入見込みの状況でございまして、平成26年度、現年度分につきましては、徴収見込み額は約65億8200万円でございます。これに対しまして、収納率90%から収入見込み額を59億2400万円と見込みまして、差し引き6億5800万、これに対して1%向上を見込みますので、6582万7000円を収入見込み増に持ってまいりたいと思ひております。

それから、滞納繰り越し分も同様に――収入増見込みを0.1%でございまして――持ちまして、②でございましてけれども、275万円、このように収入増を見込みたいと思ひます。①と②合わせまして、合計で6857万7000円を収入増というふうな見込みで考えております。

それから、資料をめぐっていただきまして、2ページでございまして、研修講師の派遣のところでご請求いただきました。この研修の講師でございまして、三重県国民健康保険団体連合会に設置されておりました徴収アドバイザーがございまして。そのアドバイザーの派遣を市のほうで受けまして、収納担当職員の意識改革と、先ほども申し上げましたが、納付交渉のすべなどを学ぶような研修会、助言、指導を受けるというところでございます。

回数は年間3回でございまして、基本的な事項から滞納整理案件ごとの指示、指導を受けて経過報告を確認、それから、その内容確認について追加の指導を受けるというところでやっけてまいりたいと思ひてございまして。

それから続いて、3ページの資料でございまして、督促状における滞納区分につきまして、平成26年2月発送の督促状を区分させていただきました。2月は7208件督促状を発送

とございます。この中で、新規未納の方は881件ございます。約12%でございます。それ以外に現年度のみ滞納の方2293件、それと滞納繰り越し分がある滞納の方が166件と、累積をしている方が3868件というところでございまして、トータルで7208件の内訳はこういったような状況となっております。

説明は以上でございます。

○ 日置記平委員長

説明は終わりました。

質疑ありましたら。

○ 豊田政典委員

資料ありがとうございました。国民健康保険のほうです。1ページで、下段の2番のところの数字によると、結局、29億円余りの滞納に対して、いろいろ新年度から強化するけれども、目標としては7000万円余りしか改善されないと、そんな解釈でよろしいんですか。

○ 松岡保険年金課長

収納状況、調定額、見込み額からすると、ここにお示しをさせていただいた金額ですが、これにとらわれることなく、収納率向上に努めてやっていきたいという気持ちは持っております。

○ 豊田政典委員

それから、3ページのところで、7000件云々の内訳ですけど、あれよくわからないんですが、今回のコールセンターに委託するのは240件という説明ですよね。これはこの3ページの表の区分の中のどの区分に対して行うんですか。

○ 松岡保険年金課長

表の中の一番上に新規未納者という欄がございますが、ここの中の対象者をコールセンターの扱いの案件にしてまいりたいと考えてございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、881人いるけれども、最初なので、240件にとどめるという意味。

○ 松岡保険年金課長

そのとおりでございます。その後につきましては、状況を見ながら補正なりで対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○ 豊田政典委員

それから、そのほか、昼間の職員による電話催告というのは、新規も現年度もその下も全部ありますが、7208人ですよね。実績として、昼間1年間に電話連絡ついているのはどのぐらいなんですか。

○ 松岡保険年金課長

済みません、今、手元に数値がないので、後刻、ご報告させていただきます。

○ 豊田政典委員

全くわかりませんか。

○ 日置記平委員長

ざくっとでもわからんか。

○ 松岡保険年金課長

夜間電話催告の実績としましては……。

(「昼間」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

昼間ですって。

○ 松岡保険年金課長

済みません、失礼しました。電話催告の実績としましては、昼間でございますが、今年

度の実績、一月平均でございますけれども、約100件、職員で分散して電話をしてございます。

○ 豊田政典委員

電話をしたのは100件じゃなくて、7200人とするじゃないですか。年によって違うとしても、7000ぐらい電話催告をするべき対象がいるわけですよね。そのうち連絡がついたのが、延べじゃなくて実人数何人ぐらいですか。

○ 松岡保険年金課長

申しわけありません。今、手元にデータがございません。

○ 豊田政典委員

これ以上のデータは僕は要らないんですけど、それぞれに昼間、職員が分担してかけているけれども、100件としても1年で1200件しかかけられない。かけてもつながらないかもしれない。だから、夜間のコールセンターを頼むわけですよね。1年目なんて試行的にというのはわからんでもないですけど、そうすると6000件ぐらいは1年間に少なくとも電話催告ができていない。金額を見ても、29億円中の7000万円ぐらいしか目標として置いてないということから考えると、午前中もあつたし、決算であれほど特出しして指摘したことに対する対応として、予算案として、余りにも目標が低いというか、本気度が感じられないというか、手ぬるいということは僕は感じます。ほかの方の意見聞きながら、表決は考えたいと思います。

○ 日置記平委員長

課長、手ぬるいんだそうですが、豊田委員に対して何かありますか。いや、そうやないとか。

○ 松岡保険年金課長

数値実績からごらんいただくと、叱責をされる場所は確かにあろうかと思えます。保険料収納室の職員、収納担当は4名ございますが、日々の昼間の電話をする一方で、納付相談にいらっしゃる方もございます。その納付相談、やはり保険料の仕組みとか中身なん

かを説明する時間も多々ございますので、なかなかご理解いただけるところの実績につながっていったいないんですが、少しでもそういった間を見つけて電話をするということは、まだまだ可能などころがあると思いますので、そういったことは収納担当職員に限らず、ほかの職員にも広げて収納率向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

○ 豊田政典委員

決算のときのことをよく思い出していただいて、ここだけで完結しない話だよという話が出たからこそ全体会に上げて、全庁的に考えましょうという話だったんですよ。だから、原課だけで対応できないならば全庁的に考えなきゃいけないから、ほかの公共料金ともあわせて議論して、決算常任委員会の報告になっているわけね。だから、ここだけでマンパワー足りないから云々というのは、もう次元を去年超えている。あなたを責めても仕方ないんだけど、果たして決算の内容を全庁的にどう受けとめたのかなというところが極めて、今回の予算案、それから内容の提案だけ見ていると、受けとめてへんやないかという感想ですね。

○ 中森慎二委員

言わんところと思ったんですけど、答弁を聞いていて、これはちょっと黙っておれんなと思ってきたので。

豊田さんがおっしゃることはそのとおりで、目標が低過ぎるというのもわかるんだけど、我々は決算常任委員会で国民健康保険の保険料収納に対して応援すべきスタンスで取り組んだと思っているんですよ。それは原課だけでは限界があるでしょう。だから、全体の議論をしようということの中で、僕の代表質問に市長答えたんですよ。債権回収担当の専任職員を配置するって。そこと国民健康保険の収納とは平成26年度、どういうタイアップすることになったんですか。そのことの説明もないけれども。

だから、僕はあえて6万8000円のことにとこだわったのは、そんなばかりの予算の追加で収納体制を強化するということの裏づけになるんですかということも僕は言いたいわけですよ。だから、全く収納対応の強化になっていないと僕は思うんだよね。一つ外部コールセンターという新たなものは入れていただいたけども、でも、全体の中から見ると、それは象に蚊が止まっているみたいな話にしか見えないんですよ。だから、根本的に平成26年度はどうしたいのかというのは、今までの延長線上しかないんじゃない。

センターがふえただけじゃないの、現実的に。何かほかに、教育をするのもわかるけれど、教育がすごく滞納収納につながるとはちょっと私も考えにくいところがある。

保険料の滞納収納、現年度も含めて、本腰入れてやるという予算に見えないんですよ。どう見ても。もうやらないっちゃうならやらないんで、だから人をふやしてでもやったらどうかということも決算のとき我々は言っていたわけでしょう。原課で手に負えないのなら、収納推進室をどうタイアップするのかということも提案してきたけど、具体的なこと何も示されていないじゃない。コールセンターがふえただけですよ。去年度から比べてふえたのは。それ以外に全く何もないじゃないですか。これではふえないわ。解決しない。

○ 日置記平委員長

部長、お答えいただきましょう。

○ 村田健康福祉部長

済みません、いろいろとご指摘いただきました。まず、平成26年度の取り組みについては午前中からお話をさせていただいておりますけれども、確かに新たに取り組むところとしては、コールセンターと職員のスキルアップというところ辺での研修、それから差し押さえの対象をふやすというところ辺になってまいります。あわせまして、平成25年度、決算時期から取り組んでおりますのが、納付指導員によります戸別訪問によりましての口座振替勧奨、これは確かに口座振替というのは収納率がいいものですから、やはりこれはもう既にやっておることですけれども、引き続き強化をしていかなければならないと思っております。

はっきり言って、これ一つやれば決定的に収納率が上がるというものはないというふうには思っておりますので、こういったことを総合しながら、1%でも2%でも上がるようにという形での取り組みを進めていきたいと思っておりますので、その辺をひとつご理解いただきたいと思っております。

それから、収納推進室に専門担当者が配置をされるというところでございますが、これはこれから配置をされていくところでございますので、具体的な協議については、私どもとしてはまだこれからというところにはなっております。

ただ、私どもとして、そこに期待のできる場所というのは、滞納者、初期滞納ではなく、現年分ではなくて、滞納繰り越し者の移管数が少しでもふえるようになればいいかな

ということと、差し押さえ等の、いわゆる滞納処分の件数などにもいい影響が出てくればという、そういった期待感を持って、これからどのような形でいくのかというところを協議してまいりたいと考えております。今現在、このようなことをやって、これで何%確実にというところまではなかなかお答えしにくくて、本当に申しわけないんですけども、滞納には精いっぱい取り組んでまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○ 中森慎二委員

納得できない、全く理解できないんだけど、少なくとも外部コールセンターの予算をふやすことによって、当該年度の収納率をさらに上げていくということにつながることはならないんですか。あるいは現年度分のことも含めて、そういうことは財政経営部に話したんですか。国民健康保険の収納に当たっての要員の配置のことについても部長は掛けたんですか。だけど、認められなかったのかな。

○ 村田健康福祉部長

まず、職員配置のところにつきましては、年1回、人事部局との協議等もございまして、そういった中でのお話というのものもあるわけですが、全体の中での配置ということでございまして、今現在のところは、現員で今年度やらせていただいているところでございます。

それから、コールセンターにつきましては、先ほど課長のほうも申しましたが、これを1回、9月からということでございますので、新規未納者の大体1割ぐらいになると思いますが、やってみまして、効果があるということであれば、これはまた既決でできるか補正を組まなければならないかということもございまして、補正ということであれば、またご相談に乗っていただければ幸いですというふうに思っています。

○ 中森慎二委員

結局、陣容的な増員というのは言わなかったということ。現状の中でやれると。28億円の累積滞納を現状の中で解消していけるんだと、そういう理解でいいんですか、部長。

○ 村田健康福祉部長

私の立場から非常に言いにくいところはあるんですけど、例年、職員配置要求というのを人事部局のほうにはさせていただく機会がございます。その中で、国民健康保険の関係、あるいは生活保護の関係、必要なところの人員要求についてはさせていただいてはおります。

ただ、結果として、今年度は現体制で臨むことになったということでございます。

○ 日置記平委員長

豊田委員も中森委員も、あなた方を応援するつもりでと、以前にもそんな気持ちでこの予算分科会にも臨んでエールを送っとるんやと。今見たら、何やねん、これでできるのかというふうなことでは寂しいやんかということですよ。だから、人はええのかな、そういうことの方に今来ているんで、それは真摯に受けとめて頑張ってもらわないかんですから、弊害があったら、それはそれで、言いにくいことかもしれんけども、我々委員会はそこをしっかりと捉えていかなきゃあかんのでね。

○ 中森慎二委員

委員長もおっしゃっていただいたけども、原課の問題点というものを全庁的に展開して、それを解消して、全庁的な市債権の解消に向けてどうしていくかということを我々は議論してきたつもりなんです。健康福祉部の特に国民健康保険の問題は、市債権でも非常に際立って大きい金じゃないですか。その中で、原課として市長なり副市長に要員増強のことも進言してきたと。もっとほかの外部コールセンターの予算も上積みしたいことを言ってきたけれども、それは認められなかったということであれば、我々は全体会に持ち上げてでも、それはまた声高にしても言わにゃいかんと思っているわけですよ。

でも、皆さん方はこの現状でいいんだとおっしゃるんなら、それならもっと収納率を上げるような目標を立ててくださいよ。今の議論の中で我々は言いたいわけですよ。そのところは、正直にやっぱり話をさせていただかないと、問題解決になっていかないと思うんですよ。逆に言えば、人をふやしても収納率が上がらないんだというのを現に認めているんなら、それはその言い方もしてもらえばいいと思うけどさ、そうじゃないと僕は思うので、ここのところをやっぱりはっきりしていかないと、現状の体制でいいんだと部長がおっしゃるなら、それでちゃんと収納率をもっとアップするような方法を考えてくださいよ。でないと、我々は納得できないですよ、それでは。ここまで我々はちゃんと言ってい

るんだから。

○ 村田健康福祉部長

国民健康保険料の収納体制につきましては、私も当然、今のままでいいというふうには思っておりません。それもあって、これまでも人員要求というか配置要求をさせていただいてきたところがございますので、これについては引き続き、人事部局ともやっていきたいと思っています。

それと、再三、決算のときからお話が出ています、収納推進課との連携等々につきましても、これは市全体の債権本部会議というのがございまして、その中でも議論を進めていくということになっています。そのかなめとなる人間が今度収納推進課に配置をされる担当職員であるかなというふうにも思っておりますので、この辺のところはきちんと連携をしてやっていきたいと思っています。

予算的なところは、コールセンターの予算については、本当にご指摘ごもっともだと思いますので、先ほど申し上げたように、効果をきちんと見て、必要であれば、それについての対応をきちんとしていきたいと思っていますので、済みません。

○ 中森慎二委員

やる気のないことだけはわかりました。

○ 日置記平委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

議案と関係ないんですけど、ちょっとだけ確認なんですけど、国民健康保険料の条例はよくわかったんですけど、あわせて高額療養費の限度額も改正になるのは、これから条例を改正するんですか。

○ 松岡保険年金課長

高額療養費の適用の改正が平成27年1月の予定でございまして、この規定につきましては、上位の法令で規定がされてございます。したがって、条例改正を伴うものではご

ございませんので、よろしくお願いいたします。

○ 中川雅晶委員

結構です。

○ 日置記平委員長

他に。

(なし)

○ 豊田政典委員

なしなんですけど、やっぱり決算の全体会審査の結果もありますから、全体会に上げるべきだと思いますけど、と提案します。

○ 日置記平委員長

豊田委員から、全体会に上げるべきだというご提案がありました。

○ 中森慎二委員

ちょっと補足、今の意見につけ足しますと、国民健康保険の収納体制一つを見ても、全庁的な市債権の平成26年度の対応について、真剣さを感じないしやる気を感じないという中においては、豊田委員おっしゃるように、やっぱり全体会で議論したほうがいいと思いますよ。その中で、原課の領域を超えるものがあるなら、再度申し入れないかんし、原課のやる気がないなら、それも明らかにしてもらえばいいし、そういうところで決算を踏まえた、平成26年度予算に対する臨む姿勢というのを、改めて市債権の全体の部分を問うというふうに整理をしたほうがいいと思います。

○ 日置記平委員長

全体会に上げる件についてはご説明いただきました。

豊田委員、何かあるんですか。よろしいか。いいですね。

そうしたら、皆さん、議案第203号四日市市国民健康保険条例の一部改正についてお諮

りしてよろしいか。

ここについては反対もありませんので、簡易採決で、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

異議なしと認めます。この件につきましては、可決されました。

[以上の経過により、議案第203号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

それで、資料がまだ出てこないのがありますね。議案第168号の部分については、財政経営部から資料が出てないですよ。

○ 村田健康福祉部長

きのう、委員長のほうから、財政経営部の資料はまだです。

○ 日置記平委員長

まだ出てないから。ですから、これはひな祭りになるわけですね。

○ 森 智広副委員長

委員長、一応、今回の採決に関係するかどうか確認してもらったほうがいいんじゃないですか。なかったらもう。

○ 日置記平委員長

関係するって言われたやん。

○ 森 智広副委員長

ただ、一部は出てきているので、議論はあった。

○ 豊田政典委員

僕はもうこれでええんです。

○ 日置記平委員長

あなたはね。じゃ、ちょっと確認をとらせていただきますが、多分、中森委員は資料が出てこないとかかんよと言われたような気がするので、議案第168号です。そうでしたな。

(「全体会ね」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

全体会。

(「まだ資料がありますから」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

議案第168号、待っている部分があったんだよね。財政経営部からね。ですから、議案第168号は来月ということになります。来月ね。

どうぞ。

○ 芳野正英委員

先にその全体会上げるかどうかお諮りいただいて。わかんないですけど、もしその全体会に上がったんやったら、その資料も全部全体会に上げて議論してもいいのかなと。

○ 日置記平委員長

これ、資料が出てきてからお諮りします。

○ 中森慎二委員

いや、別に全体会前提なら、そのときの資料で僕はいいと思いますけど。

○ 日置記平委員長

それでいいですか。皆さん……。

○ 小川政人委員

全容がわからんと、どっち手を挙げようか迷ってしまうんで。

○ 日置記平委員長

だから、私の申し上げたように、来月って3月3日に出てくるであろう財政経営部からの資料を審査した上で答えを出すか、もう初めから上げちゃうというかです。初めの部分でよろしいか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

じゃ、そのようにさせていただきます。そういうことで、健康福祉部につきましては、全部終わりではありませんが、あらかたの部分について終わりました。

○ 森 智広副委員長

月曜日、朝一でよろしいんですかね。確認。

○ 日置記平委員長

いや、それは朝の顔合わせで決めると。

○ 森 智広副委員長

顔合わせないですよ。

○ 小川政人委員

とにかく朝はこども未来部からにしたらええやんか。

○ 日置記平委員長

あっ、それでもいいやね。朝はもう、こども未来部でスタートします。それで財政経営部安心してもらったらあかんけどね。まだ時間あるんやわと思っても困るで。ただ、予定としては、皆さんにはお伝えしていかないかんね。3日の1番はこども未来部から入ります。部長から報告を受けた上で、どこかに入れさせてもらいますということ。

くれぐれも国民健康保険の滞納については、いろいろご苦勞いただきますけど、ひとつしっかりと頑張ってください。

以上で終わります。

15:49 休憩

15:52 再開

○ 日置記平委員長

部長、おそろいですな。それでは、ただいまからこども未来部の審査に入ります。

部長のほうからご挨拶をいただきます。

○ 市川こども未来部長

委員の皆様におかれましては、非常にお疲れのところ申しわけございません。こども未来部、今回、議案につきましては、平成26年度一般会計予算と、それから26年度の一般会計補正予算並びに25年度一般会計補正予算をまずお願いしたいと思います。その後、付託議案といたしまして、青少年問題協議会条例の一部改正について、それから子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてを上程しておりますので、どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。審議が終わりました後、協議会といたしまして、子ども・子育て支援事業計画についてを協議お願いしたいと思いますので、どうかあわせてよろしくお願い申し上げます。

この前の議案聴取会の際に要求いただきました資料につきましては、ご用意させていただきましたので、またご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

それで、各課長のほうから説明に入らせていただきます。

議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費中関係部分

第2項 児童福祉費中関係部分

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費中関係部分

第10款 教育費

第1項 教育総務費中関係部分

第4項 幼稚園費中関係部分

第5項 社会教育費中関係部分

第2条 債務負担行為（関係部分）

議案第201号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

○ 加藤こども未来部次長

こども未来部、加藤でございます。まず、お手元の資料ですが、平成26年度の当初予算に関連しましての資料のほうを用意させていただいております。右肩に、こども未来部資料ナンバー1、インデックスがついております1番の資料でございます。よろしいでしょうか。

○ 日置記平委員長

1から4まであるやつ。

○ 加藤こども未来部次長

はい。

○ 日置記平委員長

ようけついとるね、それ。

○ 加藤こども未来部次長

1から4。青いインデックスで1番と右肩にございます。よろしいでしょうか。これに基づきまして、順次説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 山路こども保健福祉課長

こども保健福祉課長、山路でございます。私のほうからは、今の資料の1ページ、子ども医療費助成事業から説明をさせていただきます。

まず、財源内訳についての資料請求がございましたので、表にまとめさせていただきました。ゼロ歳から小学校卒業までにつきましては、三重県の補助対象事業でありまして、県が2分の1、市が2分の1の負担となっております。平成26年度から新たに助成の対象となります中学生の入院費につきましては、県の補助対象外ですので、全額市の負担となっております。

次に、2番ですが、中学生の入院助成についての件数の根拠と、過去二、三年の入院助成の実績ということで②で記載させていただいております。

まず、①の助成件数の積算根拠でございますが、対象となる中学生の総数から、一人親家庭医療費助成対象者や生活保護受給者などを除いた6500人、これをもとに入院の受診率につきましては、先行している市の入院の受診率2%を見込んでおりまして、トータル件数130件になるんですが、4月の診療分は6月から助成となりますので、月10件で10カ月、合計100件と見込んでおります。1件当たりの医療費につきましては、四日市市の一人親家庭医療費助成額、こちらを参考に3万5000円と考えており、年間で行きますと350万円と見込んでおります。

②の入院治療の実績ですが、子ども医療費の過去3年間の実績というのはございませんので、一人親家庭について、中学生の入院助成費の実績を記載させていただいております。3年間の平均をとりますと、大体3万3000円程度ということになってございます。

続きまして、2ページをごらんください。こちらは不妊治療費助成事業についてでございます。所得制限を今回設けることになりましたので、その根拠をということで資料を用意させていただきました。

不妊治療につきましては、夫婦合算所得400万円未満の者に対しまして、より治療効果

の高い年齢に集中して治療を受ける選択ができるよう、年間助成回数の制限を撤廃するとともに、39歳以下につきましては、通算助成回数を5回から6回にふやし、所得が少ないということを理由に不妊治療を諦めることのないように配慮させていただいております。

これらの改正によりまして、助成回数がふえますので、歳出が増加するため、国庫補助事業であります三重県不妊治療費助成事業、——こちらは所得制限を設けておりますが——これに合わせて、夫婦合算所得730万円以上の所得者を除外させていただいております。

続きまして、3ページをごらんください。児童虐待防止対策事業でございます。こちらはまず、こんにちは赤ちゃん訪問事業とか子育て支援センターの連携というお話がございましたので、1番に書かせていただきました。

子供の虐待防止につきましては、早期発見、早期対応、未然防止に向けて、関係機関が連携しながら情報共有をすることが重要であります。特に虐待に結びつく可能性が比較的高い出産後間もない乳児につきましては、こんにちは赤ちゃん訪問を実施する中で、保健師や業務を委託しているNPOのこんにちは赤ちゃん訪問員が訪問しまして、虐待の疑いや養育等に課題のある家庭につきましては、家庭児童相談室などと連携しながら対応しております。そして必要に応じて、家庭児童相談室の職員が同行訪問なども行っております。

子育て支援センターにつきましても、それぞれが持つ情報を共有し、関係部署とも連携をとりながら連携の強化を行いまして、適切な支援を行っております。

続きまして、2番のこんにちは赤ちゃん訪問事業についてでございます。この事業は、業務を委託しているNPOのこんにちは赤ちゃん訪問員が4分の3程度、市の保健師が4分の1を訪問しております。市の保健師は、低体重児や20歳未満の若年夫婦、あと医療機関からの情報提供などがあったものについて、保健師などの専門職員が、支援が必要である者について訪問を行っております。

こんにちは赤ちゃん訪問は、生後4カ月までに1回訪問するというものでございますが、訪問した中で継続して支援が必要な乳児につきましては、それぞれの状況に応じて、保健師等の訪問などの支援を継続してまいります。

続きまして、(2)のこんにちは赤ちゃん訪問の現状と課題でございますが、産科の医療機関等からの情報提供が最近増加していることから、早期からハイリスクケースの把握が可能となっております。これによって、保健師等の対応するケースが今増加しているところです。

また、平成25年度からは、こども未来部の組織の体制の見直しによりまして、家庭児童相談室が同じ課となったことから、少しでも気になる児童がいれば、すぐに家庭児童相談室の職員と相談することができるようになりまして、連携が強化されたと考えております。

また、平成25年6月より、複数回訪問しても面会できず、電話もつながらないような家庭につきましては、家庭児童相談室に報告し、家庭児童相談室から地域の民生・児童委員さんに連絡をしてですが、情報を共有し、地域での生活状況等の情報を得ることで、全ての児童の実態把握ができるようにしております。

4ページをごらんください。今後についてでございますけども、産科病院などから早期に把握した情報を有効に活用し、虐待等を予防するために、保健師等の個々の判断に委ねるのではなくて、課全体として定例的にケースの情報を共有するような場を持つ必要があると考えております。現在は、担当保健師と母子保健係長、内容によっては、家庭児童相談室の職員と、気になる児童のことについてその都度相談しながら対応を決めておりますが、今後はそれに加えて定例的な会議を開き、ケースの情報を共有して、適切な対応ができるように努めてまいります。

さらに、個々の職員が広い視野を持ち、保護者の悩みを引き出せるよう、こういった定例的な会議や職場内外での研修などを通じて、職員のスキルアップを図っていく必要があると考えております。

続いて、3番の養育支援訪問事業でございます。この事業は、さまざまな要因で養育支援が特に必要であると判断した家庭に対しまして、保健師や支援員が訪問して、具体的な養育に関する指導、助言、あと家事・育児援助等を行うことによって、養育上の問題解決、軽減を図るというものでございます。

事業内容につきましては、専門的相談支援と申しますのは、専門的知識を持った母子保健係の保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行うものであります。育児・家事援助は、家庭児童相談室の支援員が育児・家事支援を行うものでありまして、対象となる方は、若年妊婦や妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭であるとか、出産後おおむね1年以内の養育者が子育てに対して強い不安や孤立感等を抱えている家庭などでございます。

この実施の決定につきましては、5ページのフロー図のほうでご説明をさせていただきます。1番上にあるのが、母子保健係のこんにちは赤ちゃん訪問事業とか相談窓口とか市の関係機関、あとは子育て世帯と接点のある機関、こういうところから報告が家庭児童相

談室に入れられます。この中で、家庭児童相談室が、養育支援が特に必要であって本事業による支援が必要と認められる家庭を選定しまして、ケース検討を実施し、支援計画の内容を決定し、支援していくこととなります。訪問後はまたさらに評価を行い、継続して支援が必要な世帯は、再度ケース検討を実施してその後の支援内容を決めてまいります。

済みません、4ページにまたお戻りいただきまして、保健師の配置状況ということでございます。市全体の保健師の配置数とそのうちの母子保健係の保健師の数を経年的に記載させていただきました。

以上で児童虐待につきましては、説明を終わります。

○ 加藤こども未来部次長

加藤でございます。6ページをお願いいたします。学童保育事業でございます。当初の資料に記載をさせていただきました市独自で行うもの、五つの補助事業を掲載させていただいておりましたが、もう少し詳しい内容ということでございます。

1番のAEDの整備費補助につきましては、400万4000円でございますけれども、学童保育の利用者の救急救命に努めるということで、AEDの本体並びに附属品の整備費を補助するものでございます。

現状におきまして、AEDは全ての学童保育所に設置をされておまして、経年によりまして交換等が必要なものにつきましては、AEDの本体並びに附属品の交換の部分につきましても、それぞれの交換サイクルに合わせて補助をさせていただいております。来年度におきましては、本体の購入として10カ所、AEDのバッテリー交換としまして7カ所、都合記載のと通りの予算を計上させていただいております。

建築費補助につきましては、3800万円の予算を計上させていただいておりますが、内訳としましては、①の新築費の補助、3600万円でございますけれども、これは補助対象経費の3分の2の補助でございます。限度額が900万円でございますが、平成26年度におきましては、記載の浜田、富田、内部東第2、八郷西の学童保育所の4カ所を想定してございます。

②の増築・大規模改修等の補助につきましては、200万円でございます。対象経費の3分の2の補助でございます。限度額が200万円。平成26年度におきましては、内部東第1を予算計上させていただいております。

3番の常勤指導員の確保についての補助金でございます。384万円でございますが、非

常勤の方が多いたるところで、1人でも多くの方の常勤指導員の配置を促進したいというところから2分の1補助、24万円の限度額でございますけれども、そういった予算のほうも計上させていただいております。4番の就学援助家庭等の利用補助、こちらにつきましても、就学援助家庭でありましたり一人親家庭の方々についても学童保育の利用ができるような形での一部補助を計上させていただいております。

5番におきましては、新規のものでございますけれども、ガラス飛散防止対策事業費補助ということで400万円でございますが、記載のとおり、補助単価、平米5000円という想定の中で、3分の2の補助で、想定としましては、30万円ぐらにかかるというところの3分の2の補助、20万円の20カ所という想定で400万円を計上させていただいております。

7ページにおきましては、その学童保育所における平成25年度でのガラス飛散防止対策の実施状況でございます。40カ所のうち対策済みが22カ所、一部実施4カ所、未実施が14カ所、学童保育所につきましては、記載のとおりでございます。

○ 山路こども保健福祉課長

次は8ページをごらんください。放課後等デイサービス事業についてでございます。昨年11月に補正予算をお願いいたしまして、増額をお認めいただきました。平成26年度につきましては、各事業所に利用者見込みを調査した結果や受給者証をお持ちの児童の状況などをもとに、さらに利用者が増加する見込みとなっております。

2番ですが、障害児支援利用計画の策定推進のための取り組みでございます。放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する際には、この計画またはセルフプランが必要となります。また、平成27年3月までには、サービスを利用する者全てが障害児支援利用計画、またはセルフプランの策定が必要となります。

真ん中の表は、計画策定の進捗状況でございます。今年度末で放課後等デイサービスの利用者のうち、策定済みの児童は83人、168人が未策定となっております。

来年度、新規でサービスを利用する児童や利用日数の変更が必要な児童につきましては、120人程度と見込んでおります。合計で288人の計画を策定する必要があります。

一番下の表は、来年度、この障害児支援利用計画、あるいはセルフプランの策定がどの程度可能かについて、各策定する事業所の策定可能な人数を記載させていただいております。三つの事業所で策定可能な人数は合計で1カ月当たり28人、年間に換算しますと336人となります。来年度、計画を策定する必要のある288人につきましては、対応が可能で

あるとは考えております。

なお、利用者が適切な支援を受けられるためには、セルフプランよりも障害児支援利用計画を策定していただく必要がありますので、各事業所に対しましては、作成に努めていただくように働きかけを進めてまいりたいと考えております。

続いて、9ページをごらんください。適切なサービスの内容と充実を図るためのチェック体制ということでございます。①ですが、三重県が設置しております四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会、こちらに療育部会というのがございまして、この中で来年度、平成26年度は、放課後等デイサービス事業の内容を充実するための検討を行っていただけることになっております。こちらに発達総合支援室からも職員が参加して、協議に参加していくことになっております。

②ですが、各放課後等デイサービス事業所の事業内容が適切であるかどうかの確認なんですが、三重県の福祉監査課が監査を実施しておりますが、その実施の際には、発達総合支援室の職員も同行させていただいたり、あと、発達総合支援室単独でも事業所への訪問を、今、年1回程度実施しておりますが、半年に1回と変更させていただきまして、先ほどの四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会療育部会において決定された事項についての確認など、事業が適正に実施されているかどうか確認を行う予定でございます。

続きまして、4番の相談窓口の充実を図るということですが、放課後等デイサービスを利用する際には、発達総合支援室に来ていただいて面談を行っておりますが、中にはなれない場所、あるいは状況の変化に対応できず、精神的にストレスを抱えるなど環境の変化に敏感で、来所が難しい児童も見えます。これらの児童については、家庭訪問、学校訪問等を通じて面談を行い、柔軟に対応してまいります。

また、面談につきましては、本人の状況と希望などを丁寧に聞き取りながら、適切な支援が受けられるように努めてまいります。

以上で、放課後等デイサービスの説明を終わります。

○ 伊藤保育幼稚園課長

保育幼稚園課、伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。10ページをお願いいたします。私立幼稚園保育料補助事業でございます。

中森委員のほうから、内容が3カ所に分かれておるのに、財源の内訳のほうに記載されておりませんでしたもので、ちょっとわかりにくいというふうなことでご指摘をいただき

まして、大変申しわけございませんでした。それぞれの内容ごとに財源の内訳を記載させていただいたものでございます。

続きまして、11ページのほうをお願いいたします。11ページは保育料の滞納についてでございます。さきの決算審査の中で、滞納のことにつきましてご審議をいただき、いろいろこちらのほうにもやらなければいけないことをご指導いただきました。ありがとうございます。それを受けて、平成26年度、新たな取り組みとして記載をさせていただいたところではございましたけれども、実際、もう少し具体的な内容をということではいただいております。

まず平成26年度からの新たな取り組みといたしまして、1番目としまして、コンビニ納付・口座再振替への取り組みでございます。これは平成27年度から運用いたします新しいシステムにおきまして、コンビニ納付及び口座振替の翌月の再振替ができるように準備を進めるものでございます。

2番目といたしまして、児童手当からの特別徴収の強化でございます。これまで1年間納付がなく、10万円以上の滞納があった保護者を対象としておりまして、滞納額が高額となると返済が困難というふうな状況に陥ることがあるため、平成26年度の6月からは、滞納額にかかわらず、過去3カ月連続で未収納となっている保護者に対しまして実施をさせていただくものでございます。

3番目といたしまして、保育園での納付相談でございます。特別徴収を実施いたしましても、保護者との接触ができず、納付相談にも至れないケースがございます。そういった保護者に対しまして、保育園での納付相談を実施してまいります。

この具体的な実施方法としまして、納付相談の実施は、当課、保育幼稚園課の入所担当の職員で対応させていただきます。

納付相談の内容といたしましては、滞納に至る状況を聞き取りまして、履行可能な納付計画を策定するものでございます。

納付計画の策定につきましては、確実な履行が認められる長期間の分納期間が設定できます児童手当からの申し出による引き去りを活用したいと考えております。

また、プライバシーの配慮ということで、ほかの保護者に相談者のことが知られないようにという形で、園のほうでは個室を準備いただいて、そちらのほうでの聞き取りになります。また、この方に対して納付相談を行うというふうなことを知ってもらうのは、園長と主任保育士にとどめるという形での納付相談を実施してまいりたいと考えております。

また、参考といたしまして、8月定例会月議会以降、実際、納付相談、滞納者に対しての催告強化という形で、実際、2月の児童手当からの引き去りになりましたのが40名、149万9820円と今なっておる状況でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。アセットマネジメントにおける空調設備の考え方についてでございます。

予防保全の対象となる空調設備についてということで、空調設備につきましては、全てを予防保全の対象とするものではなく、予防保全によるものと事後保全によるものとに区分されております。

予防保全の対象となる空調施設につきましては、大規模な設備、マルチエアコンであったり、また、そういったために設計から入札、工事完了に至るまで数カ月間を要する施設運営に大きな影響を生じてしまうものでございます。

また、事後保全をする空調設備といたしましては、小規模工事で対応が可能な施設、例えばルームエアコン等の小さなもので、数日間機能が停止しても施設運営に大きな問題が生じないものといった区分をしております。

そういった中で、保育園の空調設備でございます。保育園に設置されております空調設備につきましては、マルチエアコン等の大規模な施設から家庭用ルームエアコンのような小規模なものまでさまざまなものがございます。

保育園におきましては、園児の健康管理や食中毒対策のため、空調設備は必要不可欠な設備でございます。万一、空調設備が故障した場合、園児の体調悪化や食中毒発生などのリスクが高まることがございますので、施設自体の運営に支障が出るおそれがございます。

そのため、小規模な設備も含めまして、空調設備全体につきまして、計画的な予防保全による維持管理を行うものとさせていただいたものでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○ 加藤 こども未来部次長

こども未来部の加藤でございます。続きまして、13ページをお願いいたします。こちらにつきましては、こども未来部が所管するアセットマネジメントの対象施設についてということでご指摘のほうをいただいております。13ページが、まず、こども未来課と保育幼稚園課が対象となりますけれども、こども未来課につきましては、記載のとおりでございますし、保育幼稚園課は、中央保育園から始まりまして、14ページ、15ページの上段まで

が保育園でございます。15ページの中段あたりで四日市幼稚園でございます。四日市幼稚園から16ページまでが幼稚園の説明でございます。これも一覧としてまとめさせていただいております。

17ページにおきましては、公共施設のアセットマネジメント事業で、保育幼稚園課と青少年育成室のほうを、それぞれ当初の資料を提出させていただいたところですが、写真がなかなか見にくいというところで、カラーのほうで用意をさせていただきまして、17ページにおきましては、公立保育園の外壁改修工事でございますとか空調の更新工事、あるいは屋根の塗りかえという部分をカラーで示させていただいたところがございます。

18ページにおきましては、公立の幼稚園についての同じような工事等について、カラーで示させていただいたところがございます。

19ページも同じでございます。

20ページにおきましては、青少年育成室、少年自然の家で、これも当初予定をさせていただきましたが、遠目での写真で、外観の具体的な状況がわかりづらいというご指摘をいただきました。写真等の不備で申しわけございませんでした。20ページの上におきましては、分館とございますが、昔の青少年野外活動センターでございますけれども、そちらの機械室、これはポンプの部分でございますが、空調、冷温発生機等の機械が館の中がございますその一部でございます。屋外においては、冷却塔がございます。これについても、全体の入れかえの工事をしていきたい、空調設備の更新工事でございます。下の部分は屋根の工事でございます。これは体育館、本館、それぞれ同じような状況でございます。

21ページにおきましては、本館の外壁の部分を用意させていただきましたが、軒天の部分等が剥離をしてきておるというところで、そういった対応をしていきたい。中段は浄化槽の補修工事でございますが、これが白黒で外観の写真でございましたので、どんな状況かわかりにくいというご指摘でございましたので、真ん中の全体の部分と下の2枚は、ちょうど左右に分かれておりますけれども、左につきましては、角のコンクリートの部分が剥離いたしまして、若干鉄筋の部分が出てきておるという内容のものでございます。下の右につきましては、クラック、亀裂ができておりました、ちょうど水が染み出ながら石灰分が固まってきておるという状況でございます。漏水の部分进行处理していきたいという内容のものでございます。

22ページにおきましては、児童館につきまして、北部、橋北、塩浜、こどもの家の4館でございますが、それぞれの月別の利用人数、年間合計の一覧でございます。平成24年度の

実績の部分に掲載させていただきました。

23ページ以降につきましては、23ページは、北部児童館の自主事業、4月から3月までの部分の詳細でございます。24ページは同じく橋北児童館、25ページは塩浜児童館、26ページはこどもの家について掲載をさせていただいたところでございます。

○ 山路こども保健福祉課長

27ページをごらんください。子宮頸がん予防ワクチンに関する対応についてでございます。昨年6月14日に、国から予防接種法に基づく子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の中止勧告が出されました。その後、国においては、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会の副反応部会というのがございまして、そこで検討が行われておりまして、2月26日にも副反応部会は開催されておりますが、いまだ結論には至っておりません。

本市は、国の勧告に従いまして、各医療機関への通知や市のホームページや小中学校を通じて、対象者への積極的勧奨の中止について周知をさせていただきました。現在も予防接種の再開の是非についての結論が出ておりませんので、平成26年度につきましても、今のところ新規の対象者である新小学校6年生への通知は行わない予定でございます。ただ、接種を希望する場合には予診票を交付いたしております。

また、広報やホームページ等には、定期予防接種としての周知は継続してまいります、積極的な勧奨は行っていないこと、また、接種ご希望の方は医師に相談してもらった上、接種していただくことなどについて記載をさせていただいております。

また、電話等での相談があった場合にも、不安解消のために丁寧に説明をさせていただいているところです。

昨年6月以降に接種された方は、1カ月当たり40人程度に減少いたしております。これによりまして、平成26年度予算につきましても、月40件、年間480件程度と見込んで予算を計上させていただいております。

副反応の報告状況についてですが、実は昨日も1件報告がございましたので、資料には1件となっておりますが、市内の副反応報告件数は現在まで2件ということになって、国へ報告がされております。これにつきましては、副反応として認められるかどうかについては、厚生労働省の判断待ちの状況となっております。

全国の状況につきましては、下に記載させていただいておりますが、全国で2320件、うち重篤なものは538件という状況となっております。

副反応発生率、これは100万件当たりの副反応の報告数ということで、子宮頸がんにつきましては260.4となっております。

続きまして、28ページをごらんください。水ぼうそう、おたふくかぜワクチン接種助成事業についてでございます。

任意予防接種につきましては、接種率としての数字は持っておりませんので、昨年4月から9月まで3歳児健診を実施した児童1355人中の状況について記載させていただいております。

水ぼうそうにつきましては、1回、2回の接種合わせまして43.4%、おたふく風邪につきましては、44.4%がワクチンを接種していました。

参考に、水ぼうそう、おたふく風邪にかかってしまう児童の率も下に書かせていただいております。

次に、ワクチン接種費用と補助率についてでございます。

水ぼうそうの1回当たりの接種費用は、任意予防接種ですので、病院によっても違うんですが、8000円から1万円、おたふく風邪については、5000円から7000円と聞いております。それに対しまして、今回は3000円の補助を行う予定でございます。

申請に基づきまして補助券を発行いたしますので、その補助券を医療機関に提示していただくことで、3000円を引いた額を病院さんのほうで支払っていただくこととなります。

参考に、他市の状況も書かせていただきましたが、県内の鈴鹿市と亀山市の例を書かせていただいておりますが、鈴鹿市は水ぼうそう3000円、おたふく風邪2500円、亀山市は水ぼうそう3000円、おたふく風邪3000円という状況になっております。

○ 加藤 こども未来部次長

資料1の最後のページになります。29ページをお願いいたします。少年自然の家施設整備事業でございます。

当初の資料に比べまして、もう少し事業全体、レイアウトも含めた、地理的な状況も含めた中での資料をとということでご請求いただきました。

下の図のほうをお願いしたいと思います。図面の左下側にポンプ所と記載してございます。このポンプ所から、図面の中央上段にございます野外炊事場にかけて、小さな白と黒の線で示させていただきましたのが、現在使用している水道管のルートでございます。四角の囲みで、現在使用水道管と表示をしまして、黒い矢印で示させていただいているS

字のようなものが現在のルートでございます。

また、図面の中央上段の野外炊事場から右下にかけまして、少し大き目の白と黒の線で示させていただいたものが、今回新たに敷く水道管のルートでございます。

現在のルートにおきましては、記載のように、水道管等の老朽化が進んでおりまして、平成23年度には宮妻荘付近で、平成24年度には野外炊事場付近で漏水が発生しておりますことから、新たに図面の右側のルートを開設するものでございます。図面の右下に星の広場と書いてございます。具体的にここまでは水道管が今つながっておりますので、こちらから接続をしまして、鎌谷川を渡りまして、渡る際に水管橋を設置すると同時に、水管橋を経まして大門池、少年自然の家、野外炊事場までの水道管を敷くものでございます。

この事業につきましては、平成25年度、今年度の当初予算記載のとおり、3788万5000円を計上させていただきまして、測量から設計、工事を実施いたしまして、平成25年度の完了の予定でございましたが、現場での調査、測量を行う中で、星の広場まで来ている、先ほど申し上げました既設の水道管に直結をしてつないでいく状態、いわゆる直圧で上げていく想定をしておりましたが、いろいろ調査をしていく中で、野外炊事場までは水が上がらないおそれがあると。野外炊事場のほうでは、キャンプ施設もございます。当然、消火栓もございます。そういった消火栓に必要な水圧が確保できないおそれが出てきましたところ、新たに加圧設備の設置も含めまして、より確実に長期間使用可能な水道施設とするために、詳細な調査設計が必要となってまいりました。

そういったことで、年度内の工事完了に向けまして、都市整備部とも種々、何とか完了できないかというところで協議をしたところでございますけれども、野外炊事場までの必要な水圧を確保するためには、加圧設備の規模でございますとか設置場所を含めまして、給水ルート全体の具体的な設計を決める必要があるというところで、こちらに期間を要する関係がございまして、水道管の施設工事、約800mでございますとか、水管橋の作成設置につきましては、年度内に着手をしましても完了ができないというところで、こちらの部分につきましては、平成25年度は見送りをさせていただきまして、改めて今回、平成26年度予算で上程をさせていただいたものでございます。

なお、平成25年度の不用額につきましては、この後の議案第192号、補正予算のほうで上程させていただいているところでございます。

この件につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第201号、平成26年一般会計補正予算（第1号）についての説明に移

らせていただきます。担当課のほうから説明させていただきます。

○ 山路こども保健福祉課長

私のほうからは、資料ナンバー2の予算常任委員会教育民生分科会資料、平成26年度一般会計補正予算（第1号）をもとに説明させていただきます。インデックス2番の資料でございます。

こちらの1ページをごらんください。子育て世帯臨時特例給付金事業でございます。

平成26年4月から実施されます消費税率引き上げに際しまして、子育て世帯に与える負担の影響を緩和するために支給される給付金でございます。

内容については、支給対象となりますのは、平成26年1月1日現在、児童手当を受給している者となりますが、特例給付受給者、生活保護制度の被保護者、臨時福祉給付金の対象者は対象外となっております。

支給額につきましては、1人当たり1万円、支給対象児童は約3万5000人となりまして、給付事業費は3億5065万円、事務費につきましては、2345万6000円となっております。これにつきましては、全額国庫支出金にて賄われます。

職員手当及び共済費につきましては、当初予算で対応いたしますが、こちらも補助の対象となっております。

2ページをごらんください。支給業務のスケジュールでございます。

5月下旬に対象となる方に申請書を送付いたしまして、6月上旬からの受付を行い、支給につきましては7月中旬からと予定しております。

受付期間につきましては、原則3カ月ということになってはいますが、状況によって申請期間を延長し、6カ月とすることも考えております。

3ページ、4ページは、厚生労働省からの文書でございます。

5ページにつきましては、給付事務費の内訳でございます。新たに雇用する臨時職員の賃金や郵便料、システム改修費でございます。

説明は以上でございます。

○ 日置記平委員長

説明いただいたとおりです。ご質疑をいただきます。

○ 芳野正英委員

まず、児童虐待防止対策事業、このいただいた資料の3ページで、これは全体に言えることなんですけど、事業の説明はよくわかったんですが、予算の配分とといいますか、この児童虐待防止対策に関しては203万円ということなんですけど、人で言うと、これは保健師さんとか養育支援訪問事業の人的費がメインなのか、203万円の使い道がこれではわからないんですけど、説明していただけますか。

○ 山路こども保健福祉課長

養育支援訪問事業につきましては、新たに嘱託職員を採用しております、嘱託職員の賃金ということで300万円ほどを計上させていただいております。200万円とありますが、これまでもやってきましたネットワーク会議の経費でありますとか、研修会開催の経費でありますとか、そういったもろもろの経費ということで200万円ございます。

それに加えて、嘱託職員の採用の経費300万円程度ということで、合わせて児童虐待防止対策事業といたしましては、545万4000円という額で考えさせていただいております。

以上でございます。

○ 芳野正英委員

そういう形で、これだところには赤ちゃん訪問事業も一緒に説明されていますけど、予算立てとしてはそれは別になっていると思いますので、その辺は資料をつくるときに整理をしていただければと思います。

養育支援訪問事業の部分で、予算書だとどの事業費になるんですか。白表紙の予算書の135ページで言うと。

○ 山路こども保健福祉課長

こちらでいきますと、嘱託職給ということで上がっている部分が上から三つ目のところですが、そちらの1名が、この養育支援にかかわる専門職員の経費でございます。

○ 芳野正英委員

そうすると、育児・家事援助をする支援員……、じゃない、嘱託職員は保健師さんでしたっけ。その辺ちょっと詳しく説明をお願いします。

○ 山路こども保健福祉課長

家事・育児支援につきましては、保健師ではありません。新たに嘱託職員に採用しましたのは、子育てに詳しい方で、保育園の経験があったりとかいう方で、子育ての相談に乗っていただける方で、育児・家事についても指導・支援ができる方を雇用させていただいて、嘱託職員として、こういった育児・家事支援に当たっていただきます。

○ 芳野正英委員

ただ、その嘱託職員は②の育児・家事援助を行う支援員ということかと思うんですけど、そうすると、これは訪問回数も短期集中支援型と長期支援型でかなりの訪問回数をされると思います。1名で足りるんですか。

○ 山路こども保健福祉課長

これも計算上になるんですけども、この件数、年間で15ケースですが、訪問回数でいきますと500回、それぞれ訪問に当たって、実際、現地で育児、家事支援する時間と行き帰りの時間とございますが、合わせて1回当たり四、五時間程度という計算で考えておりまして、それで考えますと、往復の時間と訪問準備も含めまして、年間1830時間程度になります。これは嘱託職員1人の年間の勤務時間数に、一応数字的にはおさまる時間帯になりますので、予算的にはこういう数字を置かせていただきました。

以上です。

○ 芳野正英委員

数字上はそれで、実際雇用するのもやっぱり1人なんですか。それだけ確認させてください。

○ 山路こども保健福祉課長

実際に雇用する職員は1名でございます。

○ 芳野正英委員

そこまで踏みこんでやるのであれば、これも決算を一遍やってみないとわからない部分

もあると思いますけど、今後は増員も考えていかれたらなということと、もしここまで手厚くやっても、転居をしてしまったら、また1からやり直しなんですけど、それは予算と外れますけど、転居した場合、なかなか転居先との自治体との連携というのも難しいと思いますが、何か対応は考えておられますか。

○ 長谷川家庭児童相談室長

家庭児童相談室長、長谷川です。転居した方についても、虐待及び養育の不全な方については、各市町村の家庭児童相談室等に連絡をしております。あと、児童相談所のほうからも県としても行っていますし、両方からの形で行かせていただいているのが現状です。

○ 日置記平委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

児童虐待防止対策事業なんですけど、今お伺いさせていただいて、療育支援訪問事業については大体理解はしましたけれども、1名がいいのかどうなのかということも検証していただく必要は十分にあるのかなと思いますので、それはお願いしておきます。

あと、三重県のほうで、こういう産後ケアの事業ということで、今、出産をしても、病院が少ないせいもあるし、医療が向上したという面もあるのかもしれないですけども、入院の日数というのは大分減っているのかなと思います。一昔前のように長く入院をさせていただけないので、早く退院をさせられるということもあって、十分に産後のケアを受けられないとかという観点から、多分そういう産後ケア事業というのを事業として展開されるようになったのかと思うんですけども、本市のそういうような取り組みというのは今後考えておられるとか、途中でまた考えられるとかということはあると思いますか。

○ 山路こども保健福祉課長

三重県が、先ほど委員がおっしゃられましたように、入院期間が短期的になっているということで、その後の支援ということを考えていただいているというのは聞いております。

四日市におきまして、こういう事業が実施できる医療機関等が現在どれだけ可能かどうかということもありますが、県のこういう支援する事業の内容をまた見させていただいて、

四日市もできるものであれば、この支援事業を検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

県の予算もそんなに大きい予算ではなくて、300万円未満の予算です。しかも助産所か何かを指定されていると思うんですが、家族の支援をなかなか受けられないという方を対象として、大体1日2万円ぐらいかかるところの上限1万円を県と市で折半するというような事業をやったと思うんですけども、そういう事業も、やっぱり産後のケアをなかなか受けられないという方にとっては、金額以上に有効性はあるのかなと思います。先般からの事件等を考えると、こういうのは有効な施策の一つかなと思うので、本市も積極的にそういう受け入れ先等を探していただいて、手を挙げていくということも一つ必要かなと思うんですが、その辺のお考えを。

○ 山路こども保健福祉課長

委員おっしゃられますように、受け入れ先がまず大事かと思いますので、そういった箇所を探すような努力も努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

それと、こんにちは赤ちゃん訪問の現状と課題というところで、早期のハイリスクの把握が可能となって、保健師の対応のケースが増加をしていると。家庭児童相談室との連携が強化されたと。問題がある場合は、家庭児童相談室から地域の民生委員、児童委員とかに情報を提供して、実態を把握するということが書いてあるんですけど、児童相談所との連携というのはどうなんでしょうか。

○ 山路こども保健福祉課長

当然、内容によって、家庭児童相談室の対応できる内容であれば、家庭児童相談室で完結しますが、それで完結しない状況の児童につきましては、当然、児童相談所とかそれ以外の関係機関とも連携しながら対応はさせていただいております。

○ 中川雅晶委員

本市としては、残念な事案が2年続いているわけで、また今年度、せつかく児童虐待防止対策事業として位置づけて、今までやってこられたこんにちは赤ちゃん訪問事業とあわせて養育支援訪問事業等をやっていただくという中において、一体どこに課題があったのかというのをもう少し掘り下げていただきたいと思いますし、本当にその保健師の配置状況がこれでよかったのかどうなのか、また家庭児童相談室との連携は本当にどうだったのかとか、児童相談所との連携もどうなのかというのを、ぜひ、きょうは構いませんので、しかるべきときにまた報告いただくようお願いだけしておきます。

○ 山本里香委員

こんにちは赤ちゃん訪問事業のこと、児童虐待防止のこともあって、それが有効に働いていけばいいと思います。取り組んでもらっていて、全ての家庭に訪問される。産後ケアのことも今出てきましたけれども、3ページの下段にまとめていただいているんですが、先般、育児休暇、つまり、赤ちゃんを産んで間もない女性たちと話をする機会が数名とありまして、そのときに、こんにちは赤ちゃん訪問事業をやってもらっていてどうですかと伺いましたら、その中の半数、4人の方は、来てもらっていろいろお話ができたわっておっしゃいました。あと4人の方は何ておっしゃったかという、今から思えば、もっともっとあのときに話をしたかったなと思った。というのは、産後で子育ても初めてのときで、自分の体調も思わしくなく、ばたばたしているときに、どこか知らないお婆さんがって、彼女が言うんですね。彼女たちが言うんですからね。1人の知らない方が突然訪ねてきて、——いや、予約してあるんだと私は思いながら聞いとったんですが——気分的に自分が余裕がなくて、ぶすつとした対応になってしまった。後から思えば、そういうことで、もっともっと身近に利用というか、尋ねればよかったとか、頼ればよかったとか、有効に話ができればよかったなという話をしたら、あとの3人の方も、そうだねということが出てきたんです。

1回目はそうだったけど、2回目とか来てもらったらもっとよかったかもとか、それはぜひたくかもしれないんですが、せつかく各家庭を訪問していただいて、その時期の状況っていろいろ大変だと思うので、今の予算の中では1回とにかく行って、問題や課題があるところには手厚いことをしていただくというんですけれども、そこら辺の事情もよく考えてもらって。

私、ちゃんと約束とってから行くと思っていたんですが、なかなかそこら辺も、数をこなしている中でのことであるのかな。電話がかかっていたとしても、大変だったのかもしれないですけども、そんな中で有効にさせていただくように、そしてまた、何回も何回も訪問するということはできにくいけれども、1回行ったときに十分お話ができ、向こうから子育て支援のところに接触してもらえる、そんなところまで行けたらよりよいと思いますので、予算的にもっともっとこれが充実していけば、こんにちは赤ちゃん訪問事業についてはこの中で充実して、特に児童虐待防止に向けて重ねていただきたいと思うんですが、そのような内容も確認して、実態として知っていただきたいと思います。

○ 市川こども未来部長

児童虐待についてはいろいろとご指摘いただきまして、こんにちは赤ちゃん訪問につきましても、当初から保健師が訪問するリスクケースがふえておりまして、実際に母子保健に携わる保健師の役割というのは本当に重要なものになっているというふうに感じております。

お声もしっかり受けとめていきたいと思いますが、今のところ、リスクケースがかなり多くなっておりますので、そちらでの対応がほとんど大半を占めてしまうということがあって、なかなか複数回の訪問ということは、今すぐにはちょっとできかねるような状態ですけれども、訪問したときに、子育て支援センターの情報であったり、さまざまな情報提供をさせていただきまして、困っていらっしゃるものがあつたら、相談窓口はここですよというようなことの情報が伝わるように努めておりますし、今後もさらにいい方法を探していきたいと思います。

あと、児童相談所との連携なんですけれども、一応新年度、児童相談所のほうから1名、人員を受け入れ、こちらの職員を1名、児童相談所のほうに派遣をしまして、連携の強化を図っていくという予定でおりますので、あわせてよろしく願いいたします。

○ 日置記平委員長

よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

そんなことをするのであれば、さっきの報告のときに課題の部分について言っていた

ければよかったのに。

アセットマネジメントの資料、ありがとうございます。この第2次推進計画で、平成26年度、27年度、28年度とアセットマネジメントという事業でやられるということは、この第2次推進計画の資料でいただいて、よくわかりましたし、それに基づいて、今回出されてきたというのもよくわかりましたが、選定の順番というのは、平成26年度、27年度、28年度と、それ以降も多分あるんですが、部内とか課内において、特に保育所をたくさん抱えておられて、保育所も園庭から遊具からいろいろある中で、その優先順位とかというのはどういうふうな観点というか視点で意思決定されているんですか。

○ 伊藤保育幼稚園課長

特に選定の順位づけでございますが、やはり建築年及び建築後の屋根防水であったりしますと、既に更新がかかっておったといった情報をもとにさせていただきまして、またそれにあわせて、使用状況等、建物の現状、現況、それぞれの立地場所等、使用状況によっても違いがございますので、現場のほうでの確認をさせていただいて、順位づけをいたしておるところでございます。

○ 中川雅晶委員

それはもう現認していただいて、当然、園からいろいろ上申もあるでしょうし、それを課として現認していただいて、優先順位を判断しているということで理解していいわけですね。

○ 伊藤保育幼稚園課長

はい、そのとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

それと今回、アセットマネジメントについて、空調設備の更新というのがたくさん出ているんですが、考え方としては、保育所の空調設備というのは予防保全の対象となって、アセットマネジメントの対象になりますということでの資料はいただいたんですけども、もう一つ、アセットマネジメントの重要な視点としては、ランニングコストの有効性であったりとか、いかに軽減をしていくとか、例えば省エネであったりコスト削減が図られる

ようなものであれば、アセットマネジメントの対象になっていくと思うんですが、となると、現在ついているエアコンの年式であったりタイプであったり、そういうのは全て把握した上で今回こう出してきていただいているというふうに理解していいですか。

○ 伊藤保育幼稚園課長

中川委員がおっしゃったとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

そうですか。じゃ、それどうやって説明といっても、なかなかあれなんで、それは信じるとして、今後もそういう観点でしていただきたいと思いますし、私は本当はアセットマネジメントというのは、市の全体が見えないと、ここだけ、例えば3カ年の計画だけ見ても、また、単年度だけ見てもよくわからないんですが、その財源的な裏づけというものはっきりしないですし、確かに平成26年度、27年度、28年度のそれぞれの数字は、大体、天井の崩落と合わせて10億円前後を毎年計上されているというのはわかりますが、全体的によくわからないというのが、そもそも非常に不満であります。ただ、その原課なり、部として今のような資料で説明いただくしか、今のところ限界ではないのかなということの不満だけ言っておきます。

○ 中森慎二委員

今、中川委員がおっしゃったことは非常に大事なことで、例えば家庭の冷蔵庫が年式が古いと電気代が非常にかさんでいると。新しいものに取りかえることによって、その分、すぐ相殺できるよという話が今、盛んに言われている部分があって、空調機も省エネ化がどんどん進んでいるわけで、そういう意味で、単に年数だけではなくて、ランニングコストというものをどう相殺して考えるかというところの視点がないと、単に壊れそうだから変えればいいという話だけではないんでしょうね。

だから、アセットマネジメントというのは、資料をいただいたけど、13ページでも、これは対象施設があるだけのことで、じゃ、これらをどういう考え方で取りかえていくのか、更新をしていくのかというところには至っていないわけですよ。とりあえず本年度というか、推進計画の中では位置づけられているのかもわからないけれど、そこの考え方だっというふうな……、例えば数値化、点数化をして、順位の高いものからというふうになったん

なら、その式も出してもらえば僕はいいと思うんだけど、そういうことではないと思うんですよね。それは僕、保育幼稚園課では限界があると思うんですよ、そういう意味では。だから、そういう意味では、中川委員がおっしゃった全庁的なシステムとして、それをどうというような点数化をしていくのか、あるいは省エネという部分の中で、多少年数が早くても、取りかえることによってトータルコストを下げることになるというようなことも含めてセットじゃないと、本来の形にはならないんじゃないかなと思うんです。そこはもう原課では限界があると僕は思うので、そここのところはやっぱり全庁的に取り組むシステム的なものがないと、単に数年とかことしとか来年だけの部分の中の断面で見ているのに終わっているんじゃないかなと思うんです。

だから、そこら辺は僕は、保育幼稚園課からもというか、こども未来部からも、限界というか限度があると。そここのところの整理を庁内全体として細分化してシステム化すること、ということを言ってもらわないと、僕は無理だと思うよ、現実的にね。やる仕事はもっとほかにはいっぱいあるわけで、空調のことだけ考えているわけにいかない話なんでね。そここのところはやっぱり、餅は餅屋さんに任せるという分野が僕はあっていいと思うので、その考え方の整理だけ助言したらいいと思うんだけど、そういう役割分担をすべきじゃないかなと思うんですよ。その辺、部長あたりからも提案されるべきじゃないかと思うんだけど、どう。

○ 市川こども未来部長

中森委員におっしゃっていただいたとおり、こども未来部は技師が1人もおりません。電気技師も建築技師もおりませんので、そういう面では、うちのところで独自にアセットマネジメントを考えていくというのは、やはり無理がございます。

この前の平成26年度から28年度の第2次推進計画に位置づけられたアセットマネジメント事業につきましては、財政経営部と政策推進部のほうから説明させていただいたとおり、中心になっていただいているのは管財課、あとは政策の部分でどれを入れていくというところでは、二部のお力をかりてやっているという状況でございます。

先ほど中森委員からおっしゃっていただいた省エネの観点とか、あるいは順位づけの部分については、もっとこちらの原課のほうからも声を上げまして、全庁的に同じような基準でいけるように。うち以外にも公共施設を抱えている部はたくさんございますし、全部の部に技師が配置されているわけではありませんので、これは私のほうからも庁議のほう

で提案していきたいと思います。

以上です。

○ 中森慎二委員

もちろん議会側というか、我々側からもそれは声高に言っていかないかんことだと思っているけれども、やっぱり原課からもちょうんと声を出してもらって。このアセットマネジメントが、やっぱり実効性のあるものと、将来にわたってこういう考え方でやるというものを、やっぱり物差しをつくって示していく必要があると思うので、それは我々の責任においてもそれは発言していくつもりですけれども、それは役割分担としてまたお願いしたいと思っています。

もう一つ、放課後等デイサービス事業のところで資料もいただいたんですが、結局、補正のときにちょっと問題提起したのは、相談体制が不足しているというところが、セルフプランの実効性が滞っているじゃないかというあたりを指摘したところなんだけど、結局この平成26年度の体制を強化していただいているようなんですが、従来と比べてどこが何人窓口でふえて、現状の課題というのはこれで解決できる体制になったんですかね。そう理解していいんでしょうか。

○ 山路こども保健福祉課長

発達総合支援室への相談体制につきましては、実際に計画を立てますが、先ほど8ページの資料に書かせていただいた三つの相談支援事業所において計画を立てていただきますので、発達総合支援室ではまず、その家庭のお子さんの状況だとか、そういった相談には乗らせていただくんですが、実際に計画を立てるのはこういった事業所ということで、発達総合支援室での相談体制という意味では、現状で対応ができるかと思います。

さらにこういった事業所において、来年度、計画またはセルフプランを立てるに当たっては、発達総合支援室からも働きかけのほうは強めて、平成27年3月までに全ての利用者が計画を立てられるように働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

山路さんのお話は、問題ないというお話なんだけど、現状、今までと平成26年度の体制

は具体的に何人、どこにどう配置されて、その体制に問題がないという話なのか、ちょっと具体的に教えてほしいんだ。

○ 山路こども保健福祉課長

発達総合支援室の職員体制につきましては、今年度、変更はございません。今の現員の中で対応させていただきたいと考えております。

それに加えて、相談支援事業所で計画を立てていただくに当たっては、発達総合支援室のほうから働きかけを努めてまいるという考え方でございます。

以上です。

○ 中森慎二委員

そうすると、従来はないけれども、相談支援事業所をふやしたから、それで対応ができる、ふえたんだという理解なんですか、それは。変わっているんですか、平成25年度と26年度とそこは。

○ 山路こども保健福祉課長

平成25年度の相談支援事業所は3事業所でございます。平成26年度も今のところ3事業所でございますが、今までよりも、うちのほうからできるだけ多くの方の計画を立てていただくように働きかけを進めてまいって、今回、計画を上げさせていただいております1カ月28人という数字を各事業所から、これなら計画を立てることができるという返事をいただいたところでございまして、こういった事業所と発達総合支援室との間で確認された数字をもとに、来年度は可能という判断をいたしております。

さらに、今現在は3カ所の事業所なんですけど、来年度、もう一カ所事業所がふえるという話も聞いておりますので、そういった中では十分な体制がとれるというふうには考えております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

ちょっとよくわからないんですけど、そうすると平成25年度で、その相談体制が問題があると言っていたのは、事業所も変わらない体制の中で、それが不足していたという捉え

方をしているご意見があるとすると、それは何だったんでしょう。できたけどやらなかったということですか。確認してみたらできるのに、やってなかったんだという話なんですか。僕はそこのところがよくわかんないんですが。

○ 市川こども未来部長

放課後等デイサービス事業につきましては、法改正によって新しくできた事業ということで、やはり初年度というのは一定の混乱が生じるということがございます。事業所さんも初めてこういうふうな利用計画、障害児の支援利用計画を立てていくという作業の中で、やっぱりなれない作業をしいられるというのがありました。今年度、県のほうでも研修をされましたので、各事業所さんのほうも多分、人員を派遣されているということはあると思います。それと1年間の経験でもって、やっぱり経験値がだんだん上がってまいりますので、今まで1カ月、例えば4人しか無理よと言っていたところが8人できるようになったということでキャパシティがふえたということで私どもは理解しておりますし、今後もしそういうことがありますので、さらにうちのほうももっと研修を受けていただく方をふやしていただくよう、事業所さんのほうには働きかけていきたいです。その中で必要な方が今後もふえていくことが考えられますし、事業所もふえていくことが考えられますので、対応はしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○ 中森慎二委員

そうすると、新しい施策の導入だったので、窓口で一旦混乱をしていたと。1年間習得して、相談員さんもキャリアアップされたので、基本的な要員体制は変わっていないけれども、スムーズにその辺の相談対応ができるようになっていっていると、そう理解したらいいわけですか。さらに新たな事業所もふえそうだと、そういうことなんですね。わかりました。

○ 芳野正英委員

保育料の滞納についてですけれども、こちらは決算のほうの指摘を大分対応してもろっているかなと思うんですが、参考にある児童手当の引き去り件数ですけど、今でもやっぱり新規でというか、月額どれぐらい滞納があって、その部分がどれぐらい引き去りができるようになってきたのか。この平成25年10月の22名から40名にふえていったのか、これは

別なのか、その辺ちょっともう少し詳しく説明をいただけますか。

○ 伊藤保育幼稚園課長

まず、11ページの下のところの10月の22名から、平成26年2月は40名にふえたということでございます。

それと、児童手当からの引き去りでございます。滞納額につきましては、実際、3カ月以上を超えて滞納をされてみえる方で、10万円以上の方ということを対象にさせていただいて、30名ほどおりました。30名を対象とさせていただいて、事前に特別徴収を実施させていただくというふうなご通知をさせていただいた段階で、その結果、10名ほどの方が自主的にご納付をいただきまして、実際、そのうちの5名ほどが、この40名のうちの増加分の方に該当しているところでございます。

○ 芳野正英委員

要はこれ、児童手当の引き去り件数が18名ふえているんで、それが10名は自主納付で、残りもふえていったとか、先ほどの説明がよくわかんなくて。

要は、もともと平成25年4月ぐらいに滞納者はどれぐらい。3カ月以上、10万円以上の滞納でいいですよ。何人いて、10月以降どうふえて、この2月の現在ではどうふえてきているのかとか、ふえてきているので、効果が見えるというのはいいことだと思うので、その全体的な流れが知りたいんですけど。

○ 伊藤保育幼稚園課長

時点での切り口というのがちょっと分析データがないんですけども、実際、この1月現在、現年度分の保育料の滞納者は177名おまして、その滞納額は1557万6000円ほどでございます。そのうちの当年のみの滞納者というのが42名で、過年度にかかる滞納の方がそのほか135名ほどになっております。

実際、昨年末の決算の段階で1560万円ほどの現年度の滞納が最終的には決算額でございましたけれども、今現在、平成25年度といたしましては、まだ滞納整理のほうも取り組んでおるところでございますので、昨年との切り口の中で考えると、昨年よりも現年度の滞納額を少なくするように取り組んでいるところでございます。

○ 芳野正英委員

またそれを一遍資料で提出してください。

○ 伊藤保育幼稚園課長

わかりました。

○ 芳野正英委員

次よろしいですか。確認なんですけど、不妊治療費助成事業なんですけど、所得制限を設ける理由についている三重県不妊治療費助成事業というのは、この下の図表にある三重県特定不妊治療費助成ということでもいいんでしょうか。

○ 山路こども保健福祉課長

そのことを示しております。

○ 芳野正英委員

その上にある四日市市不妊治療費助成金の、これは県が2分の1補助していますけど、これも同じように不妊治療費助成事業に入るんですか。

○ 山路こども保健福祉課長

こちらのゼロから400万円までの県が2分の1補助する事業につきましては、先ほどの三重県不妊治療費助成事業とは別途、三重県が単独で市町に補助金を出しております、所得の低い方を対象に特定不妊治療をした場合に、市町が補助した2分の1を補助するという形になっておりますので、その事業がここに当てはまって歳入として確保することができます。

以上でございます。

○ 芳野正英委員

確認だけなので、立て続けにさせてください。子宮頸がんワクチンなんですけど、これはおとといですか、副反応検討部会もあったけれども、マスコミの反応では、再勧奨への流れみたいなものをきのうはニュースなんかでやっていたんですが、その結論には至らずと

いうのは至らずなんですけど、具体的な反応としては、やはり再勧奨するような形になってきているんですかね。

○ 山路こども保健福祉課長

県とか国とかから正式に連絡が市に入っているわけでは今のところございません。私どももマスコミ報道を見ながら、そういった流れでやるのかなというような想像をしております。

ただ一方で、けさの新聞は、別途、国のほうではワクチンの成分が発症のきっかけになっている可能性もあるというようなことを考えておまして、これは厚生労働省の、また別途研究班があるみたいなんですけど、そちらのほうで来年度、研究をしていくというような記事も載っておりましたので、明らかに接種勧奨を再開するという結論が出たものではないというふうにも理解はしておるんですが、いまだかつて正式な連絡がございませんので、私どもも判断を迷っているところでございます。

以上でございます。

○ 芳野正英委員

また引き続き情報が来たら教えていただきたいんですけど、平成25年度予算で言うと、恐らく年度途中の6月に積極勧奨中止になったので、その結構衝撃も多くて、減っているかと思うんですけど、実際、今、25年度予算の執行率はどれぐらいで、それも踏まえた上でこの委託料を算出しているんでしょうか。例えば月平均40件ということも、現状で今の1月や2月の時点でもやっぱり月40件ぐらいあるということなんですかね。

○ 山路こども保健福祉課長

子宮頸がんワクチンにつきましては、昨年の4月から6月あたりまでは、月間200件程度の推移をしておりました。ただ、6月にこういった積極的勧奨の中止がありましたので、それ以後平均しますと40件程度ということで、1月の実績を見てみますと、1月はちょっと減ってまして、20件ということになっております。

ということで、実際の見込み数につきましても、かなりの減少があるというふうに見込んでおります。

○ 芳野正英委員

それをもとに委託料、平成26年度は出したのはわかりましたので、25年度の部分で言うと、それって減額修正はもうせんでいいんですかね。平成25年度のワクチン委託料は。

○ 山路こども保健福祉課長

こちらの減額につきましても、平成25年度補正のほうでお願いをさせていただいております。

○ 芳野正英委員

ごめんなさい。出ていましたか。

ありがとうございました。

○ 日置記平委員長

委員の皆さん方にお尋ねいたします。まだ議案第166号ですが、質疑のある方が多ければ、もうあすにしたいと思いますが、ありますか。

(「月曜日ですね」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

あすじゃないな、来月。まだありますね、ある方。

ありますので、本日はこの程度で終わらせていただきます。ご苦労さまでした。

17:15 閉議